

平成24年版

海洋の状況及び海洋に関して講じた施策

A large offshore wind turbine is the central focus, featuring a yellow tower and a white nacelle with three blades. The nacelle has the Japanese text '環境省' (Ministry of the Environment) and 'Ministry of the Environment' written on it. A boat named 'MASUEIMARU' is positioned to the right of the turbine's base. The background is a clear blue sky and a calm sea.

内閣官房 総合海洋政策本部事務局

平成24年版 海洋の年次報告の発行に当たって

海洋は我が国の国土と経済社会の存立基盤であり、海洋資源の宝庫と言われる我が国周辺海域は、日本のフロンティアになっております。このような状況の中、海洋における主権の確保、治安と安全の維持、権益の保全、資源の開発・利用促進など、海洋国家として総合的な取組を強化していくことは極めて重要です。

海洋権益の確保に関する大きな成果として、我が国の大陸棚の延長について、国際連合大陸棚限界委員会の勧告が採択されました。大陸棚延長は、平成20年11月に我が国が申請して以来、3年余の審査を経て平成24年4月に勧告が採択され、国土の約8割に相当する面積の海底が我が国の大陸棚として認められました。これは、我が国が一体となって長年にわたり取り組んだ成果であると言えます。

また、東日本大震災の後、我が国の社会・経済が大きく変化し、とりわけエネルギー問題が注目されています。風力や太陽光等の再生可能エネルギーは、福島第一原子力発電所の事故を契機として、これまで以上に利用拡大が必要となっております。中でも、陸上以上のポテンシャルを有すると言われる「海洋再生可能エネルギー」への期待が高まっていることから、平成24年5月に「海洋再生可能エネルギー利用促進に関する今後の取組方針」を総合海洋政策本部にて決定しました。

本書では、特集として、海洋再生可能エネルギーの概要や政府による技術開発の状況、今後の取組について、できるだけ分かりやすくまとめました。更に、平成23年度以降の海洋に関する主なトピックスを取りあげるとともに、政府が講じた主な海洋施策について報告しています。

本書が、一人でも多くの国民の皆様目に触れ、我が国の海洋政策についてのご理解が深まることを切に望みます。

海洋政策担当大臣 羽田 雄一郎

目次

第1部 海洋の状況	1
1 トピックス ―海洋のこの1年―	1
2 特集 海洋再生可能エネルギーの利用促進について	14
第2部 海洋に関して講じた施策	26
1 海洋資源の開発及び利用の推進	26
2 海洋環境の保全等	28
3 排他的経済水域等の開発等の推進	32
4 海上輸送の確保	33
5 海洋の安全の確保	34
6 海洋調査の推進	37
7 海洋科学技術に関する研究開発の推進等	39
8 海洋産業の振興及び国際競争力の強化	41
9 沿岸域の総合的管理	43
10 離島の保全等	46
11 国際的な連携の確保及び国際協力の推進	48
12 海洋に関する国民の理解の増進と人材育成	52
参考図表等	54

第1部 海洋の状況

1 トピックス ー海洋のこの1年ー

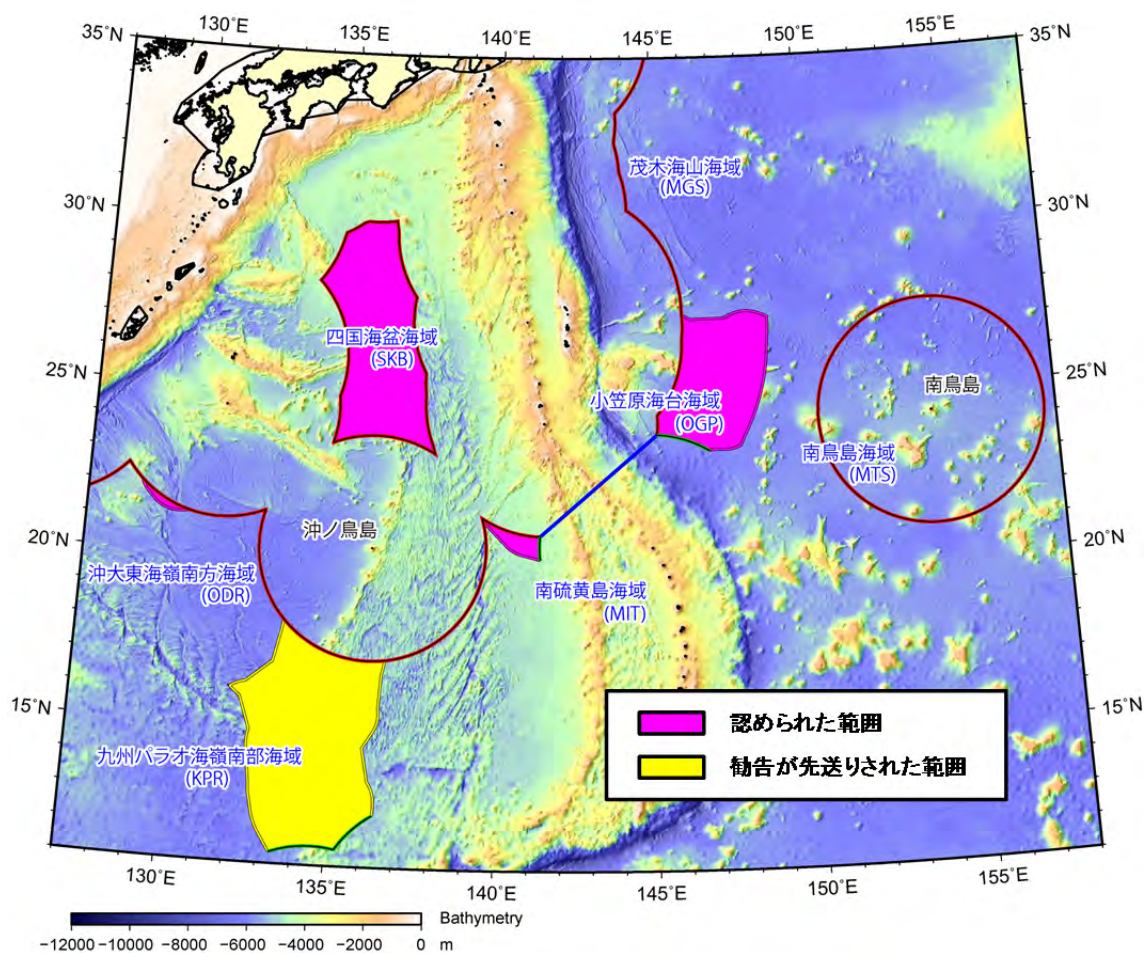
平成23年度以降、我が国においては、様々な海洋に関する話題がありました。ここでは、その主なものをトピックスとして紹介します。

- (1) 我が国大陸棚延長に関する大陸棚限界委員会の勧告について
- (2) 東北マリンサイエンス拠点の形成
- (3) バレンツ海の海氷減少がもたらす北極温暖化と大陸寒冷化
～日本の冬の寒さを説明する新たな知見～
- (4) 地球温暖化に関する海洋の変動について
～海洋内部の水温上昇～
- (5) 海洋情報のビジュアル化、はじめました！
- (6) 排他的経済水域（EEZ）外縁を根拠付ける離島の地図・海図に記載する名称の決定について
- (7) 鉱業法の一部を改正する等の法律（平成23年法律第84号）について
- (8) 「小笠原諸島」の世界自然遺産への登録について
- (9) 新海洋資源調査船が完成・就航
- (10) 深海底微生物資源の動向等に関する調査
- (11) 世界初！中国水域で大型クラゲの幼体を発見
～出現予測の高度化に向けて前進～

(1) 我が国大陸棚延長に関する大陸棚限界委員会の勧告について

我が国が平成 20 年に大陸棚限界委員会（CLCS）に申請した大陸棚延長について、同委員会は、平成 24 年 4 月、第 29 会期会合で勧告を採択しました。

勧告では、沖ノ鳥島を基点とする大陸棚延長を申請した四国海盆海域の大部分を含む合計約 31 万平方キロメートルについて、同委員会の同意を得ました。九州・パラオ海嶺南部海域については、勧告が先送りとなりました。今回の大陸棚限界委員会による勧告は、全体として、我が国の海洋権益拡充に向けた重要な一歩となります。



図：我が国の延長大陸棚

(2) 東北マリンサイエンス拠点の形成

東日本大震災の津波・地震により、多量の瓦礫の堆積や藻場の喪失、岩礁への砂泥の堆積により、沿岸域の漁場を含め海洋生態系が大きく改変しました。このため、東北沖の漁場を回復させるとともに、沿岸地域の産業・集落を復興させることが課題となっております。全くはじめての海洋環境で漁場を復興させるとともに、新たなアイデアに基づく産業を振興するため、大学等の科学的知見を有効活用することが必要不可欠な状況です。

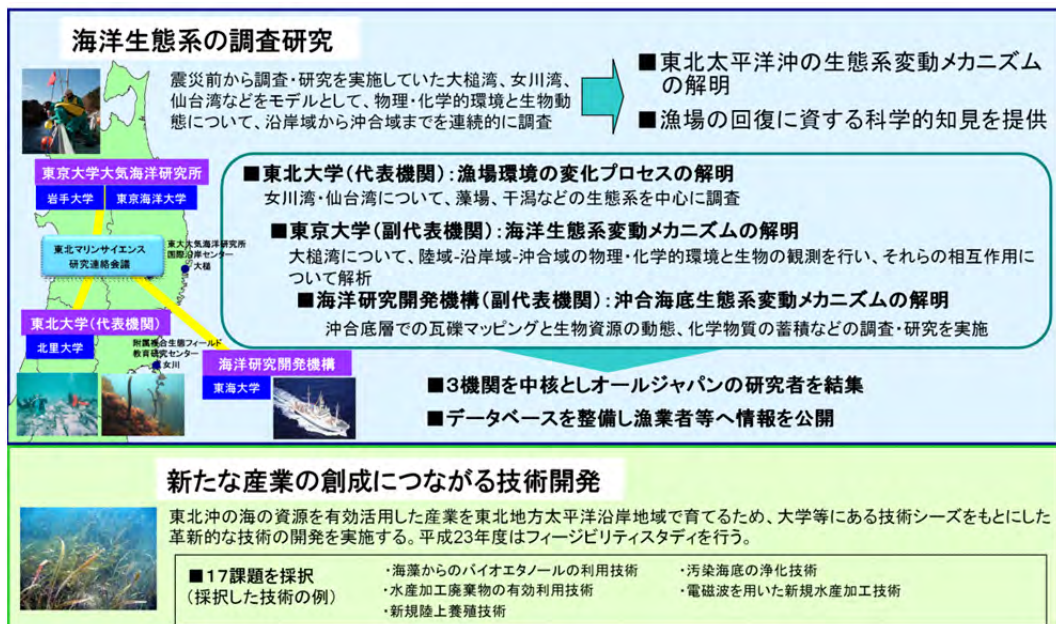
文部科学省では、「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成 23 年 7 月 29 日）を踏まえ、大学や研究機関等によるネットワークとして東北マリンサイエンス拠点を形成し、地元自治体や関係省庁等と連携しつつ、東北の復興を図るための以下のような研究を実施します。

① 海洋生態系の調査研究

海洋生態系の物理・科学的環境と生物動態について沿岸域から沖合域までを連続的に調査することで、生態系の変動メカニズムを解明するとともに、漁場の回復に資する科学的知見を提供する。

② 新たな産業の創成につながる技術開発

東北沖の海の資源を有効活用した産業を東北地方太平洋沿岸地域で育てるため、大学等にある技術シーズ（陸上養殖に資する技術等）をもとにした革新的な技術の開発を実施する。



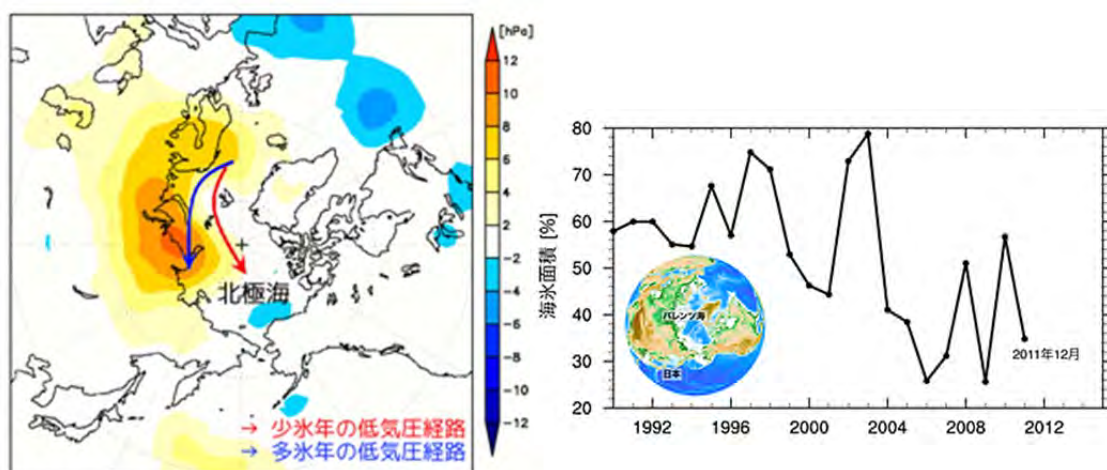
図：東北マリンサイエンス拠点の形成における取組の概要

(3) バレンツ海の海氷減少がもたらす北極温暖化と大陸寒冷化～日本の冬の寒さを説明する新たな知見～

北極の温暖化と対となってシベリアの寒冷化現象がしばしば観測されることがあります。これは地球温暖化の一端として解釈できるのか世界的議論の的となっていました。

独立行政法人海洋研究開発機構は、北極の温暖化が最も著しい冬のバレンツ海（北極海の一部）に着目し、そこで発生する低気圧の経路が海氷の多寡によってどのように変化し、北極の温暖化とシベリア域の寒冷化にどのような影響を与えているのかを調べました。その結果、冬季バレンツ海を発生源とする低気圧の経路が近年の海氷減少に伴い通常より北側を通過していることを気象データの解析により示しました。この低気圧経路の変化によって、北極海上はより暖められる一方、シベリアでは北からの寒気が入り込みやすい状況が形成されます。これは地球温暖化が進行するにもかかわらず、近年の日本の冬が寒い原因の一つであることを意味し、海氷減少と北極温暖化が中緯度の気候変動と密接に関連することを示した極めて重要な知見です。

また、この成果は、米国気象学会発行の学術誌 *Journal of Climate* の 3 月号に掲載されました（1 月 26 日付けで Early Online Release 版には掲載済み）。



左図：バレンツ海

この項は、海洋研究開発機構ホームページを基に作成しました。

URL：http://www.jamstec.go.jp/j/about/press_release/20120201/

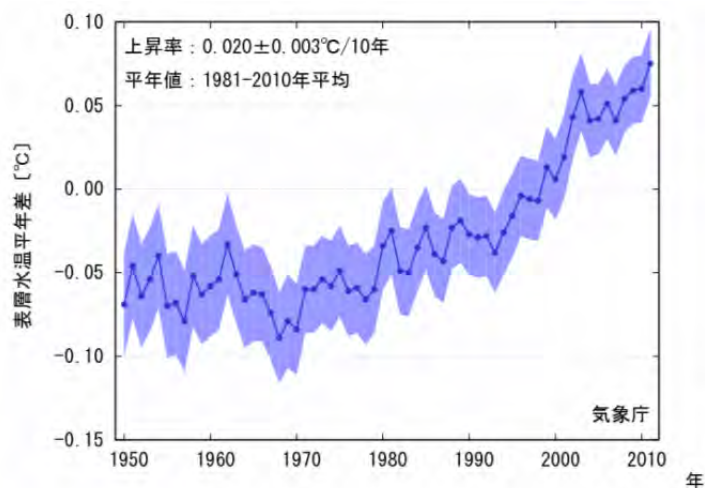
(4) 地球温暖化に関する海洋の変動について～海洋内部の水温上昇～

近年、地球環境や社会活動に大きな影響を与えるものとして、温室効果ガスの増加による地球温暖化が高い関心を集めています。地球温暖化に伴って地球表面付近に蓄えられている熱量は増加しており、その80%以上が海洋に蓄積されることから、水温の上昇に伴う海水の熱膨張による海面水位の上昇などが懸念されています。このような水温や海面水位の上昇は、沿岸での人々の暮らしや海洋の生態系などに影響を及ぼします。

海洋内部の海面から水深数百 m までの層は海洋に蓄えられる熱量の約3分の2を蓄積し、海面を通じて大気にも大きな影響を及ぼすことから、この海洋内部の層の水温を解析することは気候変動を監視する上でも極めて重要です。このため気象庁では、観測船などによる観測をもとに世界全体の海面から水深700mまでの水温について解析しました。

その結果、この層の平均水温は過去50年以上にわたって上昇し続けていることが分かりました(下図)。さらに1993年～2010年における人工衛星による海面水位の観測と比べたところ、世界全体で上昇した海面水位のうち、およそ3分の1は水温上昇に伴う熱膨張によるものであるということが分かりました。

気象庁では、これらの海洋内部の水温変化のほか、海洋が吸収している二酸化炭素の量など地球温暖化に関する海洋の情報を、気象庁ホームページ「海洋の健康診断表※」より公開しています。



図：世界全体の海面から水深700mまでの海洋内部の平均水温の変化（1981年から2010年の平均値を基準として、そこからの差を丸付きの実線で、解析の確からしさ（95%の確率で信頼できる幅）を陰影で示しています。）

※「海洋の健康診断表」

URL : <http://www.data.kishou.go.jp/kaiyou/shindan/index.html>

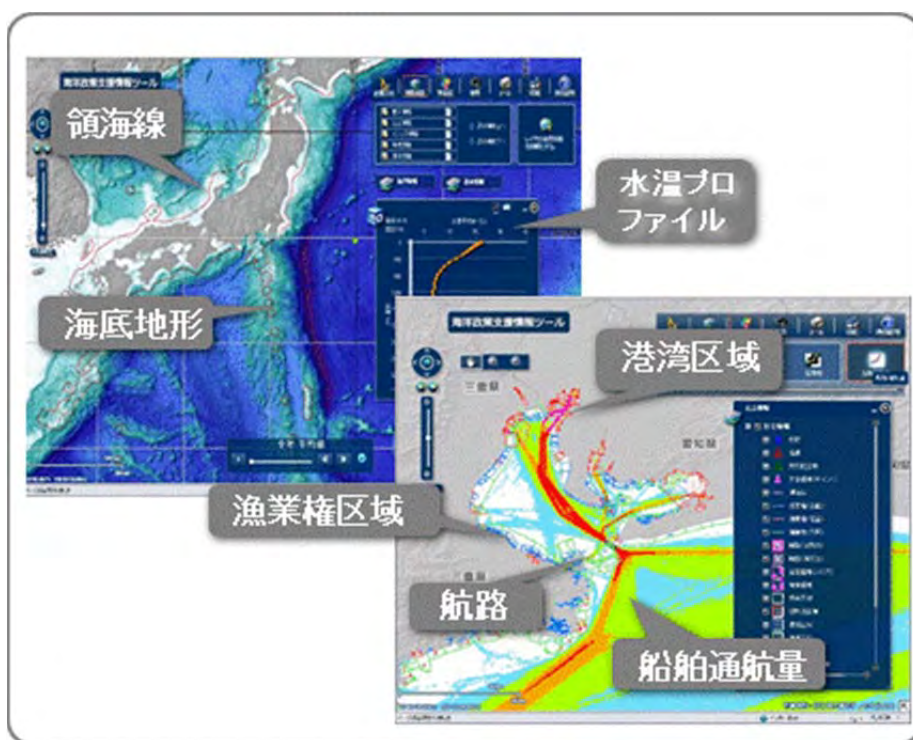
(5) 海洋情報のビジュアル化、はじめました！

我が国のフロンティアである「海」を活用するには、その海域の情報を把握・理解することが第一歩となります。海上保安庁では、海洋基本計画に基づき、海洋情報の一元化の取組を進めています。

平成22年3月からは、海洋情報一元化の第一歩として国内の関係機関に分散する情報について、所在情報をデータベース化し、インターネットで提供する海洋情報クリアリングハウスを整備し、情報提供を行っています。

海洋情報一元化の次のステップとして、海上保安庁が保有する情報を、インターネットでビジュアルに重ね合わせて見ることができる「海洋政策支援情報ツール」を整備し、平成24年5月18日に公開しました。

今後は、海洋政策支援情報ツールを基盤として、内閣官房総合海洋政策本部事務局の調整のもと、関係省庁の協力を得て、情報の追加や表示機能の強化を図り、「海洋台帳」として整備していく予定です。



図：海洋政策支援情報ツール表示例 (<http://www5.kaiho.mlit.go.jp/kaiyo/>)

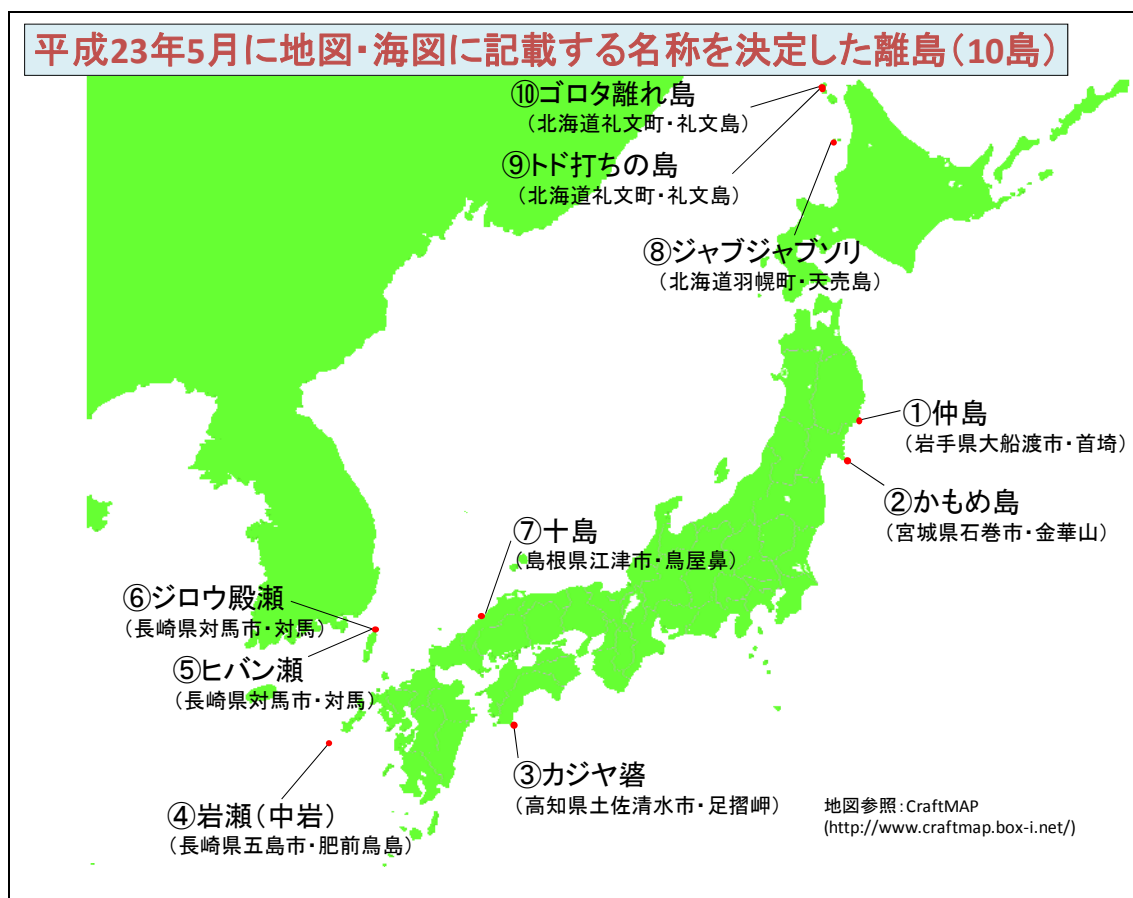
(6) 排他的経済水域 (EEZ) 外縁を根拠付ける離島の地図・海図に記載する名称の決定について

総合海洋政策本部では、「海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針」(平成 21 年 12 月 1 日総合海洋政策本部決定)に基づき、平成 22 年度より排他的経済水域 (EEZ) の外縁を根拠付ける離島について、地図・海図に名称が記載されていない島の名称の決定に取り組んでいます。

EEZ の外縁を根拠付ける全国 99 の離島のうち、これまで地図・海図に名称が記載されていなかった 49 島について、平成 22 年度より地元自治体への確認等を行ってきました。うち 10 島については、平成 22 年度中に地元での呼称が判明したため、平成 23 年 5 月に地図・海図に記載する名称を決定しました。

残る 39 島についても、地方公共団体への確認、地図を所管している国土地理院及び海図を所管している海上保安庁の協議を経て、平成 24 年 3 月に地図・海図に記載する名称を決定したところです。

平成 24 年度以降は、領海外縁を根拠付ける離島について、同様に名称を確認し、不明のものについては、地図・海図に記載する名称の決定を行っていく予定です。



平成24年3月に地図・海図に記載する名称を決定した離島(39島)



(7) 鉱業法の一部を改正する等の法律（平成 23 年法律第 84 号）について

第 7 回総合海洋政策本部会合で決定された「排他的経済水域等における鉱物の探査及び科学的調査に関する今後の対応方針」のとおり、我が国の排他的経済水域等における鉱物の探査について、主権的権利等を適切に行使していく観点から「鉱業法の一部を改正する等の法律（平成 23 年法律第 84 号）」が平成 23 年 7 月 22 日に公布され、平成 24 年 1 月 21 日から施行されました。

1. 法案の背景・目的

国際的な資源獲得競争が激化し、資源確保を巡る状況が年々激しさを増している中で、海外での資源権益の獲得に加え、国内での資源開発を着実に進め、鉱物資源の安定供給を確保することがますます重要となっています。

こうした中、我が国の鉱業に関する基本的事項を定める鉱業法は、昭和 25 年に制定されて以来、本格的な改正がされておらず、必ずしも鉱物資源の開発を巡る国内外の新たな動きに対応できる制度ではありませんでした。

このような状況を踏まえ、国内において鉱物資源を適正に管理しつつ、適切な主体による合理的な開発が行われることを確保するため、鉱業法の一部を改正しました。

2. 法律改正の概要

(1) 鉱業権の設定等に係る許可基準の追加

適切な主体により鉱物資源の開発が行われるよう、鉱業権を設定する際の許可基準を新たに追加し、経理的基礎や技術的能力等を有している開発主体に鉱業権を設定することとしました。

(2) 鉱業権の設定等に係る新たな手続制度の創設（特定区域制度）

石油、天然ガスなどの国民経済上特に重要な鉱物を「特定鉱物」として位置付け、特定鉱物の鉱業権の設定について、従来先願者に鉱業権を付与する手続に代えて、国の管理の下で鉱区の候補地を指定し、当該候補地において特定鉱物の開発を最も適切に行うことができる主体を選定して、その者が鉱業権の設定の許可を受ける手続を創設しました。

(3) 鉱物の探査に係る許可制度の創設

鉱物資源の探査活動に関する許可制度を創設するとともに、必要に応じて国が探査実施者に対し探査結果の報告を求めることができる制度を創設しました。

この項は、経済産業省ホームページを基に作成しました。

URL : <http://www.meti.go.jp/press/2011/07/20110722008/20110722008.html>

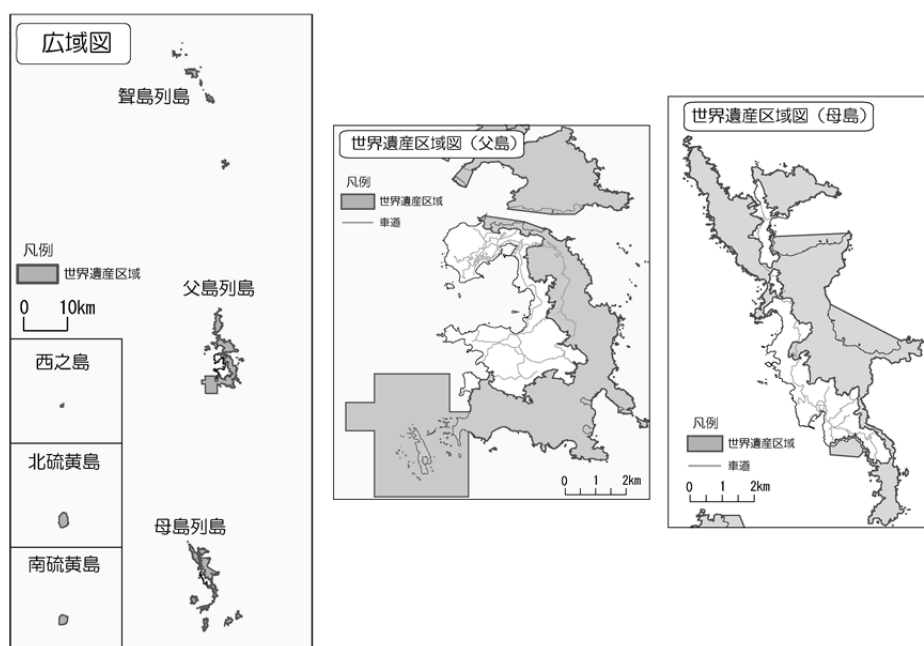
(8) 「小笠原諸島」の世界自然遺産への登録について

人類共通のかけがえのない財産として、将来の世代に引き継いでいくべき宝物、それが世界遺産です。世界遺産には、文化遺産と自然遺産があり、自然遺産に登録されるためには4つの評価基準「地形・地質」「生態系」「自然景観」「生物多様性」のいずれかを満たす必要があります。

平成23年6月に開催された第35回世界遺産委員会において、我が国から世界自然遺産として推薦していた「小笠原諸島」が、世界遺産一覧表へ記載されることが決定し、我が国では4番目となる世界自然遺産が誕生しました。

小笠原諸島は一度も大陸と陸続きになったことがない海洋島であり、その小さな島の中で独自の進化を遂げた固有の陸産貝類や植物等が多く生息・生育する貴重な生態系が見られ、生物進化の縮図とも言える点で世界的な価値が認められました。

世界的に貴重な価値を将来の子どもたちにしっかり引き継ぐことができるよう、より一層質の高い保全管理を行っているところです。



図：世界遺産区域、左図：広域図、中図：父島拡大図、右図：母島拡大図

※「生態系」の登録基準

陸上、淡水域、沿岸及び海洋の生態系、動植物群集の進化や発達において、進行しつつある重要な生態学的・生物学的過程を代表する顕著な例であること。

(9) 新海洋資源調査船が完成・就航

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）が建造を行っていた新たな海洋資源調査船「白嶺（はくれい）」が完成し、引渡式が、1月31日、三菱重工業株式会社下関造船所で行われました。

この新海洋資源調査船は、我が国周辺海域の海洋資源の探査、開発を推進するために建造された調査船で、平成22年7月、三菱重工業株式会社下関造船所で起工、平成23年3月、「白嶺」と命名され、進水後、船内工事を経て完成しました。総トン数6,283トン、全長118.3m、幅19.0mの調査船で、2種類の大型掘削装置や各種の最新調査機器を搭載しています。

引渡しを受けた「白嶺」は平成24年2月から沖縄海域等において掘削装置など大型調査機器を用いた海底鉱物資源の賦存量調査や海洋環境基礎調査等を行っています。



写真：白嶺（JOGMEC）

この項は、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）のホームページを基に作成しました。

URL：http://www.jogmec.go.jp/news/release/docs/2011/newsrelease_120131.pdf

(10) 深海底微生物資源の動向等に関する調査

海洋基本計画では、新たな産業の創出、医薬品、新素材開発等様々な関連産業発展の可能性があり、深海底微生物資源の取扱いについて、国際的な議論を把握することが規定されています。また、平成 22 年 10 月に名古屋で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）では、遺伝資源の取得とその利用から生じる利益の公正で衡平な配分（ABS）に関する「名古屋議定書」が採択されました。

このような状況を踏まえ、内閣官房総合海洋政策本部事務局では、平成 23 年度、深海底微生物資源の動向等に関する調査を実施しました。調査は各種文献・資料・Web サイト調査の他、有識者ヒアリングを実施し、深海底微生物の遺伝資源を利用した製品、ABS に関する国際的な議論の動向、新たな萌芽的な海洋産業等について取りまとめました。

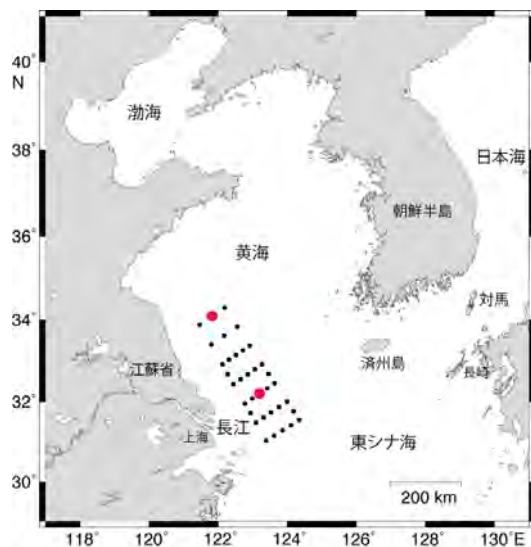
深海微生物を利用した商品開発を行うためには、微生物を得るための潜水調査船や機器が必要となり、サンプル採取の機会が限られているほか、採取したサンプルから微生物を単離しかつ有用な遺伝子を探し出すことは容易ではないことから、実際に商品化された事例は、当該調査においては、独立行政法人海洋研究開発機構（JAMSTEC）と（株）ニッポンジーンが開発した研究用試薬「耐熱性アガラーゼ」（効率的に DNA 断片を抽出できる酵素）のみにとどまりました。なお、JAMSTEC では深海微生物由来の有用な酵素（生体内で自らは変化せずに化学反応を促進、加速する生体触媒）を数多く発見している他、深海生物の特性に着目して、産業利用を念頭に置いた技術開発を展開していることから、今後もさらなる成果の創出が期待されます。

海洋における萌芽的な新産業としては、平成 20 年度及び 21 年度の「海洋産業の活動状況に関する調査」など、過去に総合海洋政策本部事務局が実施した調査で必ずしも十分に情報収集できていない分野等を勘案し、「海洋深層水のエネルギー利用」、「藻類による二酸化炭素固定とバイオマス燃料生産」、「二酸化炭素の回収・貯留（CCS）」といった分野を取りあげました。萌芽的分野であることから、研究開発段階や実証プロジェクト段階の事例が多く、実用化・産業化されている事例はあまりありませんでしたが、特に、海洋深層水のエネルギー利用に関しては、工場で冷却用として用いた後で養殖業へ利用するといった多段利用について紹介しています。

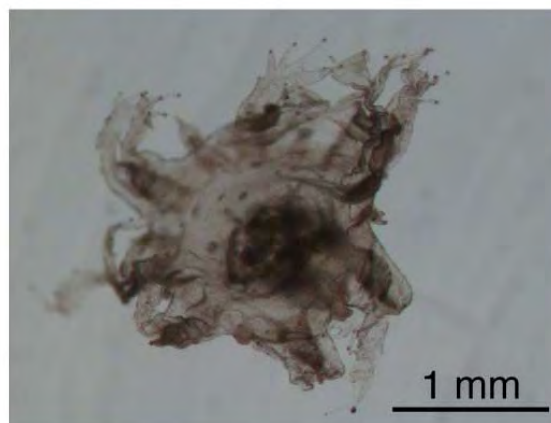
(11) 世界初！中国水域で大型クラゲの幼体を発見～出現予測の高度化に向けて前進～

独立行政法人水産総合研究センターは、水産庁補助事業「大型クラゲ国際共同調査事業」の一環として、中華人民共和国農業部農業局および中国水産科学研究院の協力を得て、2011年5月に東シナ海から黄海にかけての中国の排他的経済水域内において、大型クラゲ（*Nemopilema nomural*）の分布調査を中国水産科学研究院東海水産研究所と共同で実施しました。調査の結果、長江河口の外側の水域と江蘇省の沖合において、傘の直径約2mmの大型クラゲの幼体（エフィラ）5体を発見しました。これまで、傘の直径が1cm程度の幼体は中国の遼東湾奥や韓国西岸の群山沖で見つかっていましたが、これほど小さい幼体が発見されたのは初めてのことです。5個体の幼体は、その形態の発達状態から、いずれも大型クラゲの発生源と考えられている場所から遊離して10～15日を経過したものと推定されました。

この発見は、大型クラゲの発生場所とその後の移動経路を海洋モデルによって推定するための基礎資料となり、日本沿岸における大型クラゲ出現予測技術の高度化に向けた調査研究の大きな一歩となることが期待されます。



図：2011年5月、東シナ海～公海における大型クラゲ分布調査地点（●）と幼体発見場所（●）



写真：採集された大型クラゲの幼体（エフィラ）

この項は、水産総合研究センターのホームページを基に作成しました。

URL：<http://www.fra.affrc.go.jp/pressrelease/pr23/240224-1/index.html>

特集 海洋再生可能エネルギーの利用促進について

1. 我が国における再生可能エネルギー開発・利用の取り組みの始まり

再生可能エネルギーとは、化石燃料以外のエネルギー源のうち永続的に利用することができるものを利用したエネルギーです。我が国の再生可能エネルギー開発・利用に係る取り組みは、1973年の第1次石油ショックがきっかけとなり始まりました。このとき石油価格は高騰しましたが、エネルギーの安定供給を確保すべく、エネルギー源を多様化し国産化を進めるために、当初は、太陽、地熱とともに、石炭、水素エネルギーなどにも重点が置かれ、「新エネルギー」と位置づけられました。また、第2次石油ショック後に、省エネルギーを推進するための取り組みも始まりました。

その後、1990年代頃から地球温暖化対策が政策課題として認識されるようになり、二酸化炭素を排出しないエネルギーの必要性が高まりました。現在、政府は、太陽光、太陽熱、風力、中小水力、氷雪や海水の熱、地熱、バイオマスなどの再生可能エネルギーの利用を促進してきたほか、海洋温度差や波力などこれら以外のものも含めて研究開発・技術開発などに取り組んでいるところです。

これらの再生可能エネルギーの開発・利用推進には、環境負荷が小さいことだけでなく、エネルギー源の多様化に資すること、国内で調達可能であること、新たな市場や雇用機会の創出などの効果も期待できることなど重要な意義があります。平成20年3月に、海洋基本法に基づき策定された「海洋基本計画」においては、「管轄海域に賦存し、将来のエネルギー源となる可能性のある自然エネルギーに関し、地球温暖化対策の観点からも、必要な取組や検討を進める。洋上における風力発電については、設置コストの低減、耐久性の向上のための技術的課題とともに、環境への影響を評価する手法の確立に取り組む。また、波力、潮力等による発電については、海外では実用化されている例もあるので、国際的な動向を把握しつつ、我が国の海域特性を踏まえ、その効率性、経済性向上のため基礎的な研究を進める。」として、政府として取り組む方向が示されているところです。

2. 海洋再生可能エネルギー利用の取り組み強化

2-1 東日本大震災と再生可能エネルギーの開発・利用の加速

我が国における発電電力のエネルギー源に占める再生可能エネルギーの割合は、約 10%です。このうち大規模な水力発電を除く新エネルギー等は 1.2%で(図 1 参照)、風力発電はこのうち 0.4%となっています。

こうしたなか、平成 23 年 3 月に、東日本大震災が発生しました。これに起因する東京電力福島第一原子力発電所の事故を受けて現在進められている我が国のエネルギー政策の見直しにおいて、再生可能エネルギーの開発・利用を一層加速させることが求められています。

我が国は、広大な管轄海域を有することから、我が国において利用できそうな再生可能エネルギーのうち、洋上風力、波力、潮力、潮流、海流、海洋温度差等日本周辺海域の再生可能エネルギーについては、陸上以上のポテンシャルがあると言われております。

例えば、洋上風力発電については、概ね 15 億 kW の導入ポテンシャル(自然要因や社会的条件を考慮したエネルギー量)があるとされています(表 1 参照)。ただし、そのうちの導入可能量(現在の技術水準を前提とした経済性を踏まえたエネルギー量)は、2 種類の試算では前提条件の違いにより 14 万~300 万 kW と幅がありますが、我が国の総発電設備容量 2.4 億 kW(出典：資源エネルギー庁エネルギー白書 2012)と比較して現状では低い水準にとどまっています。また、他のエネルギーについても、現在の技術水準等を踏まえた場合、例えば波力については、2 億 kW のエネルギーに対し導入ポテン

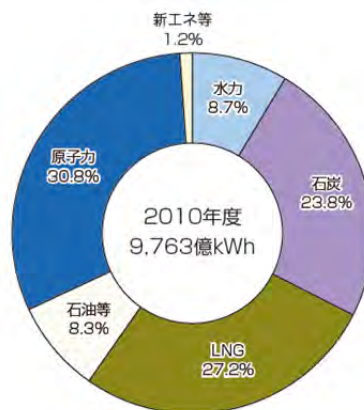


図 1：我が国の年間発電量の構成（2010 年度）

(出典：資源エネルギー庁 エネルギー白書 2011)

表 1：我が国の洋上風力発電のポテンシャル

	賦存量 (万kW)	導入ポテンシャル (万kW)	導入可能量 (万kW)
経済産業省試算	174,497	150,076	300
環境省試算		157,262	14

賦存量：設置可能面積、風速、河川流量等のみを考慮して算出されるエネルギー量
 導入ポテンシャル：自然要因、法規制(自然公園等)などの制約条件を考慮して算出したエネルギー量
 導入可能量：経済性を考慮して絞り込んだエネルギー量
 (経済産業省、環境省資料を基に作成)

は、2 種類の試算では前提条件の違いにより 14 万~300 万 kW と幅がありますが、我が国の総発電設備容量 2.4 億 kW(出典：資源エネルギー庁エネルギー白書 2012)と比較して現状では低い水準にとどまっています。また、他のエネルギーについても、現在の技術水準等を踏まえた場合、例えば波力については、2 億 kW のエネルギーに対し導入ポテン

シャルが 500 万 kW あまりと現状では経済性を考慮しなくても限られた量しか導入できないとされています（表 2 参照）。

いずれにせよ海上に賦存する膨大なエネルギーを実際に生かすために、今後の技術開発による一層の効率化や低コスト化が必要となっています。

表 2：波力発電等のポテンシャル（現状の技術を前提）

	波力発電	海洋温度差	海流	潮流	潮汐
海洋エネルギーポテンシャル (万kW)	19,510	90,423 (※)	20,514	2,213	29
導入ポテンシャル (万kW)	539	595	128	187	17
発電ポテンシャル (TWh/年)	19	47	10	6	0

(※) 万kWth

海洋エネルギーポテンシャル：海水のもつ物理的な位置エネルギー・運動エネルギー・熱エネルギー（海洋温度差は熱エネルギー）

導入ポテンシャル：地理的条件を考慮し、発電デバイスを理想的に海上または陸上に敷設した場合に得られる設備容量[kW]

発電ポテンシャル：地理的条件を考慮し、発電デバイスを理想的に海上または陸上に敷設した場合に得られる年間を通じた総発電量[kWh/年]

（出典：新エネルギー・産業技術総合研究開発機構、平成 22 年度「海洋エネルギーポテンシャル把握のための業務」報告書）

2-2 海洋再生可能エネルギーの導入の現状と技術開発の取り組み

ここで、海洋再生可能エネルギーを種類ごとに見ていきましょう。

2-2-1 波力

波の力をエネルギー源とする取り組みについては、我が国では、第 1 次石油ショック後から世界に先駆けた波力発電の取り組みが行われてきましたが、エネルギー変動が大きいことやコストが高いことなどから実用化には至っていません。

「マイティーホエール」（図 2 参照）は、（独）海洋研究開発機構（海洋科学技術センター（当時））によって、平成 10 年から 14 年にかけて三重県南勢町沖実海域実験を行った沖合浮体式波力発電装置で、長さ 50m、幅 30m、深さ 12m の装置に寄せる波の振動を、空気室で空気の振動に変換しタービンを回して発電する「振動水柱型空気タービン（ウエルズタービン）」を用いて

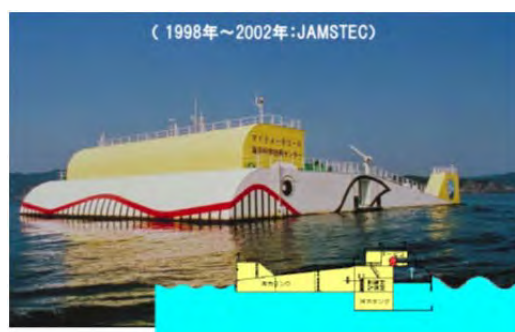


図 2：マイティーホエールの外観
（出典：海洋研究開発機構）

います。打ち寄せた波はこの装置に吸収され装置の向こう側では海面が穏やかになることから、そのような場所は波の弱い海面に適したレジャーなどに使える可能性もあるそうです。同じような「振動水中型」には、（独）港湾技術研究所が山形県酒田市において平成元年から 4 年に実証試験を行ったような、空気室を防波堤に設けるものなどいくつかの装置が考案されています。

別の方式として、海に浮かべた構造物の波による動きを回転エネルギーに変換して発電する方式もいくつか考案されています（図 3 は、海へびのような形の構造物が海面上でうねるような動きや、巨大な板状の構造物の波による動きを使って発電機を回す装置）。



図 3 : Plamis 社と Aquamarine 社の波力発電装置

2-2-2 洋上風力

風力発電は、発電機を風車でまわすという単純な原理によるものであることから、比較的発電コストが低く、事業採算性が高いため、陸上においては既に実用化の段階に入っています。全世界での導入量（陸および洋上の合計）は、2011 年にかけて前年比で毎年 2~3 割以上ずつ伸びるなど急増しており、2011 年末の発電設備容量（発電できる最大能力）

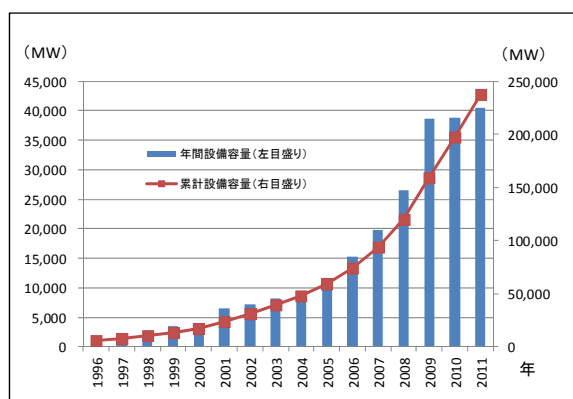


図 4 : 世界の風力発電の導入状況

は累計で 238GW に達しています（図 4 参照）。

このうち洋上風力発電は、4.096GW で全体の 1.7% を占めています。

国別では、2011 年末において、中国、米国およびドイツの累計設備容量は、それぞれ 62、47、29GW となっています（表 3 参照）。日本の風力発電の導入量は、残念ながら 2.5GW と世界で 13 位にとどまっています。これは、複雑で山が多いため風況が必ずしもよくないこと、台風の直撃を受けたり落雷が多かったりするなど気象条件が厳しいこと、導入可能な場所が限られていることなどによるものと思われます。このうち洋上風力発電は、北海道瀬棚港、山形県酒田港および茨城県鹿島港の 3 カ所において商業的に実用化されており、設備容量は合計 2.5 万 kW です（図 5 参照）。いずれも港湾区域内で、洋上といって

も海岸に近く浅い海底に建設された着床式のものです。

なお、海外の洋上風力発電については、英国の累計設備容量が209.4万kWと世界の半分を占めているほか、デンマーク、中国、デンマーク、オランダ、ドイツがそれぞれ85.7、25.8、24.7、20.0万kWなどと続いています。

表3：風力発電の国別導入状況（2011年）

		新規設備(MW)	累計設備容量(MW) (年末)
1	中国	17,631	62,364
2	米国	6,810	46,919
3	ドイツ	2,086	29,060
4	スペイン	1,050	21,674
5	インド	3,019	16,084
6	フランス	830	6,800
7	イタリア	950	6,737
8	英国	1,293	6,540
9	カナダ	1,267	5,265
10	ポルトガル	377	4,083
11	デンマーク	178	3,871
12	スウェーデン	763	2,970
13	日本	168	2,501
	上記以外の国	4,142	22,801
	世界合計	40,564	237,669

出典：Global Wind Energy Council

我が国の洋上風力発電の現状(現在稼働中及び実証実験予定のもの)

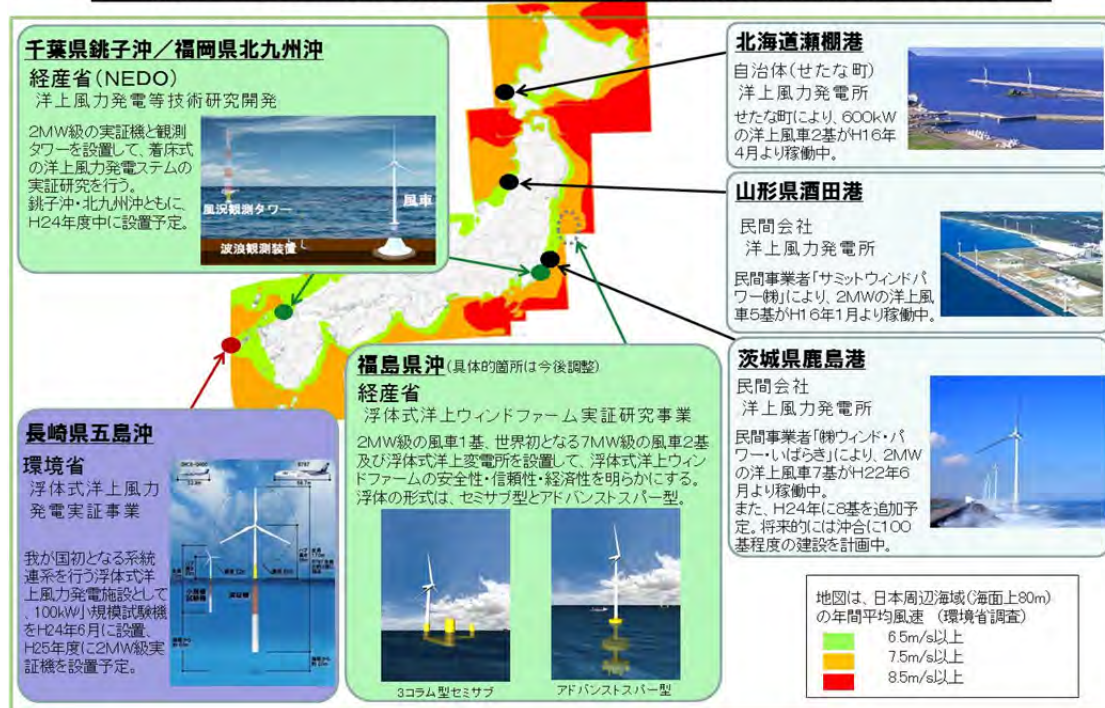


図5：我が国の洋上風力発電の現状

風力発電の問題点としては、発電量が不安定なこと、騒音・低周波音があること、景観上好まれない場合があること、鳥類が風車に衝突することなどが挙げられています。洋上で風力発電を行う場合、山や建物などの障害物がないた

め相対的に風が安定していること、人が居住していないため騒音や景観などの観点での障害が比較的小さいこと、また、広大な海域に極めて大きな量のエネルギーが賦存していることなど、陸上との比較において大きな可能性を秘めています。我が国における課題としては、急峻で深い海底の地形への対応、航行の安全性確保や漁業に対する影響などが挙げられます。本格的に洋上風力発電を導入するためには、経済性に優れた大型の風車を、より深い海に対応した浮体式で設置する必要があります。

政府においては、経済産業省、環境省および国土交通省が、発電システムの実証研究や浮体構造物の安全性に関する研究開発を実施しています。

2-2-3 潮汐

海面は、潮汐力により一日概ね 2 回上下します。これを利用し満潮時に堤防を閉め、貯めた海水の力で発電を行うことができます。フランス、カナダ、中国では実用化されていますが、潮位差が小さい我が国では不利な条件を克服していく技術が必要でしょう。

2-2-4 潮流・海流

潮汐によって引き起こされる潮流や黒潮のように定常な流れである海流のエネルギーでプロペラやタービンを回すことにより、発電することができます（図 6 参照）。黒潮は世界有数の海流で膨大なエネルギー量をもっており、大きな可能性を有していますが、現在では主に海外で様々な方式の装置の研究が行われています。



図 6 : OpenHydro 社の潮流発電

2-2-5 海洋温度差

海水の温度は水深 1,500m で摂氏 2~4 度程度ですが、表面では暖かいことから、アンモニアなどの気化しやすい物質を表面海水で蒸発させタービンを回して発電し、深層部の冷たい海水で液体に戻すサイクルを利用する技術があります。理論的には地球上のほとんどの海域に安定して賦存する膨大なエネルギーであり、極めて安定していることが特徴ですが、深海から海水をくみ上げるのに動力を必要とすることなどから、再生可能エネルギーの中でも規模の経済性

が強くはたらく方式と言われていています。日本でも沖縄などの海の表面水温度は高いので、効率的に発電できる可能性があります。

我が国では、佐賀大学の海洋エネルギー研究センターが取り組んでおり、技術的には世界トップクラスの水準に達しているといわれています。

3. 政府による技術開発を巡る取り組み

上述の通り、現在、我が国における海洋再生可能エネルギーとして実用化されているのは、海岸に近い浅い洋上に立地した 3 カ所の洋上風力発電のみですが、今後は、広大な面積を確保することができる沖合に発電施設を展開していく必要があります。その際、台風や落雷など我が国の厳しい気象・海象に適したシステムを開発していく必要があります。

3-1 経済産業省

風車を海底に固定する着床式の 2MW 級洋上風力発電設備を千葉県銚子沖および福岡県北九州沖に設置し、耐久性や環境への影響など今後の導入に向けての課題について研究を進めるとともに、海域における風況等海象観測システムの研究・開発、また、低コスト化を図る上で不可欠な超大型風力発電システムの開発等多面的な取り組みを行っています。平成 24 年 9 月頃までに銚子沖に設備が建設される予定です。

さらに、東日本大震災後、エネルギー政策見直しが行われている中、平成 23 年度補正予算により、将来、発電設備容量 1,000MW 級の大規模浮体式洋上ウインドファーム（多数の風力発電装置が立地する場所）を建設するために必要となる安全性、信頼性や経済性を検証し、要素技術の研究開発を進め、世界最大級の 7MW 級のものを含む 3 基の浮体式洋上風力発電装置からなる発電所を建設・運用するプロジェクトが始まっています。着床式が設置可能な遠浅の海域（水深 50m 程度まで）が少ない日本における、「実用規模の洋上風車を用いた複数の浮体式」という世界初の試みとして注目を集めています。

また、平成 23 年度から波力発電や潮流発電等洋上風力発電以外の海洋再生可能エネルギーについて、装置の発電効率や耐久性の向上を目指して実証研究や要素技術開発を支援する制度をスタートさせたところであり、平成 23 年度案件としては波力発電 3 件（実証研究）、潮流発電 1 件（実証研究）、海流発電 1 件（要素技術開発）、海洋温度差発電 1 件（要素技術開発）の計 6 件のプロジェクトが採択されています。

3-2 環境省

環境省では、平成 22 年度から、我が国初となるフルスケール（2MW）の浮体式洋上風力発電実証機 1 基を設置・運転する事業を開始しています。平成 22 年 12 月には、地元漁業関係者及び住民の同意等を得た上で長崎県五島市椛島沖約 1km の地点を実施候補海域として選定し、風車・浮体等の設計・建造、環境影響評価手法の検討・調査実施・方法書の作成等を進めてきました。平成 24 年 6 月には、フルスケール実証機に先立って、地域の安心感を醸成するとともに、実証機の建造・制御等に反映させるデータを取得することを目的に、100kW 風車を搭載した小規模試験機の設置を行い、7 月末にも運転を開始する予定です。また、平成 25 年度には、2MW 実証機を設置・運転し、環境影響や安全性に関する情報を収集し、事業性の検証を行うこととしています。

3-3 国土交通省

我が国の気象・海象条件に適合した浮体式洋上風力発電システムの安全性の確保が重要な課題であることから、船舶・海洋構造物の安全性に関するノウハウを有する国土交通省においてその研究が進められており、それを踏まえ、平成 24 年 4 月に「浮体式洋上風力発電施設技術基準」が制定されました。その成果は経済産業省・環境省のプロジェクトにも活かされることとなっているとともに、浮体式洋上風力発電システムの導入促進に向けた安全性に係る国際標準策定の動きが出ている中で、我が国の海洋産業の競争力確保が期待されています。

また、風力発電等海洋再生可能エネルギーの導入促進の観点からは、沿岸域の港湾区域では管理者が明確であることから、関係者との海域の利用を調整する仕組みの構築が相対的に容易であり、先導的な取り組みを進めていくことが必要です。このようなこともあり「港湾における風力発電導入マニュアル」が平成 24 年 6 月に策定されましたが、今後の港湾区域における風力発電の普及が期待されるところです。

自治体 1/2, 事業者 1/3)

- 「電気事業者による新エネルギーなどの利用に関する特別措置法」(通称 RPS 法) による電気事業者への一定割合の新エネルギー購入の義務づけ

平成 24 年 7 月 1 日からは、公平な費用負担のもとに一層の導入量の拡大を目指すため、ドイツ等欧州で制度化されている固定価格買取制度を導入することとなりました。発電方式、規模ごとに価格が設定されておりますが、海洋再生可能エネルギーに関連するものについては、風力のみが含まれ、発電電力容量 20kW 以上の設備の場合 kW 時当たり 23.1 円(税込み)、20kW 未満の設備の場合 kW 時当たり 57.75 円(税込み)で、20 年間にわたって電力会社が買い取ることとなりました。価格は毎年見直されますが、既に導入されているものについては変更されないことになっています。また、今回買取制度の対象となっていない海洋再生可能エネルギーについては技術開発が進展し、実用化段階になったところで検討対象になります。

5. 海洋再生可能エネルギーに関する今後の取り組みについて

既に述べたように、現在進められている我が国のエネルギー政策の見直しにおいても、再生可能エネルギーの開発・利用を一層加速させることが求められています。特に、海洋再生可能エネルギーを利用した発電技術を早期に実用化し、我が国におけるエネルギー供給源の一つとして活用していくことができる環境を整備するため、平成 23 年 10 月より、政府全体で検討を進めてきたところですが、平成 24 年 5 月 25 日の総合海洋政策本部(本部長：内閣総理大臣)の本部会合において、「海洋再生可能エネルギーの利用促進に関する今後の取組方針」が、決定されました(付録「第 9 回総合海洋政策本部会合」資料参照)。

この内容は、大きく分けて(1)事業化前の技術開発に関連する施策と、(2)事業化を促進する施策の二つからなっています。

5-1 技術開発の関連について

我が国の海洋再生可能エネルギーの利用は、先行する欧米と比べて極めて限られており、我が国産業の技術レベルも遅れています。我が国においては、企業が研究開発や実証実験を行うことができる海域がないことが、大きな課題となっていることから、既に述べた EMEC のような実証フィールドの整備に取り組むこととしました。このような場を整備することによって、コスト低減、ベ

ンチャー企業も含めた民間企業の参入意欲の向上、産業競争力強化、地域経済活性化などの効果が期待できます。

具体的には、洋上風力、波力、潮流、海流、海洋温度差などの発電に関する研究や技術開発を行うために、風や波など気象・海象、水深や海底地形といった自然的条件に加え、漁業者との調整、航行の安全、環境や景観など社会的条件についても適切な場所を、研究開発を行う企業に対して提供するものです。場所の選定を公募によって行うことを検討していますが、地域の状況を熟知している地方公共団体から申請が上がってくることを念頭に置いています。スケジュールとしては、平成 24 年秋頃に公募条件を公表し、平成 25 年度以降に適切な場所の最初の選定を行うことを予定しております。具体的な制度設計は今後の課題ですが、実証試験海域の運営に際しては、適正な額の利用料を徴収することとし、専門的知見を有する非営利の組織が管理する方向です。また、当然のことながら、政府の既存の技術開発支援策を一層充実させ、連携を図ることなども必要です。

5-2 実用化・事業化促進

海洋再生可能エネルギーの利用を促進するためには、技術開発と併せて、制度やインフラなどの面での取り組みも必要です。

海は公共のものであり、航海、漁業、レジャー、観光などを含めて様々な活動の場となっています。実験や事業のために占有するためには、状況に応じて利用者の間で調整を行う必要があります。漁業者との間では一般的には利害を巡る調整が行われておりましたが、これからは漁業の発展を支える協力・協調を促進するためのメニューとして、漁業者の発電事業への参加、電力の漁業関連施設などでの利用、海洋構造物の魚礁効果の活用、養殖場としての利用、洋上作業における関係者の協力などを含めて、各種の協力・協調事業を整理・公表することを通じてこれらを促進し、海洋再生可能エネルギーの利用が漁業者にとってもむしろメリットになることを目指す必要があります。また、観光資源としての活用など地域振興のメニューも必要でしょう。これらの総合的な観点からの調整には、地方公共団体の役割が重要になってきます。海域管理者が明確な港湾区域などでの先導的な取組を促進することも重要です。

国としては、海の利用を巡り必要となる各種情報を一元的に管理するとともに容易に提供・閲覧できるようにするために、いわゆる「海洋台帳」を整備することとしております。平成 24 年 5 月に、海上保安庁は、「海洋政策支援情報ツール」(<http://www5.kaiho.mlit.go.jp/kaiyo/>) を公開し、これにより漁業権や国立公園の区域など社会情報、電子海図に記載がある海底ケーブルなどインフ

ラ情報、生物の生息地など環境情報や船舶通行量などの情報を、地図に重ね合わせて自由に閲覧できるようになりました。これを「海洋台帳」のプラットフォームとして活用し、今後、海洋再生可能エネルギー関連の情報も含めてデータを拡充していくこととしています。

制度面については、いくつかの観点がありますが、まず、再生可能エネルギー利用のために海域を占有する形で使用する場合のための、事業者と関係者との間で海域利用を巡る調整を行う何らかの仕組みを、法制度整備の必要性を含めて検討し、早急に結論を得ることとしています。これは、陸上においては土地の所有権がありますが、公共のものである海域においては、海域の管理者や海域を利用するための調整を行う制度が明確になっていないからです。安全性確保の観点からは、海洋に設置する構造物や発電機器の安全に関連する基準などの明確化や、許認可手続きを円滑化するためのワンストップ化などの取り組みを進めていく必要があります。また、産業競争力強化の観点からは、国際標準の制定を我が国が主導して行うことも重要です。さらに、環境を巡っては、経済産業省や環境省がこれまでに行っている洋上風力発電の実証事業の成果を活用するなどし、環境アセスメントの技術的手法を検討し、早急に結論を得るとともに、洋上風力以外の方式についても検討を進めることが必要です。

最後に、海洋再生可能エネルギー普及のためのコスト低減に向けた取り組みとしては、海底送電ケーブルについては、海洋再生可能エネルギーの大規模な導入を念頭に敷設のあり方を、また、大型化する設備を効率的かつ安全に設置・メンテナンスするためのインフラや作業船等については、整備方策をそれぞれ検討する必要があります。これは、海域において再生可能エネルギーの利用を行う場合、施設の整備やメンテナンスに、陸上と比較してより多くの費用を要するからです。

以上のように、本年度以降、国の大型海洋再生可能エネルギープロジェクトが始動する中で、その本格的な導入に向けて、政府一丸となって取り組みを強化していきませんが、産業界や地域の幅広い関係者の積極的な参画や連携も必要不可欠です。いわば国民一体となつての取り組みとなつていくことを期待したいものです。

第2部 海洋に関して講じた施策

ここでは、海洋基本計画第2部に取り上げられた、政府が総合的かつ計画的に講ずべき12の基本的施策について、平成23年度以降に実施した主な施策を記述します。

1 海洋資源の開発及び利用の推進

(1) 水産資源の保存管理

- 水産資源評価・予測精度の向上を図るため、漁獲可能量（TAC）制度・漁獲努力可能量（TAE）制度の対象魚種や国際的に管理されたマグロ類に重点を置いて資源調査を実施するとともに、海洋環境の変動による水産資源への影響調査や資源変動予測技術の開発・活用を行いました。
- 平成23年度から導入した資源管理・漁業所得補償対策の下、資源管理指針・資源管理計画体制を構築し、漁業者自らが計画的な資源管理に取り組むことができる環境を整備しました。また、資源回復計画に基づく取組を引き続き実施するとともに、新たな体制へ円滑に移行させることにより、適切な資源管理を推進しました。
- 栽培漁業等のつくり育てる漁業の推進を図るため、クロマグロ、ウナギ等についての種苗生産技術や配合飼料の開発を進めました。
- 周辺国・地域との連携を強化し、魚種ごとの資源状況を踏まえた資源管理を推進しました。特に、韓国及び中国の漁船の我が国周辺水域における漁獲割当量、許可隻数を決定し、その遵守を徹底するとともに、適切な資源管理を推進しました。
- 密漁等の違反防止を図るため、関係省庁間及び都道府県との連携を強化して、効果的・効率的な漁船の監視・取締りを行いました。特に、外国漁船の操業が活発化する時期・海域においては、集中取締りを実施しました。
- 排他的経済水域において、水産資源の増大を図るため、国が漁場整備を行うフロンティア漁場整備事業を実施するとともに、資源管理及びつくり育てる漁業と連携し、水産生物の生活史に対応した広域的な水産環境整備を推進しました。
- 森林法に基づき、魚つき保安林の指定と保全を図るとともに、河川上流域において、広葉樹林化等を取り入れた漁場保全の森づくりをはじめとする森林の整備・保全を推進しました。
- 磯焼け等により効用の低下が著しい漁場において、藻場・干潟の造成・保全と併せて、ウニやアイゴ等の食害生物の駆除や海藻類の移植等に対して支援を行いました。

(2) エネルギー・鉱物資源の開発の推進

- 平成23年7月に、「鉱業法」の改正が行われました。
 - ・適切な主体により合理的な資源開発が行われるよう、鉱業権設定等における許可基準に、技術的能力及び経理的基礎を有する者であることや、公共の利益の増進に支障を及ぼすおそれがないこと等が追加されました。
 - ・石油、天然ガス等の重要鉱物については、国による鉱区候補地の指定、合理的な開発に最も適した主体の選定等、適切な管理の下で最も適切な主体が鉱業権の設定の許可を受ける手続き制度が創設されました。
 - ・鉱物の探査（開発に必要な地質構造等の調査であって、一定の区域を占有して行うもの）に係る許可制度が創設されました。
- 我が国の排他的経済水域等に賦存するメタンハイドレートや石油・天然ガス、海底熱水鉱床等の開発のため、平成21年3月に「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」が総合海洋政策本部で了承されました。本計画の平成23年度における主な成果は以下のとおりです。
 - ・メタンハイドレートに関しては、フェーズ1（平成13～20年度）の成果・評価を踏まえた、フェーズ2（平成21～27年度）の3年目として、次年度に予定されている第1回海洋産出試験の候補地（北緯35度56分、東経137度19分の第二渥美海丘）を選定するとともに、事前掘削作業を行いました。なお、フェーズ2の中間評価が行われ、相手国の事情で実施に至らなかった長期の陸上産出試験を除いて、全ての開発目標が達成される見込みとされました。
 - ・石油・天然ガスに関しては、国内の石油・天然ガス基礎調査として、三次元物理探査船「資源」を用いて、日本海北部海域、山口沖海域、佐渡沖北西海域、オホーツク枝幸沖海域、沖縄海域の5海域（三次元物理探査4,295km²、二次元物理探査6,515km、総調査日数249日間）のデータを取得しました。
 - ・海底熱水鉱床に関しては、平成22年度までに、海底熱水鉱床の有望地域である伊豆・小笠原海域及び沖縄海域において、資源量の把握、環境影響評価、採鉱技術や選鉱・製錬技術の基礎的な検討が行われるとともに、これまでの調査結果を踏まえ、日本周辺海域の概略資源量が約5,000万トンと推定されています。これらを踏まえて、24年度に予定されている実海域試験に向けて、海底熱水鉱床の内部構造や周辺部への広がりについてデータを蓄積するとともに、試掘試験機を製作したほか、環境影響予測シミュレーションの精度向上や選鉱・精錬技術の研究を継続して実施しました。
 - ・コバルトリッチクラストに関しては、深海用ボーリングマシンによる賦存状況調査などを通じて抽出された海山において、海底着座式ボーリングマシンを使用した掘削調査により有望地域の抽出を行いました。また、選鉱・精錬試験のための試料採取を行いました。

- ・海洋資源調査を加速するため、老朽化した「第2白嶺丸」の後継船として、「白嶺」が建造され、24年2月に就航しました。
- 洋上風力発電に関しては、24年度に千葉県銚子沖及び福岡県北九州沖に着底式2MW級風力発電システムや風況観測システムを設置して適切な運用・メンテナンス手法や環境影響評価手法の確立を目指した実海域実験の準備を進めました。浮体式については、安全性を確保するための研究開発や安全ガイドラインの検討を行い、それを踏まえ、平成24年4月に「浮体式洋上風力発電施設技術基準」が制定されました。また、平成24年6月には、長崎県五島市椛島沖において、系統連系を行うものとしては我が国初となる、100kW風車を搭載した浮体式洋上風力発電施設の設置が完了しました。さらに、新たに、福島沖において将来1GW級の浮体式洋上ウインドファームを実現するために必要となるデータを取得するための実証研究に着手しました。この他、7MW級超大型風力発電システムに対応する革新的な機構（ブレード等）に係る技術開発を進めました。
- 波力や海流等の海洋エネルギーを利用した発電について、実用段階に比較的近い海洋エネルギーを活用した発電装置の向上などを目指した、実証研究や要素技術開発などに着手しました。
- 平成24年5月に「海洋再生可能エネルギー利用促進に関する今後の取組方針」が総合海洋政策本部において決定されました。海洋再生可能エネルギーを我が国のエネルギー供給源の一つとして活用するとともに、持続可能な低炭素社会の構築の観点から、実証フィールドの整備など実用化に向けた技術開発の加速のための施策や、海域利用における関係者との調整のあり方など実用化・事業化を促進するための施策について、政府一丸となって取組みや検討を進めていくこととしています。

2 海洋環境の保全等

(1) 生物多様性の確保等のための取組

- 平成23年3月に策定した「海洋生物多様性保全戦略」に沿い、生物多様性の保全上重要な海域の抽出に係る検討を開始しました。
- アホウドリ、ウミガラス等絶滅のおそれのある海鳥の保護増殖事業を実施するとともに、海鳥の集団繁殖地等の鳥獣保護区の指定・管理を適切に実施しました。特に、アホウドリに関しては、伊豆諸島鳥島において繁殖状況調査、衛星による行動追跡、小笠原諸島聳島への新繁殖地形成事業を実施しました。

- サンゴ礁の保全・再生を総合的かつ効果的に推進するため平成22年4月に策定した「サンゴ礁生態系保全行動計画」の実施状況の点検を行いました。また、第7回ICRI東アジア地域会合を開催し、「東アジア地域サンゴ礁保護区ネットワーク戦略」の実施状況について情報交換を行い、今後優先的に取り組む活動を検討しました。
- 多様な魚介類等が生息し、人々がその恩恵を将来にわたり享受できる自然の恵み豊かな「里海」の創生を目指し、国内外へ「里海」の概念を普及するため、ウェブサイト「里海ネット」(<http://www.env.go.jp/water/heisa/satoumi/index.html>)による情報提供を引き続き行うとともに、第9回世界閉鎖性海域環境保全会議等において我が国の里海創生支援の取組報告を行いました。
- 生物多様性に富み豊かで健全な海域の構築に向けた取組を推進するため、陸域と海域を含めた流域全体の栄養塩類循環状況を把握し、それぞれの海域の状況に応じた陸域・海域が一体となった栄養塩類の円滑な循環を達成するための効率的かつ効果的な管理方策（海域ヘルシープラン）策定に向けた検討を進めています。
- 国立公園において、海域公園地区の指定に向けた自然環境の調査を実施するとともに、利用の軋轢を解消するための調査・検討、サンゴを食害するオニヒトデの駆除等の事業を実施しました。また、自然環境保全地域においても、海域特別地区の指定に向けた検討を進めました。
- 東北地方太平洋沿岸の希少な海鳥の繁殖地、国指定鳥獣保護区、藻場・干潟などにおいて、自然環境への影響を調査しました。また、「国立公園の創設を核としたグリーン復興」を基本理念とした、三陸復興国立公園などの取組に関する考え方を取りまとめました。
- 海洋保護区については、「海洋生物多様性保全戦略」において、「海洋生態系の健全な構造と機能を支える生物多様性の保全及び生態系サービスの持続可能な利用を目的として、利用形態を考慮し、法律又はその他の効果的な手法により管理される明確に特定された区域」と定義されました。これに基づき、既存の規制区域等のうち、この定義に該当する区域を海洋保護区として整理し、平成23年5月27日に開催した第8回総合海洋政策本部会合において了承しました。
- 瀬戸内海について、豊かな海の実現をめざし、また、生物多様性の向上等新たな課題に対応するため、平成23年7月に「瀬戸内海における今後の目指すべき将来像と環境保全・再生の在り方について」中央環境審議会に諮問を行いました。中央環境審議会では、瀬戸内海部会のもとに企画専門委員会を設置して調査審議を進めています。
- 平成23年8月に有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律（平成14年法律第120号）が一部改正されたことを受け、平成23年12月に指定地域を、平成24年1月に有明海及び八代海等の再生に関する基本方針を変更するとともに、有明海・八代海等総合調査評価委員会による有明海・八代海等の再生に係る評価を行うための審議を再開しました。

(2) 環境負荷の低減のための取組

- 海域の水質に係る環境基準の達成率は、有機汚濁の代表的な指標である化学的酸素要求量（COD）で見るとほぼ横ばいで推移しています。また、代表的な閉鎖性海域である東京湾、伊勢湾及び大阪湾においては、依然としてCODの環境基準達成率が70%を下回る状況にあります。このような中、水環境改善のため、特に次の取組を進めました。
 - ・人口、産業等が集中し排水の濃度規制のみでは環境基準の確保が困難な閉鎖性海域として、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海を対象に、陸域からの汚濁負荷の総量を削減する水質総量削減を実施しています。平成23年6月には、環境大臣が第7次水質総量削減（目標年度：平成26年度）における削減目標やその達成の方途を示す基本方針を策定し、これに基づき、関係20都府県において総量削減計画の策定や総量規制基準の設定が行われました。
 - ・閉鎖性水域の水環境改善のため、流域別下水道整備総合計画の策定・見直しを進めたほか、富栄養化の原因である窒素・りん等を除去する下水道の高度処理を推進しました。また合流式下水道については、中小都市では平成25年度末、大都市では平成35年度末までに改善対策を完了させるべく、改善を進めました。
- 中国との共同研究として、山東省威海市をモデル地域とした総量削減計画の作成を行うとともに、中国における窒素・りんの水質総量削減の実施方針案を日中共同研究レポートとして取りまとめました。また、富栄養化問題を抱える東アジア諸国での水質総量削減制度の導入を支援するため「水質総量削減制度導入指針」の策定を行いました。
- 近年、その深刻化が指摘されている漂流・漂着ごみ問題については、特に次の取組を進めました。
 - ・「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」に基づく基本方針が、平成22年3月に閣議決定され、同法及び基本方針を踏まえた総合的かつ効果的な施策の推進に努めているところです。
 - ・都道府県が設置する地域グリーンニューディール基金への補助により、都道府県又は市町村が海岸管理者等として実施する海岸漂着物等の回収・処理、発生抑制に関する事業等に対する支援を行いました。
 - ・漂流・漂着ごみの被害が著しいモデル地域を対象として詳細な調査を実施し、漂流・漂着ごみの実態を把握するとともに、地域の実情に応じた効率的かつ効果的な回収・処理方法を整理した海岸清掃事業マニュアルを策定しました。また、漂着ごみのモニタリングを行い、全国的な漂着ごみの定量的かつ経年的な状況把握を引き続き実施しました。さらに、漂着ごみの発生実態や流出状況の分析を行い、効果的かつ実現可能な発生源対策について検討しました。

- ・国立公園の海岸において、美しい海岸景観と自然環境を保全する観点から、漂着ごみの清掃を行いました。
 - ・漁網、発泡スチロール製のフロート等について、その処理費用の軽減方策及びリサイクル技術の開発を推進するとともに、漁業活動中の漂着物の回収に対する支援を行いました。
 - ・北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）の下で、ワークショップ等の開催や、一般市民への普及啓発を目的とした国際海岸クリーンアップキャンペーン及び海洋ごみ管理に関するワークショップを実施しました。
- 油及び有害液体物質流出事故に関する脆弱沿岸環境図について、その基礎となる地形データ及び動植物の分布等に関するデータの更新のため、基礎的データの情報収集等を順次実施しました。
- 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の下、二酸化炭素の海底下への貯留（CCS）に係る許可制度において、適切な審査を実施するために必要となる現在の日本近海における海洋生態系及び化学的性状の調査を実施しました。また、CCS事業の普及と適正な管理体制を構築するために、CCSの超長期的な管理体制のあり方について検討しました。
- 東日本大震災の影響により、宮城県及び岩手県内の冷凍庫等に腐敗した大量の水産物が放置されており、悪臭、ハエ等の発生により周辺への悪影響が生じていたことから、緊急的に海洋投入処分を実施するために、海洋投入処分を認める廃棄物を指定し、排出海域及び排出方法に関する基準を定めた告示を公布しました。

（3）海洋環境保全のための継続的な調査・研究の推進

- NOWPAP等の国際的な枠組みを活用し、人工衛星によるリモートセンシング技術を活用した環境モニタリング手法や生物多様性を指標とした海洋環境の評価手法の開発等を進めるとともに、環日本海海洋環境ウォッチシステムを構築し、水温、植物プランクトン濃度等の観測データをとりまとめています。
- 水質総量削減の効果等を把握するため、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海、有明海及び八代海について、陸域から発生するCOD、窒素、りんを把握するとともに、これら海域における水質調査を実施しました。
- 海洋研究開発機構では、太平洋を中心に貯熱量、溶存物質（二酸化炭素に関わる成分ほか）と海洋循環による熱輸送の10年スケールの変化を捉える観測を船舶を用いて実施しています。平成23年度は、インド洋において観測を進めるとともに、我が国周辺での海洋酸性化と海洋生態系の実態を把握するための観測研究を実施しました。また、大気－海洋間の二酸化炭素輸送を明らかにするデータの収集を充実させるため、海洋現場型二酸化炭素分圧装置を利用した海洋表層の観測を継続して行いました。
- 東日本大震災による洋上漂流物については、内閣官房総合海洋政策本部事務局取りまとめの下、関係省庁・機関が連携し、本件の対応にあたってきました。具体

的には、航行船舶等からの情報収集による漂流物の漂流状況の調査や洋上漂流物の総量推計、シミュレーションによる漂流予測を実施しました。また、これらの結果を踏まえ、日米関係機関・専門家間における情報共有・意見交換を行ってきました。

- 東日本大震災の津波による有害物質、廃棄物の海上流出や油汚染による海洋汚染の状況を把握することを目的として、青森県から福島県にかけて3回のモニタリング調査を実施しました。また、福島第一原子力から漏出した放射性物質による海洋汚染については、モニタリング調整会議において決定された「総合モニタリング計画」に沿って、海域等における放射性物質のモニタリング調査を実施しました。

3 排他的経済水域等の開発等の推進

(1) 排他的経済水域等における開発等の円滑な推進

- 東シナ海資源開発については、平成20年6月の合意後、各種ハイレベル会談等で中国側に対し、合意を実施に移すべく、国際約束締結に向けた交渉の実施を働きかけてきました。この結果、平成22年7月、東京において、第1回東シナ海資源開発に関する国際約束締結交渉が開催されましたが、尖閣諸島周辺領海内における海上保安庁巡視船への中国漁船による衝突事件以降、中国との締結交渉は行われていません。また、平成23年12月に日中首脳が「日中高級事務レベル海洋協議」の立上げについて合意し、平成24年5月に杭州において同協議の第1回会合が開催されました。
- 国連海洋法条約に基づき、我が国が平成20年11月に「大陸棚の限界に関する委員会」に提出した大陸棚延長申請について、同委員会は平成24年4月20日、第29会期会合で勧告を行い、4月27日に我が国はこれを受領しました。
- 第7回総合海洋政策本部会合（平成23年3月11日）で決定された「排他的経済水域等における鉱物の探査及び科学的調査に関する今後の対応方針」のとおり、我が国の排他的経済水域等における鉱物の探査について、主権的権利等を適切に行使していく観点から「鉱業法の一部を改正する等の法律（平成23年法律第84号）」が平成23年7月22日に公布され、平成24年1月21日から施行されました。

(2) 海洋資源の計画的な開発等の推進

- 水産資源について、資源の状況等を踏まえ、「海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画」を見直し、漁獲可能量(TAC)の設定・配分、漁獲努力可能量(TAE)の設定等の保存・管理を計画的に推進しました。

4 海上輸送の確保

(1) 外航海運業における国際競争力並びに日本籍船及び日本人船員の確保

○トン数標準税制の適用を受けるために必要な日本船舶・船員確保計画の認定を受けた事業者は24年3月末現在10社となっています。また、平成24年度税制改正大綱において、「更なる経済安全保障の観点から、日本船舶への迅速かつ確実な転換等の課題にも対応した次期通常国会における海上運送法改正、日本船舶や日本人船員を増加させるという日本船舶・船員確保計画の拡充を前提に、平成25年度税制改正において、日本船舶増加のインセンティブにも十分配慮しつつ、適用対象を我が国外航海運業者の海外子会社が所有する一定の要件を満たした外国船舶に拡充する」ことが盛り込まれました。

(2) 船員等の育成・確保

○平成20年7月に施行した改正海上運送法に基づく日本船舶・船員確保計画の認定を受けた事業者が、新たに船員となろうとする者に特定の訓練及び資格取得等を受けさせた場合に助成金を支給しています。平成24年3月末をもって、認定されていた51件の計画が終了し、同年4月1日から開始される計画が新たに57件認定されたため、同年4月1日現在では177事業者が国土交通大臣による計画の認定を受けています。

○内航船員の高齢化の進展による船員不足の解消に向け、関係機関と連携し、内航船員に関する情報が乏しいと思われる船員教育機関以外の学生等に対して、就業体験やキャリアパス説明会を開催することによって、内航船員を志向する若年者を増加させる取組を実施しました。

○船員の労働環境の改善を図るため、海上労働に係るグローバルスタンダードを定める「2006年の海上の労働に関する条約」の批准に向けて、第180回国会に船員法の一部を改正する法律案及び同条約を提出しました。

(3) 海上輸送拠点の整備

○平成22年8月には国際コンテナ戦略港湾として、阪神港及び京浜港を選定しました。両港のハブ機能を強化するため、釜山港等アジア諸港に比肩しうる仕様（水深・広さ）を有する高規格コンテナターミナルや荷役機械等のハード整備を推進するとともに、国際コンテナ戦略港湾にコンテナ貨物を集約し積み替えを行う物流構造に転換するため、内航航路や鉄道の活用による広域からの貨物集約するソフト対策を推進しました。

○我が国の産業や国民生活に必要な穀物、鉄鉱石、石炭等バルク貨物の安定的かつ安価な供給を実現するため、平成23年5月、国際バルク戦略港湾として穀物を取り扱う5港、石炭を取り扱う3港、鉄鉱石を取り扱う3港を選定しました。

- 我が国全体と地域の経済・産業・生活を物流面から支えるために、国際海上コンテナターミナルや鉄鉱石・石炭・穀物等のばら積み貨物を取り扱う多目的国際ターミナル、国際幹線航路等の整備や、臨海部物流拠点の形成を推進しました。
- 平成23年1月に境港（鳥取県・島根県）を新たにリサイクルポートに指定し、全国にある22港の指定港において、重点的に静脈物流基盤の整備を行い、平成23年度は境港において、ばら貨物保管施設の整備を支援しました。

（４）海上輸送の質の向上

- 運航労務監理官により、旅客船及び貨物船に係る運航監理業務、船員法等に規定される監査業務、船員職業安定法に基づく立入検査業務を一元的に実施するとともに、平成18年10月に導入された運輸安全マネジメント制度に基づき各事業者への運輸安全マネジメント評価を引き続き実施しました。また、執行官としての運航労務監理官の資質の向上及び体制の強化を図りました。
- 国際海事機関（IMO）における「2004年の船舶のバラスト水及び沈殿物の制御及び管理のための国際条約（仮称）」の実施に必要なガイドライン等の策定作業に引き続き積極的に関与するとともに、我が国で開発されたバラスト水処理装置の認証手続き及びIMOによる審査手続きを進めました。

5 海洋の安全の確保

（１）平和と安全の確保のための取組

- 海上保安庁では、我が国を取り巻く国際情勢を踏まえ、平成23年8月に「海上保安官の執行権限の充実強化」や「将来を見据えた体制の整備」についてのあり方を示した「海上警察権のあり方について（中間取りまとめ）」を発表しました。これに基づき、海上保安庁法及び領海等における外国船舶の航行に関する法律の一部を改正して、遠方離島上で発生した犯罪に海上保安官が対処することができる仕組みや、領海において停留等を行う外国船舶に対して、立入検査を経ることなく退去を命ずることができる制度を導入するなど、迅速かつ円滑な法執行を図るための法案を第180回通常国会に提出しました。
- 「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」に基づき、海上自衛隊の護衛艦（海賊の逮捕、取調べ等の海賊に対する司法警察業務に的確に対処するため、海上保安官8名が同乗）及びP-3C哨戒機によるソマリア沖・アデン湾での民間船舶の護衛活動及び警戒監視活動が行われています。この間、海上自衛隊護衛艦が護衛する船舶に対する海賊襲撃事案は一切発生していません。また、P-3C哨戒機は、アデン湾における航空機による警戒監視活動の実に約60%を担っており、いずれも国際社会から高い評価を受けています。

- ソマリア沖・アデン湾における海賊行為については、アデン湾において一定の水
準を保ちつつ、発生海域が拡大するなど、船舶の航行安全に引き続き大きな脅威
となっています。また、海上保安庁が同海域における海賊行為に対処することは
現状においては困難であります。これらのことから、平成23年7月、「海賊行為の
処罰及び海賊行為への対処に関する法律」第7条第1項に定める内閣総理大臣の承
認（閣議決定）を受け、防衛大臣は平成24年7月23日までの間、引き続き自衛隊
による海賊対処行動を継続することとしました。
- 国土交通省海事局では、船社からの護衛申請の窓口業務及び護衛対象船舶の選定
を行っています。また、船員の海賊対処能力向上のために、外国人船員を対象と
した海賊対策図上訓練を実施しています。
- 平成23年3月11日に発生した東京電力福島第1原子力発電所の事故に伴って設定
された警戒区域について、海上での警戒を強化しました。また、原子力発電所な
どに対するテロの未然防止に更なる強化を図っております。
- 海上交通の安全に関する取組のうち海難の発生 of 未然防止については、船舶交通
がふくそうする海域での海上交通センター等からの情報提供や船舶自動識別装
置（AIS）を活用した航行支援システムを活用した効率的な航行安全指導などを
継続して実施しています。
- 航海用電子海図の更新の高頻度化については、平成24年1月から更新情報の提供
頻度を週刊化しました。また、東日本大震災により被害を受けた港湾の復旧・復
興のための水路測量を実施して、海図の補正・改版を順次実施しています。
- 海難救助等に迅速かつ的確に対応するため、ヘリコプターを活用した機動救難体
制の拡充を図ったほか、捜索救助に関する合同訓練や机上訓練を定期的を実施し
ています。
- 平成23年11月にドイツ主催の拡散に対する安全保障構想（PSI）オペレーション
専門家会合（OEG）に我が国の人員が参加しました。また、平成24年度について
は、7月にPSI航空阻止訓練を我が国が主催しました。
- SOLAS条約、MARPOL条約等の国際条約に定められた義務・役割を適正に果た
し、適切な船舶検査及びポート・ステート・コントロール（PSC）実施体制を確
保するため、PSC官の増員を継続的に実施しており、平成23年度はPSC官を6名
増員しました。

（2）海洋由来の自然災害への対応

- 平成23年3月11日に発生した東日本大震災及びこれに伴う巨大津波は、我が国
に甚大な被害をもたらすとともに、我が国の防災体制の見直しを迫るものであり
ました。このうち津波対策については、東日本大震災における津波避難の状況、
津波避難ビルの実態等について調査し、津波避難対策のためのマニュアル及び津
波ハザードマップ作成のためのマニュアルの見直しを実施しています。

- 「海岸における津波対策検討委員会」を設置し、大震災からの復興を目指す被災地における海岸堤防等の復旧が速やかに進められるよう、設計津波の水位の設定方法、海岸堤防等の粘り強い構造や耐震対策に関する留意事項をとりまとめ、全国の海岸管理者に通知しました。
- 防波堤等については、粘り強い構造の検討を水理実験等により実施しています。水門等については、港湾における利用状況や管理実態の調査を実施し、調査結果を踏まえ、港湾における水門等の自動化・遠隔操作化の促進や電源を喪失した場合の対応策をとりまとめることとしています。
- 平成 23 年度に成立した「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき、将来起こりうる津波災害の防止・軽減のため、ハード・ソフトの施策を組み合わせた「多重防御」による「津波防災地域づくり」を推進するとともに、高潮・高波による浸水被害の軽減を図るため、うち上げ高予報の実現に向けた、波浪やうち上げ高の観測及びうちあげ高予測システムの技術開発を推進しています。
- 東日本大震災で被災した海岸防災林の再生に向けて、「東日本大震災に係る海岸防災林の再生に関する検討会」を設置し、海岸防災林の防災効果の検証や復旧方法などの検討を行っています。
- （独）海洋研究開発機構では、地震調査研究推進本部の海溝型地震の長期評価で今後 30 年以内の発生確率が 70%程度とされている（平成 24 年 1 月 1 日現在）東南海地震の震源域にあたる紀伊半島沖熊野灘において、稠密かつ高精度に地震や津波等のリアルタイム観測を行うため、当該海域の水深約 1,900m～4,300m の海底に、地震計・水圧計（津波を観測）を備えた海底ケーブルネットワーク型観測システム「地震・津波観測監視システム（DONET）」の整備を進め、当初予定していた 20 か所すべての観測点の構築に成功しました。平成 23 年度には、地震計と水圧計データの（独）防災科学技術研究所および気象庁への提供を開始しました。
- 日本海溝海底地震津波観測網の整備として、東日本大震災の震源域に隣接し、大きな誘発地震が発生するおそれのある房総沖、三陸北部の海域に地震計・水圧計を備えたケーブル式の海底地震津波観測網を設置します。また、東北地方太平洋沖で発生する地震・津波の調査観測として、海底自然地震や地殻構造探査により、現在の地殻活動・行動についての観測を行います。
- 全国瞬時警報システム（J-ALERT）については、平成22年度までに全国的整備を完了していますが、音声による伝達に加えて文字情報による伝達が可能となるようシステムの改修を実施しています。また、災害時における確実な情報伝達のための機器の二重化も実施しています。
- 沖合の波浪を観測するGPS波浪計について、衛星回線を導入してデータ伝送経路を二重化するとともに、電源設備や情報提供用サーバーの強化を進めています。

6 海洋調査の推進

- 政府関係機関や研究機関では、海洋権益の確保、地震・津波防災対策、海底資源開発、水産資源管理、地球温暖化対策等に資する次のような海洋調査を実施しています。特に平成23年度は、平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震の発生を受け、最大規模の津波を伴った地震発生のメカニズムを解明するための調査や今後発生が予想される海溝型地震の発生予測の精度向上を目指す調査等が多数行われました。また、これら海洋調査の実施や結果の活用にあたっては、各機関の連携・協力が進められています。
- ・内閣官房では、政府関係機関による海洋調査がさらに効果的・効率的に実施できるよう、調査計画情報の共有化を図るとともに、連携策の調整を行うなど、海洋調査の推進を図っています。
 - ・水産庁では、平成23年5月から10月までの間、日本海から南西諸島の沖合海域において関係機関と協力して太平洋クロマグロ仔稚魚分布調査を実施し、南西諸島沖の黒潮流軸付近において、漁獲対象となる直前の稚魚の採集に初めて成功しました。また、水産総合研究センターとの協力により、北太平洋の公海上にある天皇海山海域に漁業調査船「開洋丸」を派遣し、当該海域で実施されているトロール・底刺網といった底魚漁業が海洋生態系に与える影響調査を実施しました。
 - ・気象庁では、国際的な津波防災に資するため、国内6地点の観測点の潮位データをリアルタイムで国外に提供していましたが、新たに16地点を追加し、計22地点で観測した潮位データのリアルタイム配信を開始しました。また、過去50年以上にわたる海洋の水温観測データを解析した結果、海洋内部の水温が長期的に上昇し、世界全体の海洋に蓄えられている熱量が増加していることがわかりました。
 - ・海上保安庁では、東京大学生産技術研究所の技術協力の下、海底地殻変動観測システムを開発し、日本海溝や南海トラフ沿いの海底の動きを測る海底地殻変動観測を実施しています。東北地方太平洋沖地震発生後の観測結果から、震源域付近の海底が東南東方向に最大24m動いたことが判明しました。この観測結果は、海溝型地震発生のメカニズムの解明に資するものとして、国内外から極めて高い評価を得ました。さらに、平成24年1月には、東海・東南海・南海地震の発生が想定される南海トラフ海域において海底基準点を8点増設するなど、観測体制を強化しました。また、東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、福島県沖等の海域において海水モニタリングを実施しました。
 - ・海洋研究開発機構（JAMSTEC）では、潜水調査船「しんかい6500」や地球深部探査船「ちきゅう」などの船舶・深海探査機を活用した海洋調査を行っています。東北地方太平洋沖地震震源海域での「しんかい6500」による潜航調査を実施したほか、南海トラフでの調査掘削により、過去の地震性破壊の痕跡を発見するなどの調査結果を得ました。また、平成24年度は地球深部探査船「ちきゅう」による

- 「東北地方太平洋沖地震調査掘削」を実施しました。海底面が非常に大きく変動したと推定されている宮城県牡鹿半島東方沖の海域において、海底下648～844.5mの区間で断層を含む地質試料を採取しました。本掘削により、科学掘削としては世界最長の総ドリルパイプ長（7,740m：水深6889.5m、海底下850.5m）を達成しました。その他にも、深海調査研究船「かいれい」により、東北地方太平洋沖地震の震源域で海底下地殻構造探査、海底地形の調査等を行った結果、震源近傍から海溝軸に至る領域が東南東方向に約50m、上方に約7～10m移動したことが判明しました。また、文部科学省の「海域モニタリング行動計画」に基づき福島沖での空間線量率の測定及び採水を実施するとともに、福島第一原子力発電所から放出された放射線物質の海洋における広がりについて、日本沿海域の海流予測システム（JCOPEモデル）を利用してシミュレーションを実施しました。
- ・石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）では、経済産業省からの受託事業である国内石油天然ガス基礎調査の一環として、平成23年5月から平成24年2月にかけて、三次元物理探査船「資源」により日本海北部海域、山口沖海域、佐渡沖北西海域、オホーツク枝幸沖海域、沖縄海域における物理探査データを取得するとともに、東部南海トラフ海域において、将来の天然ガス資源として注目されているメタンハイドレートの海洋産出試験実施に向けた事前掘削作業を実施しました。また、我が国周辺海域の海洋資源の探査、開発を目的とした新海洋資源調査船「白嶺」が平成24年1月に引き渡され、掘削装置など大型調査機器を用いた海底鉱物資源の賦存量調査や海洋環境基礎調査等を実施しました。
 - ・産業技術総合研究所（AIST）では、日本周辺海域の地質情報整備の一環として、平成23年7月から8月にかけて沖縄トラフを含む東シナ海海域の海洋地質調査を実施しました。
- 政府関係機関が保有する海洋に関する情報の概要、入手方法等をインターネット上で一括して検索できる「海洋情報クリアリングハウス（マリンページ）」を、内閣官房と海上保安庁が関係機関と協力して構築し、平成22年3月に運用を開始し、平成23年度は63,739件の利用がありました。平成23年7月5日から、マリンページに震災関連の海洋情報リンク集を作成・公表し、漂流船、航行警報、海流、放射能モニタリング値、水産関連等、震災に関連する情報を掲載しました。
- 海上保安庁が保有する海洋情報をインターネットでビジュアルに重ね合わせて見ることができる「海洋政策支援情報ツール」を構築し、平成24年5月18日公表しました。
- 平成23年に、我が国の領海又は排他的経済水域において、海上保安庁が直接視認した外国海洋調査船は33隻であるが、このうち、我が国が同意を与えていない、又は同意した内容と異なる調査活動は8件確認されており、巡視船・航空機による警告等の実施、外交ルートを通じた中止要求の伝達等、関係省庁が連携して的確に対処しました。

7 海洋科学技術に関する研究開発の推進等

- 新たな地のフロンティアの開拓に向けた科学技術基盤を構築するため、「海洋地球観測探査システム」をはじめとした政策課題対応型研究開発を推進しています。同システムを構成する技術の一つとして、「次世代海洋探査技術」が戦略重点科学技術として選定されており、人類未踏のマントルへの到達や地殻内の有用微生物の採取等を目指す地球深部探査船「ちきゅう」による「世界最高の深海底ライザー掘削技術の開発」及び船舶等の従来の手段では調査が困難な海域・海象における調査観測や、大水深における重作業・精密作業が必要な調査観測を可能とする技術開発として「次世代型深海巡航探査機技術の開発」、「大深度高機能無人探査機技術の開発」を推進しました。さらに、平成24年度は地球深部探査船「ちきゅう」による「東北地方太平洋沖地震調査掘削」を実施しました。海底面が非常に大きく変動したと推定されている宮城県牡鹿半島東方沖の海域において、海底下648～844.5mの区間で断層を含む地質試料を採取しました。本掘削により、科学掘削としては世界最長の総ドリルパイプ長（7,740m：水深6889.5m、海底下850.5m）を達成しました。
- 地球環境変動、地球内部構造及び地殻内生物圏の解明を目的とした多国間国際共同プロジェクトである統合国際深海掘削計画（IODP）において我が国は主導的な役割を果たしており、当該計画において、海溝型巨大地震発生メカニズムの解明を目指し地球深部探査船「ちきゅう」による深海掘削を推進しています。平成23年度は、南海地震発生帯の掘削孔データを海底データと統合して、地震に伴う海底変動や地震準備過程における変動現象を把握し、数値モデルによる定量的理解を進めました。また、平成20年度に終了した第316次航海・南海トラフ地震発生帯掘削計画ステージ1の掘削から、当該海域における津波断層の活動痕を初めて発見するなどの成果が得られました。
- 文部科学省では「海洋鉱物資源探査技術高度化」により、海洋鉱物資源の存在位置や資源量の把握に必要な海底地形、海水の化学成分、海底下構造・物性等について計測するためのセンサー等の探査技術に関する基盤技術の開発を実施しており、センサー等の小型化・高精度化が行われ、新たな熱水鉱床の発見、コバルトリッチクラストの推定資源量の把握に成功する等の成果を上げた。また（独）海洋研究開発機構では「海洋資源探査システムの実証」において、三機の自律型無人探査機（AUV）「ゆめいるか」、「じんべい」、「おとひめ」や資源の掘削技術の開発・実証、戦略的探査手法の研究開発を実施しました。これら必要な技術開発を進めつつ海洋調査を行い、実際の開発計画に必要なデータを収集しました。
- 地球温暖化・エネルギー対策として、メタンハイドレートの産出に関する技術開発に関し地球深部探査船「ちきゅう」により第二渥美海丘での試験が開始されました。欧州において導入が進んでいる洋上風力発電に関する実証試験等の海洋の

再生可能エネルギーに関する研究開発を進めており、着床式風力発電システムについて、環境影響評価の実施方法等の検討を行うとともに、着床式より水深が深い海域に設置可能な浮体式洋上風力発電について、長崎県五島市枕島沖において、環境影響評価手法等の検討を実施するとともに、100kW風車を搭載した小規模試験機の設置を完了し、フルスケール実証機の詳細設計等を行っています。加えて、東日本大震災に伴う福島第1原子力発電所事故を受け、再生可能エネルギー普及の加速が必要となっていることを踏まえ、海洋再生可能エネルギー利用の促進を図るため、総合海洋政策本部事務局において関係省庁及び有識者による検討を開始しました。更に、革新的な船舶の二酸化炭素削減技術の開発・実用化に向け、民間の技術開発プロジェクト22件に対し、開発費用の3分の1を支援する取組を行っています。

- 近年、我が国の海洋生物資源の確保に関する問題意識が高まっていることを踏まえ、海洋科学技術の振興の観点から基盤研究を政策として実施するため、「海洋生物資源確保技術高度化」を開始し、「海洋生物の生理機能を解明し、革新的な生産につなげる研究開発」及び「海洋生物の正確な資源利用予測を行うための生態系を総合的に解明する研究開発」の2テーマで公募を行い、3課題を採択しました。
- （独）水産総合研究センターは、平成23年4月より農林水産大臣から示された新たな中期目標の下、第3期中期計画を作成し業務を開始しました。研究開発は、①我が国周辺及び国際資源の持続可能な利用のための管理技術の開発、②沿岸漁業の振興のための水産資源の積極的な造成と合理的利用並びに漁場環境の保全技術の開発、③持続的な養殖業の発展に向けた生産性向上技術と環境対策技術の開発、④水産物の安全・消費者の信頼確保と水産業の発展のための研究開発、⑤基盤となるモニタリング及び基礎的・先導的研究開発の5つの柱に重点化しました。また、重点化した研究課題を効率的・効果的に推進するとともに研究成果の一層の向上等の相乗効果を発揮するため、栽培漁業センター、さけますセンター及び研究所の組織の一元化を図り、研究開発等を一体的に実施することとしました。
- 地球温暖化の影響を強く受ける北極海に関し、「グリーン・ネットワーク・オブ・エクセレンス」(GRENE) 事業北極気候変動分野として「北極気候変動研究プロジェクト」を創設し、北極海の気候変動の解明を目的とした共同研究を開始するとともに、関係研究機関の連携強化や研究者間のデータ・研究成果の共有を目的とした「北極環境研究コンソーシアム」の運営を開始しました。
- 東日本大震災の津波・地震により、沿岸域の漁場を含め海洋生態系が劇的に変化したことを踏まえ、大学等による復興支援のためのネットワークとして東北マリンサイエンス拠点を形成することとし、海洋生態系の調査研究や、陸上養殖に資する技術等の大学等にある技術シーズをもとにした革新的な技術開発を開始しました。また、三陸沖での海洋生態系の調査研究に資する海洋環境観測機能や生

物資源量の定量的測定機能等を有する船舶を建造することとしています。

- 水産総合研究センターによる「水産技術交流プラザ」、東京海洋大学による「水産海洋プラットフォーム」などの継続開催により、産学官の連携に努めました。また、独立行政法人等において、特許情報等の公開、刊行物の発行やインターネット等を通じた広報活動、公開セミナー等の開催などにより広く一般の方への情報発信に努めました。

8 海洋産業の振興及び国際競争力の強化

(1) 経営基盤の強化

- 日本船舶及び船員の確保等を計画的に行い安定的な海上輸送の確保を図るため、平成20年6月に成立した「海上運送法及び船員法の一部を改正する法律」に基づき日本船舶・船員確保計画が認定された事業者に対する支援を継続しています。また、内航船員の高齢化の進展による船員不足の解消に向け、船員教育機関以外の学生等に対して、就業体験やキャリアパス説明会を開催しました。
- 優れた環境性能と高い経済性を有する船舶の普及促進を図るため、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の船舶共有建造制度を活用したスーパーエコシップ（SES）の導入を引き続き支援するとともに、在来船比コスト差10%以内の新型式二軸型SESの船型開発を実施しました。
- 民間で行われる高度船舶技術の研究開発・実用化を促進するため、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構による助成を引き続き行いました。
- 国民への水産物の安定供給を図るため、計画的に資源管理に取り組む漁業者を対象に、漁業共済の仕組みを活用した資源管理・収入安定対策とコスト対策を組み合わせ、総合的な所得補償制度を創設しました。
- 漁船の更新が進まず生産体制が脆弱化した漁船漁業や、産地価格の低迷等で経営環境の厳しさが増大している養殖業について、緊急に構造改革を進め将来を担う経営体を育成するため、収益性重視の操業・生産体制の導入や省エネ・省力型の代船取得等による経営転換を促進する漁業改革推進集中プロジェクトを引き続き実施しました。
- 燃油価格・配合飼料価格の急激な上昇が漁業経営に及ぼす影響を緩和するため、漁業者・養殖業者と国とが拠出を行い、原油価格・配合飼料価格が一定の基準を超えて上昇した場合に、拠出を行った漁業者・養殖業者に補てん金を交付するセーフティネットに継続して支援しました。
- 水産物の産地販売力の強化等を図るため、流通専門家のノウハウ等を活用し、新規販路の開拓に取り組む漁業者団体等への支援を継続して行いました。
- 海面養殖業の振興を図るため、薬剤、ワクチン等を使用しない手法による生物学的防疫技術の開発や魚類加工残さの広域回収システムを構築して再資源化を向

上する技術開発等への支援を継続して実施するとともに、クロマグロの増養殖技術の開発を推進しました。

- 活力ある漁業就業構造を確立するため、漁業への就業希望者に対する求人・求職等の情報の提供、就業支援フェアの開催、現場での長期研修等の実施を支援するとともに、異業種のノウハウや技術を活用して漁業の生産から加工・流通・販売までの分野にわたる新たなビジネスの事業化を行う取組を継続して支援しました。
- 東日本大震災による水産関係の被害は前例のない規模であり、被災地の水産の早期復興は、地域経済や生活基盤の復興に直結するだけでなく、国民に対する水産物の安定供給にとっても重要な課題です。このため、東日本大震災復興構想会議の提言を踏まえ、水産分野の復興に向けた取組方針として、「水産復興マスタープラン」を策定し、関係地域における、瓦礫処理、漁港・漁場復旧、漁船確保、養殖業の再開、流通・加工施設整備等の必要な支援を実施しています。
- 船舶からの窒素酸化物排出量を80%低減するための燃焼改善技術及びSCR脱硝酸装置等に関する調査研究の成果を踏まえ、実船試験を実施するとともに、NOx排出削減に係る国際的枠組みの早期実現のためのIMOレビュー対応に向けた実船試験のデータ整理及び取り纏めを実施しました。
- 「新造船政策検討会」において、受注力の強化、新事業への展開、業界再編を柱とする総合的な政策をとりまとめ、我が国造船産業の国際競争力強化を図るための施策を着実に推進することとしました。
- 革新的な船舶のCO2削減技術の開発・実用化に向けて、民間の技術開発プロジェクト22件に対して支援するとともに、国際海事機関（IMO）における国際的枠組み作りを「海洋環境イニシアティブ」として一体的に推進し、国際海運からのCO2排出削減と海事産業の国際競争力強化に向けた施策を総合的に展開しています。
- 二酸化炭素等の排出を大幅に削減する電動漁船や、衛星情報を活用した効率的な漁場探索技術の開発、高船齢漁船を長期に省エネ・省コストで使用可能とするリニューアル技術の開発を実施するとともに、船体改造技術や安全情報を確実に提供する通信システムの開発を実施しました。

（2）新たな海洋産業の創出

- 新たなマリンレジャーの振興や地域の活性化を推進するため、「海の駅」の多機能化・連携促進のための支援をするとともに、マリン関連団体により構成される「UMI協議会」と連携を図り、同会によるホームページ「UMIちゃんねる」により、利用者への海に係る情報提供を推進しました。
- 深海底の極限環境下の生物資源の開拓を進めるとともに、創薬分野への応用が期待される生化合物、新規機能を有する未知の脂質、抗微生物剤、工業用酵素、新規機能遺伝子等を探索し、得られた菌株・DNA等の貴重なバイオリソースの保存管理を行っています。

- 東日本大震災の地震・津波により、沿岸域の漁場を含め海洋生態系が劇的に変化したことを踏まえ、大学等による復興支援のためのネットワークとして東北マリンサイエンス拠点を形成することとし、大学等の技術シーズを活用して被災地域に新たな産業を振興することを目的として、新たな養殖技術の研究開発や未利用資源の利用技術の研究開発等を実施しています。
- 新たな海洋産業として発展する可能性のある、深海底微生物、CCS、海洋深層水等について、現状を把握するための調査を行いました。

9 沿岸域の総合的管理

(1) 陸域と一体的に行う沿岸域管理

- 土砂の流れの変化に起因する問題が起きている沿岸域において、問題を解決するため土砂移動のメカニズムを把握する調査を実施するとともに、問題解決のための連携方針を策定し、方針に基づき総合的な土砂管理の取組を推進しました。個別分野においては、ダムでは排砂管・排砂ゲートの設置、砂防では適切な土砂を下流へ流すことのできる砂防えん堤の設置や既設砂防えん堤の透過化、河川では河川砂利採取の適正化、海岸では砂浜の回復を図るため、サンドバイパスや離岸堤等侵食対策を実施しました。
- 平成24年度に沖縄県が策定を予定している「赤土等流出防止対策基本計画（仮称）」に必要な県全体の流出量、堆積量及び削減目標量の算出のための調査を実施しました。
- 流出する赤土等を補足する排水施設や沈砂池等を整備するとともに、発生源対策として法面・植生保護等を実施しました。
- 生物多様性に富み豊かで健全な海域の構築に向けた取組を推進するため、陸域と海域を含めた流域全体の栄養塩類循環状況を把握し、それぞれの海域の状況に応じた陸域・海域が一体となった栄養塩類の円滑な循環を達成するための効率的かつ効果的な管理方策（海域ヘルシープラン）策定に向けた検討を進めています。
- 污水处理の普及が進んでおらず、下水道にて対応することとされている箇所について、「下水道未普及解消重点支援制度」等により下水道整備を支援し、污水处理人口普及率の向上を図りました。また、社会情勢の変化を踏まえ下水道計画の見直しをした上で、人口の集中している地区における下水道整備を支援しました。さらに、下水道法政令に基づき、原則、平成25年度末までに分流式下水道並の汚濁負荷に改善するため、「合流式下水道緊急改善事業制度」等を活用し、効率的・効果的な改善対策を推進しました。
- 閉鎖性水域等の水質環境基準達成を目標に、下水処理施設の高度処理の導入を推進しました。

- 第7次水質総量削減基本方針を作成し、この基本方針に基づき、関係20都府県は、環境大臣の同意を経て、第7次総量削減計画を策定しました。また、「窒素、りんの水質規制に係る全国閉鎖性海域一斉点検」として、全国88か所の閉鎖性海域について実態整理を行いました。
- 産地活性化総合対策事業による家畜排せつ物利活用施設整備に対する融資主体型補助及び生産した堆肥等の有効利用への支援等、畜産排水の点源負荷対策を行うとともに、環境保全型農業の推進により農地の面源負荷対策を行いました。
- 陸域から河川を通じて流出する汚濁負荷とその生態系への影響等の把握に努めるとともに、汚濁負荷の削減、適正管理を実施しつつ、第2期水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスⅡ）や河川環境整備事業等を活用すること等により、河川管理者・下水道管理者等の関係者が一体となって、水環境の悪化が著しい河川における汚泥浚渫、河川浄化施設整備等の対策を推進しました。
- 東京湾、大阪湾、伊勢湾及び広島湾において、各湾の湾再生行動計画に基づき、関係機関の連携の下、各種施策を総合的に推進するとともに、広島湾については中間評価を実施しました。また、港湾においては、海域のヘドロ除去（港湾公害防止事業）及び港湾整備により発生する浚渫土砂を有効活用した覆砂を実施しました。
- 水産物の安定供給と藻場・干潟等の有する公益的機能の維持を図るため、漁業者や地域の住民等が行う藻場・干潟等の保全活動を支援するとともに、保全活動状況の報告会の開催や技術的サポート等を実施しました。
- 多様な魚介類等が生息し、人々がその恩恵を将来にわたり享受できる自然の恵み豊かな「里海」の創生を目指し、国内外へ「里海」の概念を普及するため、ウェブサイト「里海ネット」(<http://www.env.go.jp/water/heisa/satoumi/index.html>)による情報提供を引き続き行うとともに、第9回世界閉鎖性海域環境保全会議等において我が国の里海創生支援の取組報告を行いました。
- 海域ヘルシープランのモデル地域において、昨年度実施した現地調査結果等に基づく物質循環健全化のための方策案の検討、実証試験を実施し、各海域のヘルシープランの素案を作成しました。また、新たなモデル地域を1地域追加するとともに、「海域のヘルシープラン策定の手引き」素案を作成しました。
- 河川における市民と連携した清掃活動、ゴミマップの作成、不法投棄の防止に向けた普及啓発活動等を推進しました。
- 5月30日（ごみゼロの日）から6月5日（環境の日）までを「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」として設定し、国、都道府県等、市民等が連携して監視活動や啓発運動を一斉に実施する等、不法投棄撲滅のための取組の強化を図りました。
- 平成20年3月に改定された循環型社会形成推進基本計画に基づき、各種リサイクル法等を着実に施行し、3Rを推進しました。
- 災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業により、流木等の緊急的な処理に対し海岸管理者への支援を推進しました。平成23年度は、島根県の湊原海岸（停滞

前線による豪雨)及び京都府の神崎海岸、由良海岸(台風2号)等の海岸で漂着流木の処理対策を実施しました。

- 東日本大震災を踏まえ、河川・海岸構造物の復旧における景観検討会を開催し、「河川・海岸構造物の復旧における景観配慮の手引き」を策定しました。
- 災害からの海岸の防護に加え、海辺へのアクセスの確保等、利用者の利便性や地域社会の生活環境の向上に寄与する海岸の整備を実施しました。
- 津波・高潮・波浪その他海水又は地盤の変動による被害からの海岸防護、海岸の多様な生態系や美しい景観等の保全を図る海岸環境の整備及び保全、人々の多様な利用が適正に行われる海岸の保全を推進しています。
- 海辺の空間を有効活用した公園、緑地等について、4箇所(4箇所)の国営公園及び地方公共団体による大規模公園等の整備を継続して推進しました。
- 霧島錦江湾国立公園、西表石垣国立公園、越前加賀海岸国定公園において、公園区域及び公園計画の見直しを行い、海域の公園区域を拡張するとともに海域公園地区を新たに指定しました。また、国立・国定公園における海域公園地区の指定に向け、調査、調整、検討を行うとともに、指定された海域公園地区の適正な管理を推進しました。
- 瀬戸内海について、豊かな海の実現をめざし、また、生物多様性の向上等新たな課題に対応するため、平成23年7月に「瀬戸内海における今後の目指すべき将来像と環境保全・再生の在り方について」中央環境審議会に諮問を行いました。中央環境審議会では、瀬戸内海部会のもとに企画専門委員会を設置して調査審議を進めています。
- 平成23年8月に有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律(平成14年法律第120号)が一部改正されたことを受け、平成23年12月に指定地域を、平成24年1月に有明海及び八代海等の再生に関する基本方針を変更するとともに、有明海・八代海等総合調査評価委員会による有明海・八代海等の再生に係る評価を行うための審議を再開しました。

(2) 沿岸域における利用調整

- 海岸保全区域等における風力発電施設設置許可に関する運用指針及び港湾区域等における風力発電施設を設置する場合の占用等の許可基準等の参考指針を策定しました。
- 海面利用ルール(海面利用ルール)の策定に向けた関係者間の協議の状況、ルール・マナーの効果的な周知、啓発等に関する情報交換を都道府県の水産・漁港担当部局と実施しました。
- 平成20年度に作成したプレジャーボート利用者向けのガイドブック「漁港利用の手引き10のルール」に基づき行われている漁港におけるマリンレジャーの活用、漁業とマリンレジャーの共存の優良事例について分析し、その結果を全国に周知しました。

○地域における自主的な安全対策の充実・促進のため、利用ルール未設定地域における新たな策定に係る地方公共団体等との協議・連携の推進及び自主ルールの運用に関する支援を行うとともに、民間ボランティアである海上安全指導員やマリナー関係団体等と連携を図り、利用ルールに関する周知・啓発活動を実施しました。

(3) 沿岸域管理に関する連携体制の構築

○地方における沿岸域の総合的管理を推進するため、沿岸域の総合的管理に取り組む関係者が先進的な取組に関する情報を共有できるように、昨年度作成した先進事例集をホームページで公表するとともに各種会議や講演会で紹介し、先進事例集の周知に努めました。

○国土形成計画（全国計画）のモニタリングの中で「海域の利用と保全」に関して検討、評価を行いました。

10 離島の保全等

(1) 離島の保全・管理

○平成 22 年 6 月に施行された「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律」（以下「低潮線保全法」という。）に基づく基本計画が同年 7 月に決定されました。平成 23 年 5 月には同計画を改訂し、低潮線保全法に基づき排他的経済水域等の限界を画する基礎となる低潮線の保全が必要な海域として、185 の低潮線保全区域を同年 6 月に政令にて指定しました。また、指定された低潮線保全区域については、区域内の海底の掘削等の行為規制の実施、低潮線保全区域における行為規制を周知するための看板の設置、衛星画像や防災ヘリコプター等を活用し、低潮線及びその周辺状況の人為的な損壊や自然侵食等の状況調査・巡視等を実施しています。

○低潮線保全法に基づく特定離島の南鳥島については、平成 22 年度に着手した特定離島港湾施設の建設を引き続き実施しています。また、沖ノ鳥島については、平成 23 年 6 月に特定離島港湾区域を国土交通省告示として定め、特定離島港湾施設の建設に着手しました。

○従来の沖ノ鳥島の護岸コンクリートについては、損傷の点検やひび割れの補修等を継続実施するとともに、サンゴの増殖等による島の保全対策や利活用策等の検討を継続実施しています。

○平成 21 年 12 月に総合海洋政策本部決定された「海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針」に基づき、排他的経済水域の外縁を根拠付ける離島（99 島）の保全・管理を適切に行うとともに、国民の理解に資するため、地図・海図に名称の記載がなかった 49 島について、平成 23 年 5 月に 10 島、平成

24年3月に39島について、国土地理院と海上保安庁の協議を経て、地図・海図に記載する名称を決定しました。既に電子地図・海図には掲載し、紙による地図には版の更新に合わせ順次掲載していきます。また、島に付与する地理識別子(地物を一意に識別することができるコード)については、国土地理院にて引き続き検討を行っています。

- 離島の保全・管理に資するため、白瀬(長崎県北松浦郡小値賀町)において三角点設置を実施しました。また、電子基準点を設置している沖ノ鳥島、南鳥島等において位置決定のための観測、施設の維持管理を実施しました。
- 国後島中部について、平成24年3月に2万5千分1地形図7面の刊行を行い、一般に提供するとともに、電子国土 Web での公開を行っています。また、国後島北部について、2万5千分1地形図9面の作成作業を行っており、平成24年度に刊行を予定しています。
- 奄美大島や小笠原諸島等の離島の貴重な生態系等を適切に保全・管理するため、奄美大島・沖縄島北部地域において、マングースの捕獲による防除事業、小笠原諸島においてグリーンアノールの捕獲等による防除事業を継続して実施しています。

(2) 離島の振興

- 平成24年度末に予定されている離島振興法の改正に資するよう、離島振興計画の達成状況を点検、評価を行うとともに、離島振興法の施策の方向性について検討を行いました。
- 離島の活力再生支援事業として、離島地域自らの創意工夫を前提に、先導的な取組を通じ、離島の国家的役割等の維持、新たな島づくりの担い手育成及び離島社会の再生を図る取組を支援する仕組みを設けることにより、離島地域の活性化を図っています。また、離島体験滞在交流促進事業を通じて、離島地域における滞在や体験を通じた交流人口拡大等に必要な施設の整備、交流事業の開催を支援しました。さらに、「アイランダー2011」として、離島と都市の総合交流を推進するため、離島住民の参加を得て、大規模な交流イベントを開催し、島での漁業体験や自然体験などのメニューや島で暮らすための職や住まいの情報提供、島の特産品の展示、伝統工芸体験、伝統芸能の紹介等、島の魅力のPRを行っています。
- 離島地域は、海で隔絶されているという地理的条件から、生活物資の移入や製品の移出に関して海上輸送コストの負担が必須となっておりますが、これが島内物価高や製品のコスト高につながっており、離島振興の大きなネックとなっております。そこで、離島地域における流通や産業の現状を把握するとともに、離島地域における流通改善を中心とする離島振興方策について検討し、離島振興法の改正に資する調査を実施しました。
- 平成23年度に創設した「地域公共交通確保維持改善事業」において、従来の離島航路補助等に対し、離島航路への補助の増額、島民に対する運賃割引の補助の

導入、離島航空路補助につき制約のある特別会計から一般会計への移行による改正を図りました。

- 離島における安全かつ安定的な航空輸送を確保するため、滑走路延長等の事業を引き続き実施します。

1 1 国際的な連携の確保及び国際協力の推進

(1) 海洋法秩序の維持・促進のための連携・協力

- 海洋法秩序の維持・促進に関連する国際会議へは我が国からも積極的に参加しました。実績を挙げれば、平成23年においては、第5回国家管轄権外の海洋生物多様性の保全及び持続可能な利用に関するアドホック作業部会（5月）、第21回国連海洋法条約締約国会議（6月）、第12回海洋及び海洋法に関する国連非公式協議プロセス会合（6月）、第17回国際海底機構総会・理事会（7月）、同年9月及び11月の海洋及び海洋法に関する国連総会決議に関する非公式協議（9月及び11月）、平成24年度に入ってから第6回国家管轄権外の海洋生物多様性の保全及び持続可能な利用に関するアドホック作業部会（5月）、第13回海洋及び海洋法に関する国連非公式協議プロセス会合（6月）及び第22回国連海洋法条約締約国会議（6月）に参加しました。また、財政貢献としては、国際海洋法裁判所及び国際海底機構への毎年の分担金拠出に加え、平成23年度においては、大陸棚限界委員会に設置されている「大陸棚限界委員会途上国委員の会議参加支援のための信託基金」に対し約21万ドルを、国際海底機構の「深海底海洋科学的調査協力基金」に対し10万ドルを拠出、また平成24年度についても第22回国連海洋法条約締約国会議において、「大陸棚限界委員会途上国委員の会議参加支援のための信託基金」に対し、約35万ドルを拠出することを表明しました。
- 国際機関への我が国からの人的貢献としては、国際海洋法裁判所において、平成23年10月に柳井俊二（やない しゅんじ）裁判官が裁判所長に就任し、またIMOにおいて、平成24年1月に関水康司（せきみず こうじ）氏が事務局長に就任しました。平成23年4月、大陸棚限界委員会玉木賢策（たまき けんさく）氏が任期途中で逝去され、同年8月、補欠選挙にて浦辺徹朗（うらべ てつろう）氏が同委員会委員に選出されました。浦辺委員は、平成24年6月に、大陸棚限界委員会委員に再選されました。さらに、国際海底機構においては、同機構の理事会の補助機関である法律・技術委員会及び財政委員会にそれぞれ委員を排出していません（法律・技術委員会委員として岡本信行（おかもと のぶゆき）氏（独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構職員）（任期は2016年まで）、財政委員会委員として山中真一（やまなか しんいち）氏（外務省職員）（任期は2016年まで））。

(2) 海洋の秩序・航行安全確保に関する連携・協力

- 平成 23 年 7 月の第 18 回 ASEAN 地域フォーラム閣僚会合 (ARF) において、ASEAN・中国間の「南シナ海における関係国の行動宣言」履行のためのガイドラインに関する合意が歓迎され、すべての当事者の自制した行動と南シナ海における信頼醸成措置の促進が求められました。さらに、11 月の第 6 回東アジア首脳会議 (EAS) では、首脳宣言にて、海洋に関する国際法が地域の平和と安定の維持のために必須の規範を含むとの認識が確認され、今後 EAS が依拠すべき原則として国際法の尊重及び紛争と相違の平和的解決が明記されました。
- 海賊問題が国際社会にとって海上輸送への脅威となっている中で、我が国はソマリア沖・アデン湾で海上自衛隊の護衛艦及び P-3C 哨戒機による民間船舶の護衛活動及び警戒監視活動を関係国と連携して実施しております。平成 23 年度には P-3C 哨戒機部隊の活動拠点をジブチに設置し、また平成 24 年 1 月には在ジブチ連絡事務所を大使館に格上げしました。さらに、平成 23 年 3 月にオマーン沖で日本関係船舶を襲撃し米軍が拘束、日本に引き渡された海賊について、司法手続きを進めました。また、ソマリア及びその周辺国の沿岸海域の海賊対策のため国際海事機関 (IMO) に設置されたマルチドナー基金に総額約 1460 万ドルを拠出しました。同基金によりイエメン、ケニア及びタンザニアに情報共有センターを設置し、ジブチに訓練センターを設置するなど、当該地域の海上保安能力強化を支援しています。また、同基金により行われているプロジェクト管理のために平成 22 年より海上保安庁から職員を派遣しています。さらに、海賊の訴追支援等のために我が国のイニシアティブで設置された国際信託基金に対して、平成 24 年 3 月新たに 200 万米ドルの拠出を決定し、累計 350 万米ドルと最大の拠出国となっています。また、ソマリア安定化のため、主として治安向上への支援、人道支援及びインフラ整備への支援として、2007 年以降総額 2 億 2910 万ドルの対ソマリア支援を実施しています。
- ジブチ、オマーン等ソマリア周辺国の海上保安機関の職員を招聘し、11 月に「中東・東アフリカ地域海上保安機関高級実務者会合」を、10～11 月に JICA「アジア・ソマリア周辺海域 海上犯罪取締り (海賊対策) 研修」を実施しました。
- 東南アジアの海賊対策については、日本はアジア海賊対策地域協力協定 (ReCAAP) の作成を主導しました。ReCAAP には現在 18 か国が参加しており、平成 24 年 5 月には新たにイギリスが加入しました。ReCAAP に基づきシンガポールに設立された情報共有センターでの経験は、ソマリア海賊対策にも活用されるなど、海賊対策の地域協力のモデルとして国際的にも注目されております。その事務局長は遠藤善久 (えんどう よしひさ) 氏が務めています。
- 我が国の輸入原油の約 9 割が通航するマラッカ・シンガポール海峡の航行の安全対策については、国際協力を推進するために、平成 19 年沿岸国と利用国等による枠組みである「協力メカニズム」が我が国のイニシアティブによって創設され

ました。我が国は、同メカニズムに基づき、航行援助施設の整備に関する協力や、航行援助施設の維持管理に係る人材育成を実施しています。

- 海上安全保障において関係国間で議論すべき事項が増大していることを踏まえ、ARF においても海上安全保障に特化した ARF 海上安全保障会期間会合（ISM）が平成 21 年以降開催されています。我が国は、平成 23 年 7 月までインドネシア、ニュージーランドとともに ISM の共同議長国を務め、その後も現在我が国はマレーシアと共に本 ISM の優先分野「国際的、地域的な枠組み・取極・協力による信頼醸成」のリード国を務めています。平成 24 年 3 月、我が国は本優先分野の取組への参考とするために信頼醸成措置に関する国際ワークショップを主催しました。
- ADMM プラスにおいては地域の共通の安全保障上の課題としての海上安全保障問題を取り扱う海上安全保障に関する専門家会合（EWG）が設立されており、防衛省より、会場における船舶同士の意図しない衝突や事態のエスカレーションを避けるためのマナーとしての「グッドシーマンシップ」を取りまとめ、開催国で共有していくことを提起しています。
- 多国間の海上保安機関の連携・協力としては、第 12 回北太平洋海上保安フォーラムサミット（日、加、中、韓、露、米の 6 カ国の海上保安機関の長官級の枠組み）を日本で開催し、議長国として、海上セキュリティへの対応のためのガイドラインの採択及び大規模災害への対応に向けた連携強化のための作業部会の設立合意を取りまとめました。また、第 7 回アジア海上保安機関長官級会合（アジアの 18 の国・地域の海上保安機関の長官級の枠組み）において、各国のキャパシティー・ビルディング（海上保安能力向上）に関する目標や取組み手法を取りまとめたアクション・プログラムを採択するとともに、次回会合で大規模災害への対応に関するベストプラクティスを取りまとめること等について合意しました。
- 二国間の海上保安機関の連携・協力としては、第 11 回日印海上保安機関長官級会合において、インド近海のソマリア海賊対策として、日本関係船舶に係るインド沿岸警備隊救助要請窓口（ムンバイ MRCC）の明確化等、日印両国間の連携強化の具体策について合意し、また、第 13 回日韓海上保安当局間長官級協議において、情報交換・人的交流等の更なる協力に合意しました。さらに、インド、韓国、ロシア各国海上保安機関と合同訓練を実施しました。
- その他二国間では、日中海上捜索・救助協定に原則合意したほか、第 1 回日・シンガポール海上安全保障対話、第 1 回日・フィリピン海洋協議、密漁・密輸対策に関する日ロ関係省庁会議等、種々の協議を実施しました。
- 各国の海上保安機関の海上保安能力向上を支援することも重要な課題となっています。海上保安庁は、東南アジア諸国やソマリア周辺国の海上保安機関の能力向上のため、平成 23 年度においては、フィリピン、マレーシア、インドネシアへの専門家派遣や、東南アジア諸国・ソマリア周辺国に対する招へい研修、巡視

船・航空機を派遣した研修・訓練等の実施により、海上保安機関の海上犯罪取締り、捜索救助、環境防災、水路測量、海上交通等の分野で能力向上支援を行いました。

(3) 海洋環境に関する連携・協力

- 地球温暖化の観点から、国際海運からの二酸化炭素排出量の増大が懸念されています。国際海運からの二酸化炭素排出は京都議定書の枠外に置かれていますが、我が国は、国際海運からの二酸化炭素排出削減のための国際的な枠組み作りに向け、IMO に多数の提案を行っており、平成 23 年 7 月には、第一段階の対策として国際海運に先進国、途上国の別なく一律に二酸化炭素排出規制を導入することが合意されました。また、IMO において大気汚染の規制強化実施に関するガイドライン等の策定作業や、バラスト水管理条約の実施に必要な規定等の策定に積極的に参画しました。
- インドネシア・フィリピン・日本合同流出油防除総合訓練を行い、技術協力をを行うとともに連携を強化しました。
- 漂流・漂着ごみ問題は地方自治体や一国のみでは解決できない問題であり、我が国は、平成 21 年に制定された「海岸漂着物処理推進法」に基づき、周辺国と協力して海岸漂着物の処理や抑制に取り組んでいます。
- 漂流・漂着ごみに関する国際的な取り組みとしては、日本、韓国、中国、ロシアをメンバーとする地域協力の枠組みである北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）の下で、漂流・漂着ごみの実態調査や収集活動と合わせて意識啓発や人材育成を目的とするクリーンアップキャンペーン（ICC）が実施されています。平成 23 年度には、NOWPAP の枠組みの下で、中国江蘇省においてクリーンアップキャンペーン・ワークショップを開催し、海洋ごみの回収・収集とともに各国間の情報交換を行いました。特に、閉鎖性の高い国際水域の環境保全については、平成 23 年度には、NOWPAP の下で作成された富栄養化状況評価手順書に基づいて、各国が共通の手法で各国海域の富栄養化の状況の評価を行うとともに、生物多様性に着目した海洋評価手法の検討が行われました。また、統合的沿岸管理モデル事業など様々な活動に取り組む「東アジア海域環境パートナーシップ（PEMSEA）」の事務局運営経費を中国・韓国とともに拠出し、東アジア諸国との国際的な協力・連携体制の強化に取り組んでいます。
- マングローブ生態系の保全と持続的利用に関する優良事例・教訓を ASEAN 地域内の関係機関等の中で共有するための協力体制整備を支援するため、「マングローブ生態系保全と持続的な利用の ASEAN 地域における展開プロジェクト」を平成 23 年度より開始しました。

(4) 海洋調査・海洋科学技術に関する連携・協力

- 国際的な枠組みの下に実施されているアルゴ計画等世界気候研究計画（WCRP）下の研究計画、全地球観測システム（GEOSS）10年実施計画、統合国際深海掘削計画（IODP）、政府間海洋学委員会（IOC）が実施・支援している研究計画等に参画し、調査の実施と情報の充実に貢献しています。また、国際海洋データ情報交換システム（IODE）に情報提供し連携・協力を推進しました。
- 気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第5次評価報告書策定に資するため、地球シミュレータを活用し、気候変動予測実験を実施しました。
- 独立行政法人港湾空港技術研究所とノルウェー地盤工学研究所は、研究協力覚書（MOU）に署名し、海底環境改善等の共同研究を開始しました。
- 開発途上国に対し、ユネスコを通じて人材育成への協力を行いました。

(5) 防災

- 津波脆弱地域において津波に強い地域を作るための研究プロジェクトをチリにおいて開始しました。また、インド洋沿岸国への津波監視情報の提供、関係国の津波警報システム構築への技術支援等を実施しました。

(6) 船員育成に関する連携・協力、その他の国際的な連携・国際協力

- 開発途上国の船員教育者への研修を行いました。また、アジア地域における船員の資質向上に寄与するため、「アジア船員国際共同養成プログラム」を推進しており、平成21年度より、フィリピン政府と共同で、官民連携の下、同国の練習船において、乗船訓練環境促進プロジェクトを実施しています。さらに、24年度にはフィリピンで海賊対策セミナーを実施する予定です。
- WTO 海運サービス交渉における議論を海運自由化推進国会合の議長国として、また IMO における議論について主導したほか、種々の分野でルール策定等の議論に参画しました。

1.2 海洋に関する国民の理解の増進と人材育成

- 科学技術、水産、海事、自然環境など海洋に関する幅広い分野における普及啓発、学術・研究、産業振興等において特に顕著な功績を挙げた個人または団体について、その功績をたたえ広く紹介することにより、国民の海洋に関する理解・関心を醸成することを目的として、平成24年7月「第5回海洋立国推進功労者表彰」（内閣総理大臣表彰）を行い、5名3団体が表彰されました。

- 毎年7月を「海岸愛護月間」として海岸愛護の普及と啓発を行っていますが、平成23年度には、あわせて防災や減災の広報活動・講習会等を各地で実施しました。
- 中央教育審議会答申や海洋基本計画の趣旨等を踏まえ、文部科学省では平成20年に小学校、中学校、平成21年に高等学校の学習指導要領の改訂を行い、例えば中学校社会における「我が国の海洋国家としての特色」や中学校理科における「大気の動きと海洋の影響」など、海洋に関する指導内容の充実・改善を図ったところです。改訂された学習指導要領は平成23年4月から小学校において、平成24年4月から中学校において全面実施になるなど順次実施されています。
- 海洋研究開発機構では、未来を担う子供達がもつ海洋への夢や憧れ、興味をさらに高めるために、全国の児童を対象とした「はがきにかこう海洋の夢絵画コンテスト」を毎年開催しています。平成23年度は第14回をむかえ、28,535点の応募がありました。また、第13回同コンテストに入賞した児童及び保護者を対象に、海洋調査船「なつしま」の体験乗船を駿河湾にて実施しました。
- 海事産業の次世代人材育成推進会議において、「海の仕事.com」を運営しました。また、(独)航海訓練所と協力し、全国の小学校に広報チラシを配布する等、練習船一般公開について広報しました。
- 「海の駅」の設置推進や「海の駅」と地域の連携への支援により、海洋教育の普及、マリンレジャーの進行、地域振興を図りました。また、海洋の利用調整ルール、安全対策、環境保全等について周知・啓発活動を実施し、ミニボートの安全対策として、ミニボート利用者向けの安全マニュアルや安全啓蒙DVDの作成を行いました。
- みなとオアシスの登録の推進による美しい港湾空間形成を図りました。平成23年7月には各地のみなとオアシスの名産物を使った食べ物を楽しんでもらう「第一回みなとオアシスSea級グルメ全国大会」を広島県三原市で開催しました。
- 地域の生物多様性を保全しつつ活用するエコツーリズムを推進するプログラムやルール作り等に取り組む地域への支援や、エコツーリズムガイドや地域コーディネーターの人材育成を行いました。

参 考 図 表

- 1 付録（総合海洋政策本部会合（第9回）配布資料）
- 2 海洋に係る基本指標
- 3 各府省における海洋に関する業務一覧
- 4 用語集

総合海洋政策本部会合（第9回）議事次第

平成24年5月25日（金）
8時5分～8時20分
於：院内大臣室

1. 開会
2. 海洋再生可能エネルギー利用促進に関する今後の取組方針について
3. 新たな海洋基本計画の策定について
4. 「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する基本計画」の平成23年度の進ちよく状況及び平成24年度の実施事項について
5. 我が国大陸棚延長に関する大陸棚限界委員会の勧告について
6. その他
7. 本部長挨拶（野田内閣総理大臣）
8. 閉会

〈配布資料〉

- 資料1 海洋再生可能エネルギー利用促進に関する今後の取組方針（案）
- 資料2 新たな海洋基本計画の策定について
- 資料3 「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する基本計画」の平成23年度の進ちよく状況及び平成24年度の実施事項について
- 資料4 我が国大陸棚延長に関する大陸棚限界委員会の勧告について
- 資料5 総合海洋政策本部幹事会について（案）

海洋再生可能エネルギー利用促進に関する今後の取組方針（案）

（平成24年5月25日）
総合海洋政策本部決定

1. 海洋再生可能エネルギー利用の重要性

風力や太陽光等の再生可能エネルギーについては、その利用に際し環境負荷が小さく、また、基本的に国内で調達可能なエネルギーであること、さらには、エネルギー源の多様化や新たな市場・雇用機会の創出といった効果も期待できることから、従来から政府としても利用拡大を図ってきたところである。

平成23年3月に発生した東日本大震災に起因する東京電力福島第一原子力発電所の事故を受けて現在進められている我が国のエネルギー政策の見直しにおいても、この方向性を一層強化し、再生可能エネルギーの開発・利用を加速させることが求められている。

四方を海に囲まれた我が国においては、再生可能エネルギーのうち、洋上風力、波力、潮流、海流、海洋温度差等、海域において利用可能な再生可能エネルギー（以下「海洋再生可能エネルギー」という。）の賦存量がかなり大きく、発電に利用する場合には陸上以上のポテンシャルがあると言われている。このため、海洋再生可能エネルギーを利用した発電技術を早期に実用化し、我が国におけるエネルギー供給元の一つとして活用していける環境を整備することは、我が国のエネルギー政策上重要な課題であり、温室効果ガスの排出削減による持続可能な低炭素社会の構築の観点からも、政府一丸となって取り組んでいく必要がある。

2. 本方針策定の目的及び施策の基本的方向性

我が国の海洋再生可能エネルギーの利用は、先行する欧米と比較すると極めて限定的であり、また技術開発（基礎研究から実証までを含む。以下同じ。）についてもその件数や実験レベルにおいて大きく水を開けられている。我が国の今後のエネルギー政策を考える上で、海洋再生可能エネルギー利用が重要であることから、諸外国の取組みも参考にしつつ、実用化以前の段階と実用化・事業化の段階の双方における課題を抽出し、解決策を見出していかなければならない。

海洋再生可能エネルギーを利用した発電技術の実用化に向けては、厳しい気象・海象条件の中で安全かつ効率的に発電できるかどうかの信頼性・耐久性について、実海域で実証することが不可欠であるが、我が国には容易に実証実験を行える海域が無いことが解決すべき課題の一つである。現在は、実海域での実証を行おうとする民間事業者は、個別に、海運関係者や漁業関係者等の他の海域利用者や地域関係者と相対して海域利用に関する調整を行う必要があるが、これに大変な労力とコストを要しており、これを一因として、我が国において海洋再生可能エネルギーを利用した発電技術の実証を行おうとする者が多く出てこない状況にある。

実用化・事業化の段階においては、発電事業用の海域を一定の期間にわたり確保するための他の海域利用者等との調整その他の海域利用に係るルールが不明確である。海域はすべての国民が自由に使用し得るものであるという考え方の下に、同一の空間を海運、漁業、レジャー等の多くの関係者が利用している状況にある中で、海洋再生可能エネルギーを利用した発電事業を行うためには、他の海域利用者等との共存共栄を念頭に置きつつ、海域利用のための調整をいかに円滑に進められるかが重要な課題と考えられる。また、海底送電ケーブル敷設等のコストの問題や、安全の確保、環境の保全、海岸の保全等についても、海域で発電事業を進めていく上で重要な課題である。

以上の観点から、（１）実用化に向けた技術開発の加速のための施策、（２）実用化・事業化を促進するための施策のそれぞれについて、総合海洋政策本部が中心となり、様々な分野の関係者が相互に連携・協力し、以下の取組みを行うものとする。

3. 政府として今後推進すべき施策

（１）実用化に向けた技術開発の加速のための施策

（ア） 実証フィールドの整備

欧米においては、EUやイギリスの政府支援を受けて2003年にイギリスのオークニー諸島に設立された欧州海洋エネルギーセンター（EMEC）を始めとして、実証実験のための海域を提供する、いわゆる「実証フィールド」が数多く整備されつつあり、海洋再生可能エネルギーを利用した発電技術の実用化の促進に大きな役

割を果たしている。

我が国においても、開発コストの大幅な低減、ベンチャー企業も含めた民間の参入意欲の向上、ひいては我が国の海洋産業の国際競争力強化のため、また、関連産業の集積による地域経済活性化に貢献するため、地方公共団体とも連携して、こうした実証フィールドの整備に取り組む。

① 場所選定の進め方

今後の実用化が期待されている海洋再生可能エネルギーの種類としては、洋上風力、波力、潮流、海流、海洋温度差等が挙げられるが、既に海外においては、洋上風力、波力及び潮流の3種類を対象とした実証フィールドが整備されている。我が国における実証フィールドの整備は、各海洋再生可能エネルギーを利用した発電技術に係る我が国及び世界の技術開発の動向等を見極めつつ、順次、行っていくこととし、最初の実証フィールドの場所選定を平成25年度中に行うべく、以下に掲げる事項について速やかに検討に着手し、平成24年度内を目途に具体的内容を公表する。

i. 場所の要件

海洋再生可能エネルギーの種類に応じた気象・海象条件や水深、海底地形等といった自然的条件に加えて、航行安全、環境や景観の保全等に対する適正な配慮の観点、他の海域利用者等との調整、実証フィールドの活動をサポートする周辺のインフラや関連産業の存在等といった社会的条件についても考慮する。

ii. 選定の方法

実証フィールドの整備に際しては、他の海域利用者等の合意が重要であることに加え、地域における実証フィールドの活用方策の検討やインフラ整備を含む当該地域の開発方針等、地域としての総合的な判断が求められることから、地方公共団体が主体となって企画立案し、地元の利害関係者等の調整を行うことが重要である。このため、場所の選定方法は公募形式とし、地方公共団体が申請を行うことを基本とする。また、第三者による透明性のある審査方法についても検討する。

② 所要設備、運営主体

実証フィールドの所要設備としては海底送電ケーブルや変電設備等があり、これ

らの整備に対する公的支援のあり方も含めて検討を進める。また、機器の動作確認のみを行うための実証フィールドのあり方についても併せて検討を行う。また、実証フィールドの運営費用については、基本的には利用者から適正な額の利用料を徴収することにより賄うこととする。

運営管理を行う主体は、公平かつ適正な運営を確保する観点から、海洋再生可能エネルギー分野における専門的な知見を有する非営利の組織であることが望ましい。

所要設備の整備や運営主体の選定に関しては、関係地方公共団体の協力を得つつ、当面は国が主体となって検討を進めるものとする。

(イ) 実証フィールドの活用と他の関連施策との有機的な連携

海洋再生可能エネルギーの利用促進に向けた技術開発支援に係る補助制度等の各種施策を一層充実させ、実証フィールドの活用と有機的に連携させていくことが重要である。

また、実海域での実証を安全かつ確実に進める観点から、実証機を使った実海域での実証試験等の実施に当たり技術的な課題をクリアしているかどうかを第三者が評価する仕組みについて、先行する欧州を参考にしつつ、検討する。

(2) 実用化・事業化を促進するための施策

(ア) 海域利用に係る関係者との調整のあり方

① 基本的考え方

前述したとおり、海洋再生可能エネルギーを利用した発電事業を目的とした海域利用の調整に当たっては、他の海域利用者等との共存共栄を図ることが重要である。

その際には、海洋再生可能エネルギーを利用した発電事業の導入に伴う関連産業の集積等による地域経済の活性化も視野に入れつつ、地域毎の状況に応じて総合的な観点からの調整を行う必要があることから、地方公共団体の調整役としての役割が重要になる。

② 円滑な調整のための環境整備

具体的な共存共栄のあり方として、海洋構造物の魚礁効果の活用、洋上作業における漁業関係者の協力、観光資源としての活用、地元関係者の発電事業への参加等、様々な方策が考えられるが、これらについて、関係者間で共通認識を有することが

重要である。このため、民間からの提案も参考にしながら、地域協調型・漁業協調型の海洋再生可能エネルギー利用とするためのメニューを作成し、公表する。

また、船舶交通、漁業、海洋レジャー等の海域利用の実態に関する情報や、風況、海況等の海洋再生可能エネルギーを利用した発電事業の適地選定に必要な情報等、海洋再生可能エネルギーの利用促進のために必要となる各種の海洋情報を充実させるとともに、これらの情報を容易に閲覧できる海洋台帳の整備を進める。

③ 既に管理者が明確になっている海域における先導的な取組み

港湾区域、漁港区域、海岸保全区域等、個別法により既に管理者が明確になっている海域においては、それぞれの区域における本来の目的や機能に支障のない範囲において、海洋再生可能エネルギー利用の取組みを先導的に進めていく。

(イ) 海域利用に係る法制度

海域利用に係るルールの明確化の観点から、必要となる法制度の整備について検討し、早急に結論を得る。

(ウ) 海洋構造物や発電機器の安全性の確保

海洋に設置される構造物や発電機器に関する安全性を担保する制度の明確化や、手続きの円滑化・ワンストップ化について検討し、早急に結論を得る。

一方、これらの技術的基準に関しては、国際電気標準会議（IEC）、国際標準化機構（ISO）、国際海事機関（IMO）等において、国際標準や国際基準が制定されている。我が国の海洋産業の国際競争力向上の観点から、我が国の技術を背景とした国際標準化等の主導に努める。

(エ) 適切な環境影響評価のあり方

本年10月から風力発電事業が環境影響評価法の対象となる予定であるが、洋上風力発電事業における環境影響評価に関しては、現在実施中の経済産業省及び環境省の実証事業において技術的手法の検討を進め、早急に結論を得る。また、洋上風力以外の海洋再生可能エネルギーを利用した発電事業における適切な環境影響評価のあり方についても、今後実証フィールドで得られることとなる知見や海外の動向等を参考にしながら検討していくこととする。

(オ) 普及・コスト低減に向けた取組み

今後の海洋再生可能エネルギーを利用した発電の事業化に向けて、海洋特有のコスト面に関する課題に対応するため、以下の取組みを進める。なお、事業化の見通しが立った段階においては、固定価格買取制度の活用も視野に入れる。

① 海底送電ケーブル

海底送電ケーブルの敷設コストは、海洋再生可能エネルギー利用コストと陸域での再生可能エネルギー利用コストとの価格差の主な要因の一つとなっている。今後、海洋再生可能エネルギーを利用した発電事業の大規模導入も念頭において、効率的、計画的な海底送電ケーブルの敷設のあり方について検討する。

② 設置・メンテナンス作業

海底送電ケーブルの敷設費とともに陸域よりコスト高となる要因として、設置やメンテナンス等の作業コストが挙げられる。今後ますます大型化する洋上風車等を安全かつ効率的に設置・メンテナンスしていくためには、バックヤードとなる作業エリアの整備や、洋上の厳しい気象・海象条件下で安全かつ効率的に設置・メンテナンスできる専用作業船等の実用化が必要になってくる。こうしたインフラや作業船等の整備方策について検討する。

4. その他

本方針で掲げた具体的な課題の解決に向け、関係省庁の連携を一層強化する。

また、我が国における海洋再生可能エネルギー利用の重要性に関し、国民への普及・啓発に努める。

「海洋再生可能エネルギー利用促進に関する今後の取組方針(案)」について

海洋再生可能エネルギー利用の重要性

- ・福島原発事故後の「エネルギー基本計画」見直しの動きの中で、再生可能エネルギー開発・利用の一層の加速が必要。
- ・日本周辺海域の再生可能エネルギーには陸上以上のポテンシャルがあり、それらを利用した発電技術の早期実用化が重要。

海洋再生可能エネルギーを我が国のエネルギー供給元の一つとして活用するとともに、持続可能な低炭素社会の構築の観点から、以下の施策について、政府一丸となって取組みや検討を進めていく。

(1) 実用化に向けた技術開発の加速のための施策

①「実証フィールド」の整備

- ・開発コストの低減、民間の参入意欲の向上、産業の国際競争力強化、関連産業集積による地域経済活性化を図るため、実証実験のための海域を提供する、いわゆる「実証フィールド」を、順次、整備。
- ・H24年度中に候補地の公募条件を公表、H25年度に最初の選定。

②他の関連施策との有機的な連携

- ・技術開発支援の充実、実証フィールドの活用との有機的な連携。
- ・実証試験等の実施に当たり技術的な課題をクリアしているかを第3者が評価する仕組みについて検討。

(2) 実用化・事業化を促進するための施策

①海域利用における関係者との調整のあり方

- ・他の海域利用者との共存共栄を図り、地域毎に総合的な観点からの調整を行うため、地方公共団体の調整役としての役割が重要。
- ・地域協調整型・漁業協調整型の海洋再生可能エネルギー利用メニューの作成、公表。
- ・各種海洋情報の充実、海洋台帳の整備。
- ・既に管理者が明確な海域での、本来の目的や機能に支障のない範囲における先導的な取組み。

②海域利用に係る法制度

- ・海域利用のルールを明確化するための法制度の整備。

③海洋構造物や発電機器の安全性の確保

- ・海洋構造物等の安全性を担保する制度について検討。
- ・我が国の技術を背景とした国際標準化等の主導。

④適切な環境影響評価のあり方

- ・洋上風力発電事業の環境影響評価に関し、技術的手法を検討。
- ・風力以外の海洋再生可能エネルギーについても検討。

⑤普及・コスト低減への取組み

- ・効率的、計画的な海底送電ケーブルの敷設について検討。
- ・大型化する風車等を洋上で安全かつ効率的に設置・メンテナンスするためのインフラや作業船等の整備方策について検討。

海洋再生可能エネルギー利用促進助言会議の設置について

平成 23 年 10 月 19 日
総合海洋政策本部幹事会決定
平成 24 年 4 月 1 日
一部変更

1. 趣旨

我が国における海洋再生可能エネルギーの利用促進のために政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策について、法律、経済、海洋工学、エネルギー、水産、海洋環境等に関する有識者で構成し、専門的見地からの助言を行う「海洋再生可能エネルギー利用促進助言会議」（以下「会議」という。）を総合海洋政策本部幹事会（以下「幹事会」という。）に設置する。

2. 助言を行う事項

- (1) 海洋再生可能エネルギーの利用促進に関すること
- (2) その他関連する事項

3. 構成

- (1) 会議は、別紙の有識者により構成する。ただし、幹事会の議長は、必要と認めるときは、メンバーの追加又は変更をすることができる。
- (2) 会議の議長は、互選により決定する。
- (3) 会議の議長は、必要に応じ、他の関係者の出席を求めることができる。

4. その他

会議の庶務は、内閣官房において処理する。

(別紙)

海洋再生可能エネルギー利用促進助言会議メンバー

荒川 忠一	東京大学教授
柏木 孝夫	東京工業大学特命教授
來生 新	放送大学副学長
木下 健	東京大学教授
白山 義久	独立行政法人海洋研究開発機構理事
高橋 重雄	独立行政法人港湾空港技術研究所理事長
<u>東條 吉朗</u>	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構新エネルギー部長
廣吉 勝治	北海道大学名誉教授

(五十音順)

海洋再生可能エネルギー利用促進検討委員会の設置について

平成 23 年 10 月 19 日
 総合海洋政策本部幹事会決定
 平成 24 年 4 月 1 日
 一 部 変 更

1. 我が国における海洋再生可能エネルギーの利用促進のために政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策について、関係行政機関が緊密に連携して検討していくため、総合海洋政策本部幹事会の下に、海洋再生可能エネルギー利用促進検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。
2. 検討委員会の構成は、次のとおりとする。ただし、検討委員会の議長は、必要と認めるときは、構成員の追加又は変更をすることができる。
 - 議長 内閣官房内閣参事官（総合海洋政策本部事務局）
 - 構成員 内閣府政策統括官（科学技術政策・イノベーション担当）付参事官
 - 外務省国際法局国際法課長
 - 文部科学省研究開発局海洋地球課長
 - 〃 〃 環境エネルギー課長
 - 農林水産省食料産業局再生可能エネルギーグループ長
 - 〃 水産庁漁政部企画課長
 - 〃 〃 漁港漁場整備部計画課長
 - 経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー対策課長
 - 〃 〃 資源・燃料部政策課長
 - 国土交通省総合政策局海洋政策課長
 - 〃 水管理・国土保全局砂防部保全課長
 - 〃 海事局総務課長
 - 〃 港湾局海洋・環境課長
 - 〃 海上保安庁海洋情報部企画課長
 - 〃 〃 交通部安全課長
 - 環境省地球環境局地球温暖化対策課長
3. 議長は、必要に応じ、構成員以外の関係者の出席を求めることができる。
4. 検討委員会の庶務は、内閣官房において処理する。

附 則

海洋再生可能エネルギーに関する関係省庁連絡会議（平成 22 年 10 月 14 日関係省庁申合せ）は、廃止する。

新たな海洋基本計画の策定について

平成 24 年 5 月
総合海洋政策本部事務局

1. 概要

- 現行の海洋基本計画は平成 20 年 3 月に策定され、これに基づき総合的な海洋政策を実施中である。一方、海洋基本法第 16 条第 5 項の規定において、「おおむね 5 年ごとに、海洋基本計画の見直しを行い、必要な変更を加える」こととされている。
- このため、海洋に関する情勢の変化等を勘案しつつ、新たな海洋基本計画の策定に取り組む。

2. 今後の進め方

- 「参与会議」を開催し、有識者の幅広い意見を踏まえながら検討を進める。
- 本年秋頃に、中間的な骨子案を作成する。
- 遅くとも今年度中に、閣議決定することを目指す。

※「参与会議」について

- 「参与会議」は、総合海洋政策本部長（内閣総理大臣）に意見を述べるため、総合海洋政策本部令に基づき設置されている（有識者 10 人以内で構成）。
- 5 月 24 日（木）、10 人の参与を任命するとともに「参与会議」を開催し、新たな海洋基本計画の策定に向けた議論を開始したところ。

現行の海洋基本計画の概要

参考2-1

計画期間：5年間（5年後（平成24年度）を見通して策定）

目指すべき
政策目標

- 目標1 海洋における全人類的課題への先導的挑戦
目標2 豊かな海洋資源や海洋空間の持続可能な利用に向けた礎づくり
目標3 安全・安心な国民生活の実現に向けた海洋分野での貢献

第1部 基本的な方針

- ① 海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和
水産資源の回復、エネルギー・鉱物資源の技術開発プログラムの策定等が必要
- ② 海洋の安全の確保
安全の確保のための制度の整備と体制強化、海上交通の安全確保、自然災害の脅威への対応強化等が必要
- ③ 科学的知見の充実
海洋に関する調査・研究体制の整備、人材の育成・確保、研究開発の戦略的推進等が必要
- ④ 海洋産業の健全な発展
海洋産業の国際競争力や経営基盤の強化、新産業創出の促進等が必要
- ⑤ 海洋の総合的管理
海洋の様々な特性を総合的に検討する視点を持って、国際海洋秩序の形成、EEZ等の適切な管理等に取り組むことが必要
- ⑥ 海洋に関する国際的協調
海洋秩序の形成・発展に先導的役割を果たすとともに、国際司法機関の活用・支援、国際連携・協力の積極的推進等が必要

第2部 政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

- ① 海洋資源の開発及び利用の推進
水産資源の管理措置の充実、取締り強化等。エネルギー・鉱物資源の商業化に向け資源調査等を推進。
- ② 海洋環境の保全等
海洋保護区のあり方の明確化と設定、水環境の改善、漂流・漂着ゴミ対策、地球環境保全への貢献。
- ③ 排他的経済水域等の開発等の推進
大陸棚限界設定の努力。科学的調査等の制度整備を含む検討・措置。エネルギー・鉱物資源開発計画。
- ④ 海上輸送の確保
外航海運業の国際競争条件整備、船員等の育成・確保のための環境整備、海上輸送拠点の整備。
- ⑤ 海洋の安全の確保
安全の確保のための制度の整備、体制強化、海上交通の安全確保、自然災害への対応強化等を推進。
- ⑥ 海洋調査の推進
海洋管理に必要な海洋調査の実施、海洋情報の一元的管理・提供・蓄積体制の整備。
- ⑦ 海洋科学技術に関する研究開発の推進等
研究開発の推進、船舶等の施設設備や人材等の基盤整備及び関係機関の連携強化。
- ⑧ 海洋産業の振興及び国際競争力の強化
経営体質の強化、技術力の維持等による競争力の強化、海洋バイオマス等新技術の開発・導入。
- ⑨ 沿岸域の総合的管理
総合的な土砂管理等の陸域と一体の施策、適正な利用関係の構築、管理のあり方の明確化等の推進。
- ⑩ 離島の保全等
離島の保全・管理に関する基本的方針の策定、創意工夫を生かした産業振興等による離島の振興。
- ⑪ 国際的な連携の確保及び国際協力の推進
周辺海域の秩序、国際約束の策定等に対応。国際的取組への参画、諸分野での国際協力を推進。
- ⑫ 海洋に関する国民の理解の増進と人材育成
海の日における表彰等の行事の推進、学校教育及び社会教育の充実、人材の育成。

第3部 その他必要な事項

施策の効果的な実施、関係者の責務及び相互の連携・協力、情報の積極的な公表

総合海洋政策本部参与会議名簿

いそべ 磯部	まさひこ 雅彦	東京大学大学院新領域創成科学研究科教授
うら 浦	たまき 環	東京大学生産技術研究所海中工学国際研究センター長
おきはら 沖原	たかむね 隆宗	(社)関西経済連合会副会長
かわの 河野	ひろぶみ 博文	(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構理事長
かわの 河野	まりこ 真理子	早稲田大学法学学術院教授
こみやま 小宮山	ひろし 宏	(株)三菱総合研究所理事長
たいら 平	あさひこ 朝彦	(独)海洋研究開発機構理事長
ふるしょう 古庄	こういち 幸一	(株)NTTデータ特別参与
やました 山下	はるこ 東子	明海大学経済学部教授
ゆはら 湯原	てつお 哲夫	キヤノングローバル戦略研究所研究主幹

「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための
低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する基本計画」
の平成23年度の進ちょく状況について

平成 2 4 年 5 月
内閣官房総合海洋政策本部事務局

排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（平成22年法律第41号）第3条の規定に基づき平成22年7月13日に閣議決定した「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する基本計画」（以下「基本計画」という。）は、基本計画の毎年度の進ちょく状況について翌年度速やかに総合海洋政策本部へ報告することを定めている※。

このため、基本計画の平成23年度末における進ちょく状況を以下のとおり総合海洋政策本部に報告するとともに、引き続き基本計画の着実な実施を図ることとする。

◎平成23年度に実施した主な事項（詳細は参考資料を参照）

（1）低潮線の保全に関する事項

排他的経済水域等の安定的な保持のため、政令による低潮線保全区域の指定、低潮線保全区域の巡視、排他的経済水域等の基礎となる低潮線周辺の無主の土地の行政財産化、低潮線保全区域周辺の情報収集、低潮線データベースの構築、海洋台帳整備の着手等を実施した。

（2）特定離島を拠点とする活動に関する事項

広大な排他的経済水域等を日本及び世界のために有効活用するとの方針の下に、サンゴ増殖技術の開発、人為的影響を受けない環境をいかした温室効果ガス濃度等の観測、GPS連続観測システムによる広域的な地殻変動の観測、特定離島の利活用促進に向けた調査、海潮流観測等を実施した。

（3）拠点施設の整備に関する事項

特定離島を拠点とする活動を支援するため、南鳥島における特定離島港湾施設の建設を継続するとともに、沖ノ鳥島における特定離島港湾施設の建設に着手した。

※ 基本計画（抜粋）

5. その他低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する事項

（1）基本計画の進ちよく状況の総合海洋政策本部への報告

この基本計画に基づく低潮線の保全に関する措置、特定離島を拠点とする活動、拠点施設の整備等の毎年度の進ちよく状況について、翌年度速やかに総合海洋政策本部へ報告し、計画の着実な実施を図る。

「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための
低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する基本計画」
の平成 24 年度の実施事項について

平成 24 年 5 月
内閣官房総合海洋政策本部事務局

排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（平成 22 年法律第 41 号）第 3 条の規定に基づき平成 22 年 7 月 13 日に閣議決定した「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する基本計画」（以下「基本計画」という。）の平成 23 年度末における進捗状況を踏まえ、基本計画の平成 24 年度の実施事項について、以下のとおりとする。

◎平成 24 年度に実施する事項（詳細は参考資料を参照）

平成 23 年度からの継続事項に加え、主な事項として下記に取り組む。

（1）低潮線の保全に関する事項

低潮線保全区域の巡視・調査、海洋台帳の整備のほか、低潮線データベースの管理・運用、低潮線保全区域の巡視体制の整備、監視体制の強化等を実施する。

（2）特定離島を拠点とする活動に関する事項

「白嶺」等による特定離島周辺海域の海洋鉱物資源調査、電子基準点による GNSS（旧 GPS）連続観測等を実施する。

（3）拠点施設の整備に関する事項

南鳥島及び沖ノ鳥島における特定離島港湾施設の建設を継続する。

基本計画の進ちよく状況

主な計画事項	主な目標	主な平成23年度実施事項	主な平成24年度実施予定
(1) 低潮線の保全に関する事項			
低潮線及びその周辺状況の調査	航空レーザー測量による海底地形の調査、AUVの導入、測量船の整備、衛星写真の利用	航空レーザー測量による海底地形の調査、AUVの導入に向けた同機器の整備、新型航空レーザー測深機及び大型測量船の大規模改修に係る予算確保、衛星写真の取得	航空レーザー測量、AUVの整備、新型航空レーザー測深機及び大型測量船の大規模改修、衛星写真の利用
海洋情報の集約	海洋情報クリアリングハウスの広範の海洋情報の所在情報登録 海洋台帳の整備	海洋情報クリアリングハウスの登録情報の拡充 海洋台帳の整備着手	同左 海洋台帳の整備
低潮線データベースの構築	低潮線及び低潮線の所在する離島に関する情報の管理、関係機関での共有	低潮線データベースの構築	低潮線データベースの維持管理、関係機関が保有する低潮線に関する情報の収集
低潮線保全区域の指定及び変更	海底地形等の調査確認及び区域指定、必要な場合区域変更	平成23年6月1日に区域指定の政令施行	必要な場合区域変更
低潮線保全区域における監視・巡視、違反者の監督処分に係る執行体制	巡視・監視体制の整備・強化 関係行政機関の連携手続き制定	低潮線保全区域の巡視及び巡視船艇・航空機の業務遂行体制の強化 連携手続き制定	同左 -
低潮線保全区域を有する離島の管理	排他的経済水域等の基礎となる低潮線周辺の無主の土地を早期に行政財産化	平成23年8月に行政財産化【別紙1】	-

(2) 特定離島を拠点とした活動					
サンゴ増殖技術の開発・確立による国土保全	サンゴ増殖技術の開発・確立・環礁国家に対して島の保全・再生の技術協力	種生産技術、増殖基盤技術の開発、開発技術確立のためのモニタリング、サンゴ礁生態系の修復や養浜等を通じた島の保全・再生のための技術協力	同左		
海洋鉱物資源開発の推進	特定離島周辺海域での基礎調査実施、成果を踏まえ資源の開発・商用化	周辺海域での基礎調査の実施	「白嶺」等による周辺海域での調査実施		
持続的な漁業活動の推進	漁場調査の実施、漁業活動支援のための水産基盤の整備等の検討	特定離島港湾施設の整備の進ちよく状況を踏まえて、内閣官房を中心に関係省庁と検討（特定離島の利活用促進に向けた調査実施）	同左		
海洋における再生可能エネルギー技術の実用化に向けた取組	海洋における再生可能エネルギー技術の実証試験場としての可能性検討	海洋再生可能エネルギー技術の実証試験	同左		
自然環境をいかにした新素材の開発	海洋構造物の新素材の技術評価試験の実施による新素材開発	繊維系複合材、超耐食性金属等の耐久性試験（モニタリング）	同左		
人為的影響を受けない環境をいかにした地球環境の観測	全球大気監視計画に資する温室効果ガス濃度等の地球環境の観測実施	二酸化炭素、オゾン等の温室効果ガス等の観測	同左		
広域的な地殻変動観測	GPS連続観測システムによる広域的な地殻変動の連続的観測	電子基準点によるGPS連続観測実施	同左		
観測・研究活動の拠点としての環境整備	島への移動手段、研究・宿泊施設等の利用に関するルール作りや関係省庁が行う協力・支援の枠組み等の検討	特定離島港湾施設の整備の進ちよく状況を踏まえて、内閣官房を中心に関係省庁と検討（特定離島の利活用促進に向けた調査実施）	同左		

持続可能なエネルギーモデルの検討	必要とするエネルギーを再生可能エネルギーで賄う仕組みについて検討	特定離島港湾施設の整備の進ちよく状況を踏まえて、内閣官房を中心に関係省庁と検討（特定離島の利活用促進に向けた調査実施）	同左
海洋保護区の設定等による生態系の適正な保全	海洋保護区の設定等による生態系の適正な保全策について検討	我が国の海洋保護区の設定の在り方の明確化	—
教育・観光の場としての活用等	旅客船クルーズを企画・推奨する等による、教育や観光の場としての活用の検討	特定離島港湾施設の整備の進ちよく状況を踏まえて、内閣官房を中心に関係省庁と検討（特定離島の利活用促進に向けた調査実施）	同左
活動支援のための海洋データ収集、海上の安全の確保	気象情報の提供、イベント等を通じて、国民に両島を周知する方法等の検討	気象情報のホームページでの公表	同左
	海潮流観測等の実施、海洋特性の把握	沖ノ鳥島の礁内外における海潮流観測等の実施	同左
	灯台等の航路標識整備、安全の確保	灯台の管理	同左
(3) 拠点施設の整備に関する事項			
特定離島港湾施設の整備	南鳥島における整備	建設継続	同左
	沖ノ鳥島における整備 【別紙2】	建設着手	建設継続
(4) その他の事項			
施策の効果的な実施のための関係機関等の連携	関係省庁連絡会議を設置し、定期的に開催	関係省庁連絡会議での省庁間協力・調整	同左
国民への普及・啓発等	国民への普及及び啓発、地方自治体・関係者等への理解と協力要請	低潮線保全区域の指定等のホームページ等での周知、低潮線保全区域における広域性を周知する看板設置	引き続き、関連情報についてホームページ等で周知

平成23年8月に行政財産化した23地区

※1地区に複数の島が含まれる場合がある。

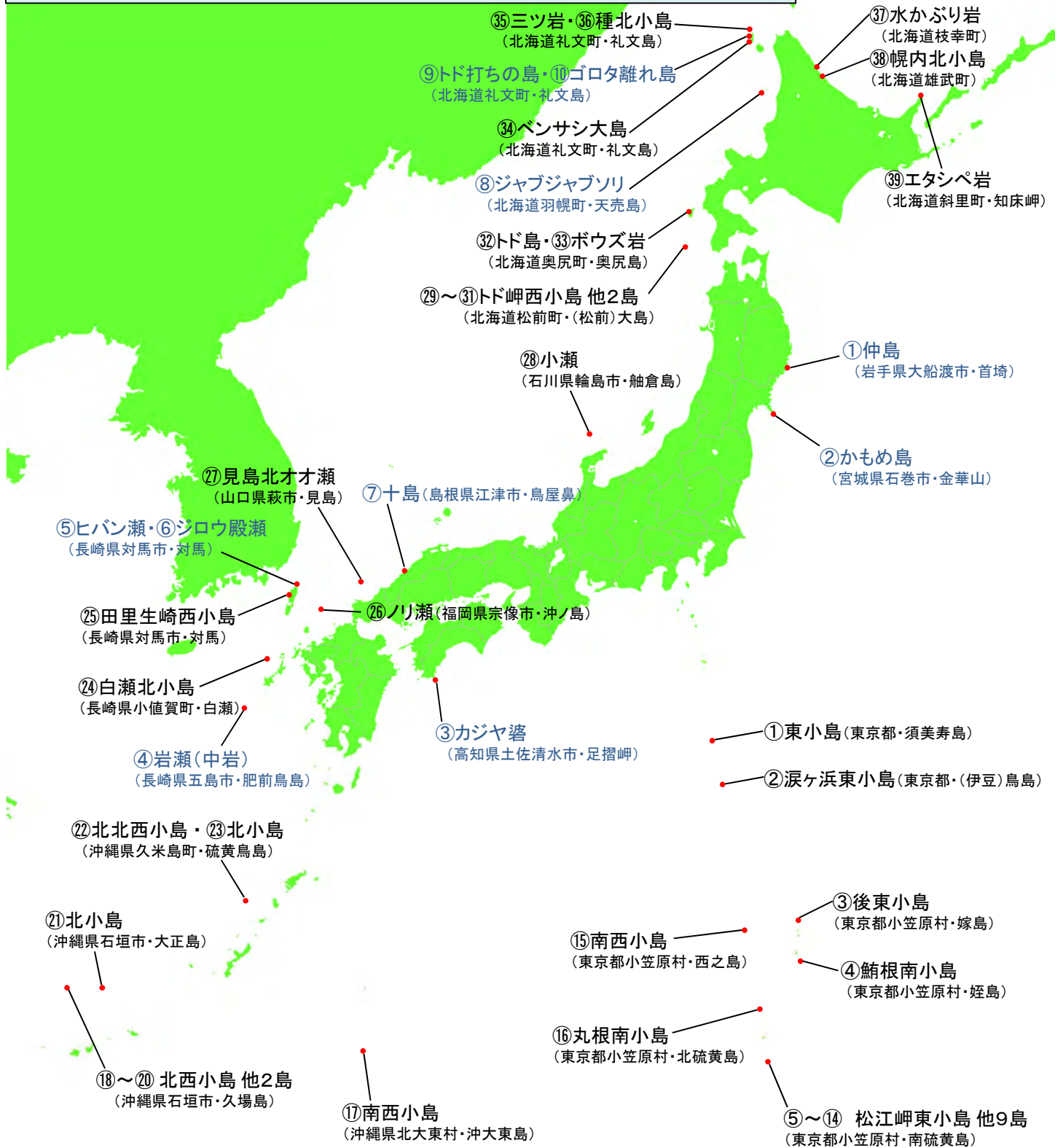
別紙1



地図参照：CraftMAP (<http://www.craftmap.box-i.net/>)

平成23年5月及び平成24年3月に地図・海図に記載する
名称を決定した、EEZ外縁を根拠付ける離島（49島）

（参考）

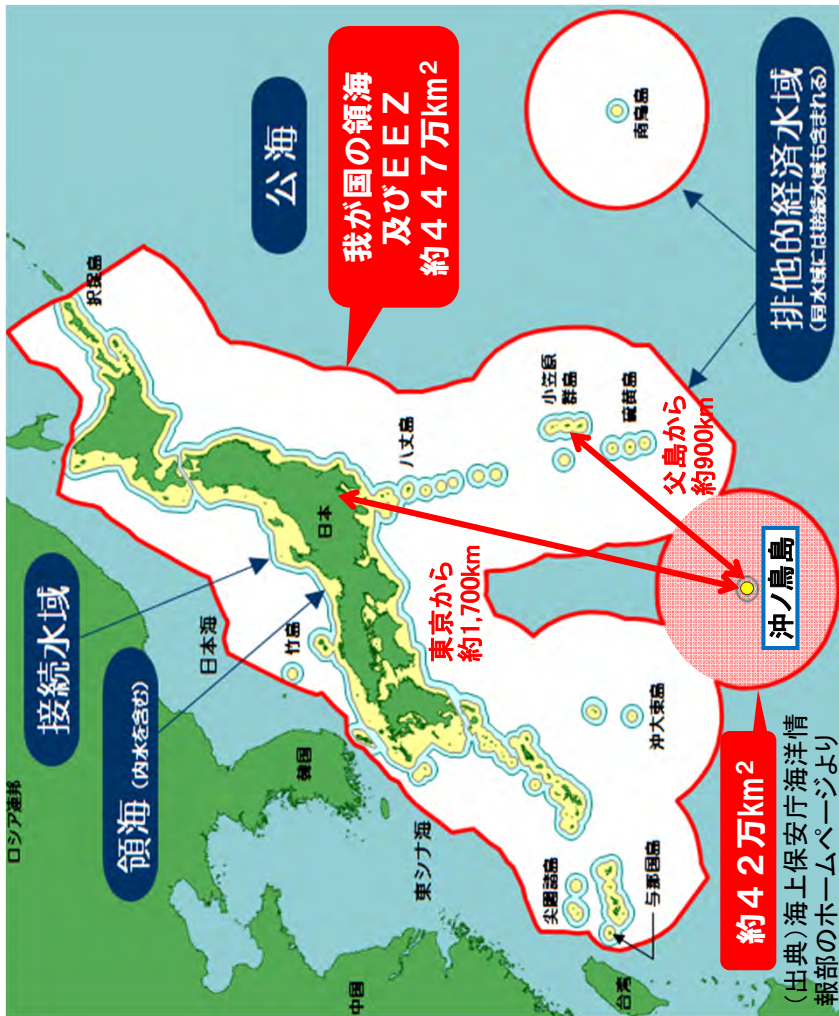


※ 青字：平成23年5月に地図・海図に記載する名称を決定した10島
黒字：平成24年3月に地図・海図に記載する名称を決定した39島

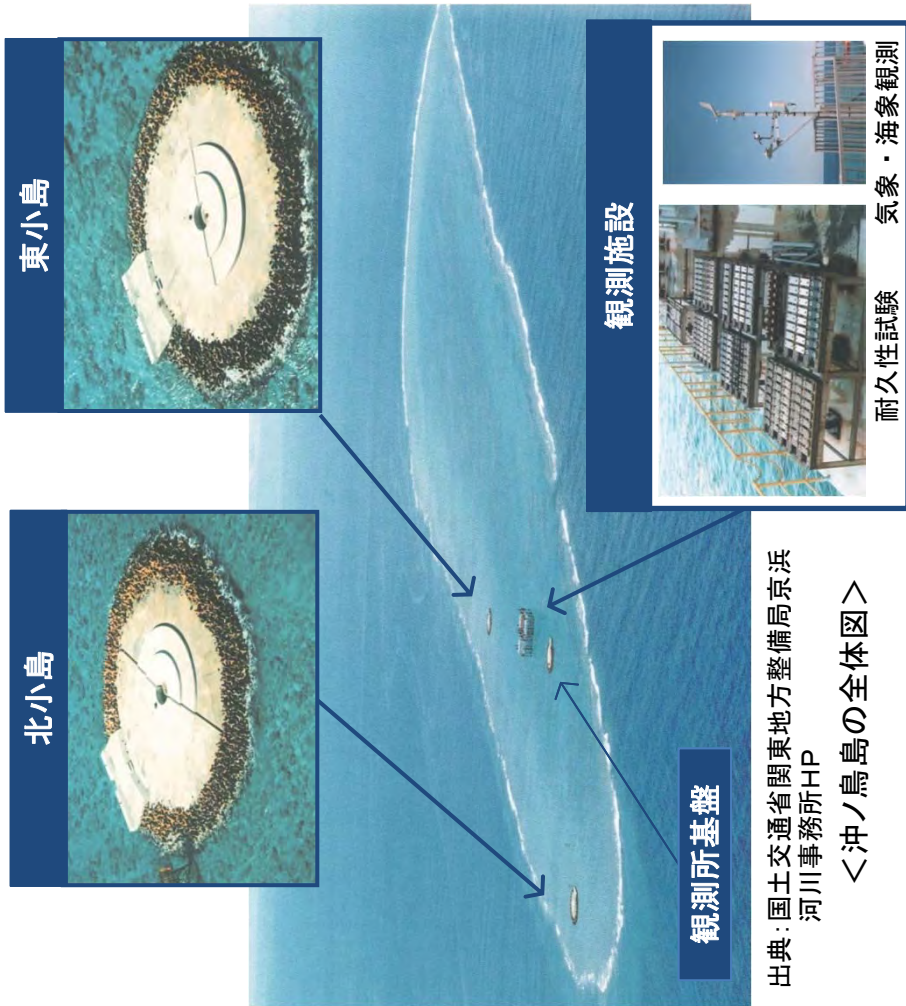
地図参照：CraftMAP (<http://www.craftmap.box-i.net/>)

沖ノ鳥島における活動拠点整備等の概要

別紙2



＜沖ノ鳥島の位置＞



○我が国の国土の最南端に位置し、東京(23区)から約1,700km離れ、約42万km²の排他的経済水域の面積を有している。

○東西約4.5km、南北約1.7km、周囲約11kmで、リーフ外部は急峻で勾配は約1／2、水深600m～1,500m超となる。

○サンゴ礁からなる長楕円形の島で、リーフ外部は急峻で勾配は約1／2、水深600m～1,500m超となる。

○国土交通省(水管理・国土保全局)が昭和62年度より保全工事を実施、平成19年3月に海上保安庁が灯台を設置している。

○平成22年6月に低潮線保全法に基づく特定離島に指定し、拠点施設となる港湾施設を建設している。(平成23年～28年度)

○その他、気象・海象観測(文科省等)、海洋構造物の耐久性試験研究(国交省等)、サンゴの培養殖技術研究(水産庁等)などが実施されている。

我が国大陸棚延長に関する大陸棚限界委員会の勧告について

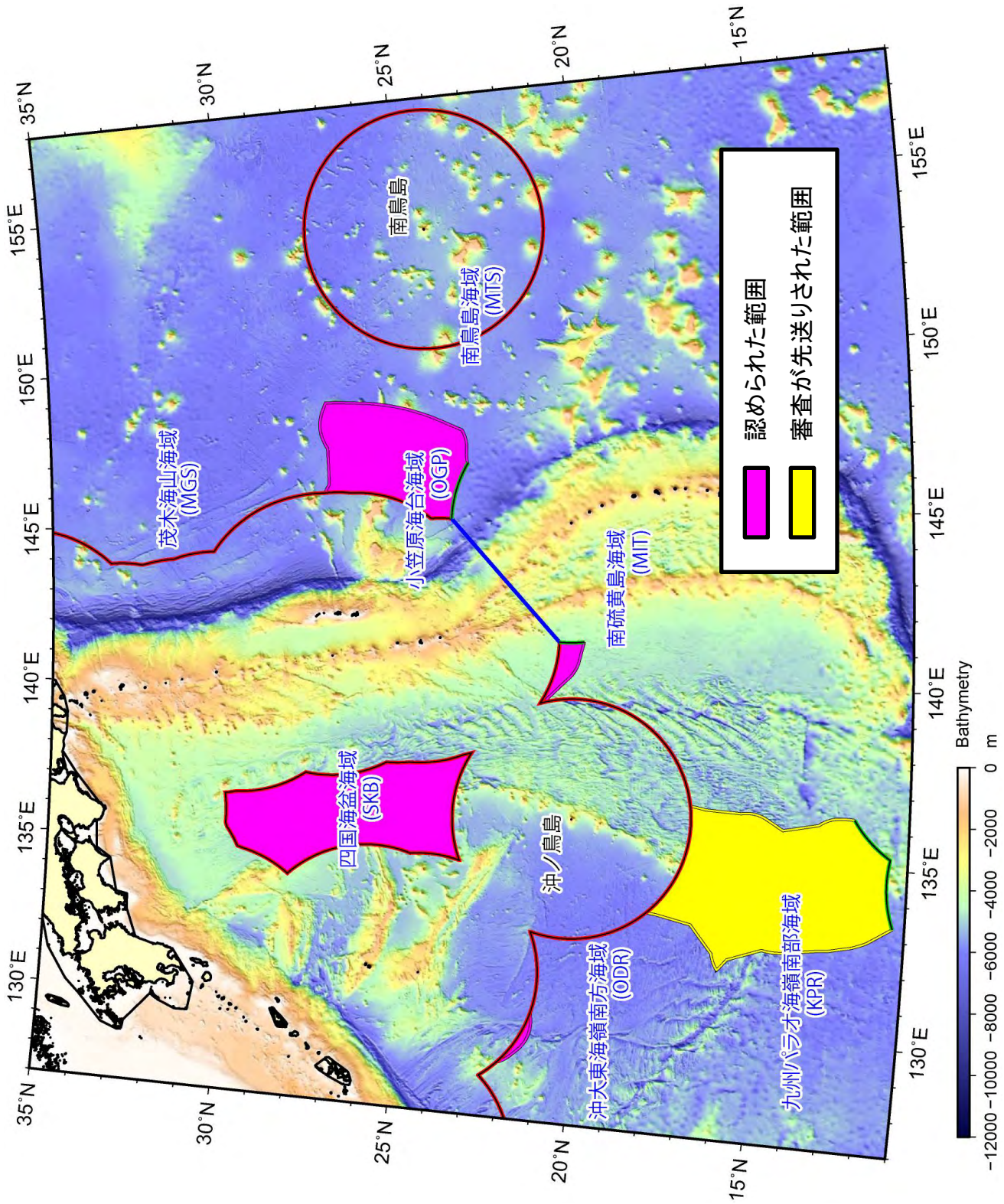
我が国が平成20年11月12日に大陸棚限界委員会（CLCS）に申請した大陸棚延長について、同委員会は、本年4月20日（ニューヨーク時間19日）、第29会期会合で勧告（付図参照）を採択し、4月27日（ニューヨーク時間26日）に我が国はこれを受領しました。

この中で、中国及び韓国が審査を行わないことを求めていた（我が国はその都度反論）沖ノ鳥島関連海域のうち、四国海盆海域については、ほとんどが認められ、沖ノ鳥島を基点とする延長が認められました。九州・パラオ海嶺南部海域については、勧告が行われず、先送りとなりました。

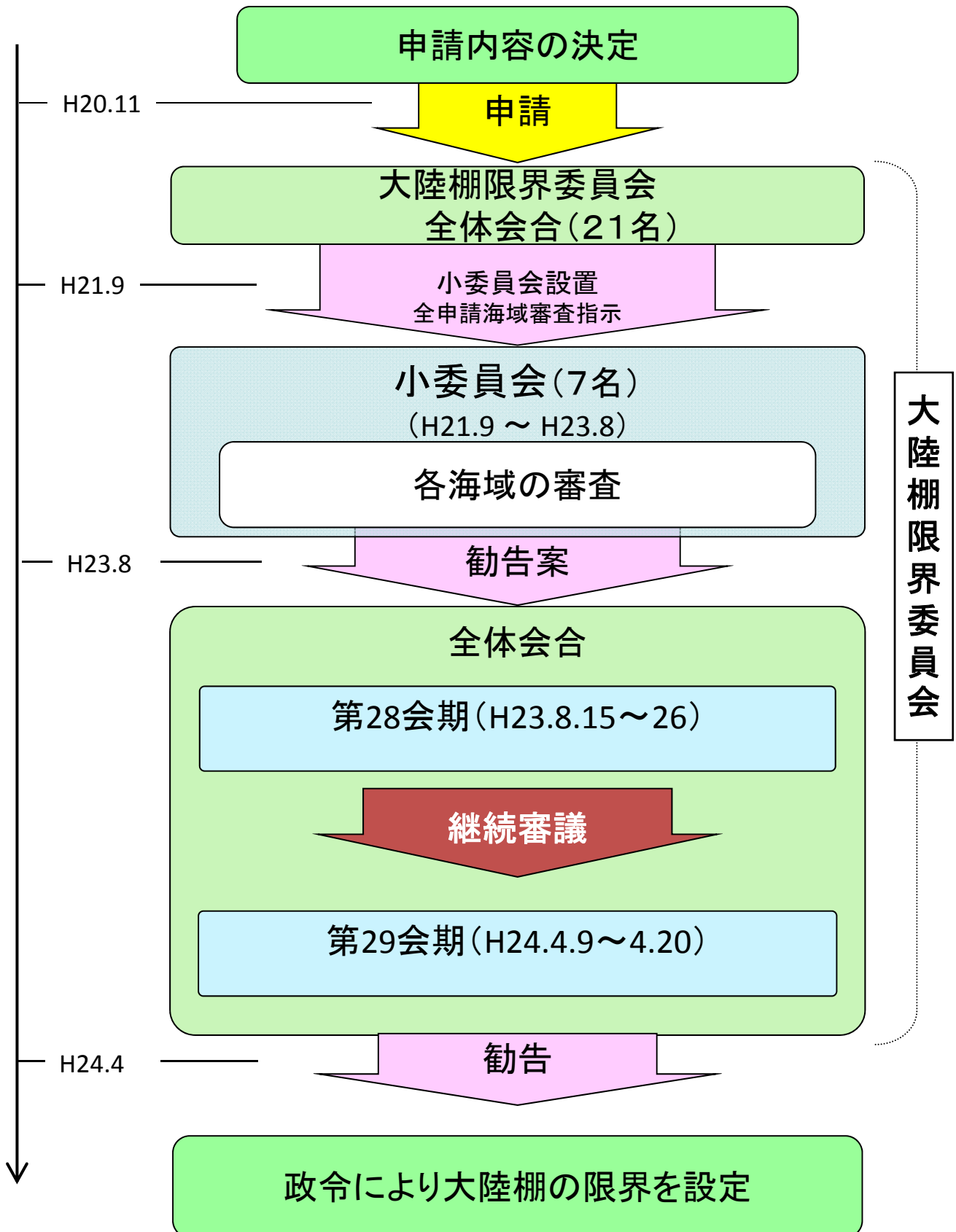
（注）

- （1）平成21年のCLCS第24会期会合で、沖ノ鳥島関連海域については、「CLCSは、別途の決定を行うまで行動をとらない」旨決定していたことを踏まえ議論が行われた結果、CLCSは、九州・パラオ海嶺南部海域の勧告案について「行動をとらない」ことを決定し、今回は、勧告が出されないこととなった。
- （2）勧告には「CLCSは（中、韓、日本の）口上書に言及された事項が解決されるときまで本海域に関する勧告を出すための行動を取る状況に無いと考える」と記載された。

我が国の延長大陸棚



大陸棚限界設定の流れ



総合海洋政策本部幹事会について（案）

平成19年7月31日
 総合海洋政策本部決定
 平成20年3月18日
 一部改正
 平成23年10月19日
 構成員追加
 平成24年5月25日
 一部改正

1. 総合海洋政策本部令（平成19年政令第202号）第3条の規定に基づき、関係行政機関相互の緊密な連絡の下、総合海洋政策本部における海洋基本計画の案の作成、同基本計画に基づく施策の実施の推進並びに、海洋施策の推進に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に資することを目的として、総合海洋政策本部幹事会（以下「幹事会」という。）を設置する。
2. 幹事会の構成員は、次のとおりとする。ただし、幹事会の議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

議長	内閣官房副長官（事務）
副議長	内閣官房副長官補（内政）
	内閣官房副長官補（外政）
構成員	内閣官房内閣審議官（総合海洋政策本部事務局長）
	内閣官房内閣審議官
	内閣府大臣官房長
	警察庁警備局長
	金融庁総務企画局総括審議官
	総務省大臣官房総括審議官
	法務省大臣官房長
	外務省国際法局長
	財務省大臣官房審議官
	文部科学省研究開発局長
	厚生労働省技術総括審議官
	農林水産省水産庁長官
	経済産業省資源エネルギー庁長官
	国土交通省総合政策局長
	国土交通省海上保安庁長官
	環境省水・大気環境局長
	防衛省防衛政策局長
3. 議長は、必要に応じ、構成員以外の関係行政機関の職員その他関係者の出席を求めることができる。
4. 幹事会の庶務は、内閣官房において処理する。
5. 前各項に掲げるもののほか、幹事会の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。
6. 「海洋開発関係省庁連絡会議（昭和55年6月17日内閣官房長官決裁）」及び「大陸棚調査・海洋資源等に関する関係省庁連絡会議（平成16年8月4日内閣官房長官決裁）」が廃止されたことにもない、これらの連絡会議において決定した事項については、幹事会に引き継がれたものとみなす。

表1 海洋に係る基本指標

・世界の指標

項目	データ	備考
国連海洋法条約批准国数	161カ国・地域(平成22年9月)	日本は平成8年6月に批准(国連ホームページより)
世界の海上輸送量	89億4,700万トン(平成23年)	(* 2)
世界の漁業・養殖業生産量	1億6,847万トン(平成22年)	(* 1)
世界の海賊発生件数	445件(平成22年)	国際商業会議所国際海事局作成レポートより
うち東南アジア	70件(平成22年)	
うちソマリア沖	219件(平成22年)	
世界の新造船建造量	1億185万総トン(平成23年)	(* 2)

・日本の指標

項目	データ	備考	
海洋産業の国内総生産額	約 20.0兆円(平成17年)	(注1)	
海洋産業の従業者数	約 98.1万人(平成17年)	(注1)	
海運関連			
我が国の海上貿易量	9億252万トン(平成23年)	総貿易量の99.7%(* 2)	
海上輸送による輸入量	7億5,271万トン(平成23年)	総輸入量の99.8%(* 2)	
海上輸送による輸出量	1億4,980万トン(平成23年)	総輸出量の99.2%(* 2)	
日本人船員数	67,165人(平成23年)	(* 2)	
うち外航船員数	2,408人(平成23年)	(* 2)	
うち内航船員数	27,251人(平成23年)	(* 2)	
うち漁業船員数	21,749人(平成23年)	(* 2)	
その他	15,757人(平成23年)	引船、はしけ、官公庁船の船員数(* 2)	
国内旅客輸送人員	8,505万人(平成22年度)	(* 2)	
海難船舶隻数	2,533隻(平成23年)	(* 4)	
海賊被害件数	11件(平成23年)	日本籍船・日本事業者運行の外国船の数字 (国際商業会議所国際海事局作成レポートより)	
日本の新造船建造量	1,937万総トン(平成23年)	世界の新造船建造量の19.0%(第3位) (* 2)	
漁業関連			
漁業・養殖業生産額	1兆4,826億円(平成22年)	(* 1)	
漁業・養殖業生産量	531万トン(平成22年)	世界第4位、(* 1)	
漁業従事者数	20.3万人(平成22年)	(* 1)	
港湾・漁港の数			
港湾数	996港(平成24年4月1日)	国土交通省港湾局調べ	
漁港数	2,914港(平成23年10月1日)	農林水産省ホームページより	
我が国の船舶数			
外航海運	日本籍船	136隻(平成23年6月30日現在)	我が国外航海運企業が運航する2000総トン以上の外航商船群(* 2)
	外国用船	2,672隻(平成23年6月30日現在)	
内航海運	旅客船	2,287隻(平成24年4月1日現在)	(* 2)
	貨物船	5,357隻(平成24年3月31日現在)	(* 2)
漁船	185,465隻(平成20年)	農林水産省ホームページより	
プレジャーボート(保有隻数)	303,516隻(平成21年度)	特殊小型船(PWC)、プレジャーモーターボート、プレジャーヨット及び遊漁船の合計 (小型船舶統計(日本小型船舶検査機構)より)	
小型船舶免許件数	約 327万人(平成23年度末)	(* 2)	

表 1 海洋に係る基本指標

(参考)海洋に係る基礎的データ

・世界のデータ

項目	データ	備考
海洋の面積	3億6,203万km ²	地表面積5億0,995万km ² の70.8%(*5)
太平洋海域の面積	1億8,134万km ²	オホーツク、日本海等を含む(*5)
大西洋海域の面積	9,431万km ²	地中海、黒海等を含む(*5)
インド洋海域の面積	7,412万km ²	紅海、ペルシャ湾を含む(*5)
北極海の面積	1,226万km ²	(*5)
海洋の平均水深	3,729m	(*5)
最深の水深	10,920m	マリアナ海溝(*5)

・日本のデータ

項目	データ	備考
我が国の領海と排他的経済水域の合計面積	約447万km ²	内水を含む (海上保安庁海洋情報部調べ)
我が国の海岸線の距離	3万5,296km	(*3)

(注1) 海洋産業の活動状況に関する調査報告書による推定値

報告書については (<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/chousa/kaiyousangyou.html>) 参照

* 各種データの出典について、政府刊行物等掲載のものについてはその刊行物を記しております。

- * 1 水産白書(農林水産省水産庁)
- * 2 海事レポート(国土交通省海事局)
- * 3 海岸統計(国土交通省水管理・国土保全局)
- * 4 海上保安レポート(国土交通省海上保安庁)
- * 5 理科年表(丸善/国立天文台編)

表2 各府省における海洋に関する業務一覧

府省	局	部・課	海洋に関する主な業務
内閣府	政策統括官(科学技術政策・イノベーション担当)	参事官(国家基盤分野担当)	・海洋分野を含む我が国の科学技術の総合的かつ基本的な政策の企画立案及び総合調整 等
	政策統括官(防災担当)	参事官(調査・企画担当)	・東海地震や東南海・南海地震、南海トラフ巨大地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の津波避難対策業務 等
	沖縄振興局		・沖縄の離島における社会資本整備に係る業務
警察庁	生活安全局	地域課	・水上警察に関する業務 ・水難事故における人命の救助及び水難事故の防止に関する業務 等
	警備局	警備課	・津波、高潮等に係る災害警備に関する業務
総務省	消防庁	予防課 特殊災害室	・海上災害に関する消防上の対策に関する業務
		国民保護・防災部 防災課国民保護運用室	・津波警報等の対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を、住民に瞬時に伝達する「全国瞬時警報システム(J-ALERT)」の整備・運用に関する業務
法務省	刑事局	国際課	・旗国通報関連業務(国連海洋法条約に基づき、海上犯罪等に関し我が国がとった措置等を通報)
外務省	総合外交政策局	海上安全保障政策室	・海賊対策、アジア海賊対策地域協力協定の活動に係る業務 ・ASEAN地域フォーラム(ARF)における海上安全保障に関する業務
		宇宙室	・以下の機関等の設立文書作成に関する業務 等 - 地球観測に関する政府間会合(GEO) - 国際移動通信衛星機構(IMSO)
	軍縮不拡散・科学部	不拡散・科学原子力課	・拡散に対する安全保障構想(PSI)に関する業務 ・海洋航行不法行為防止条約(SUA条約)2005年議定書に係る業務
		国際科学協力室	・以下の機関等の設立文書作成に関する業務 等 - 統合国際深海掘削計画(IODP) - 北太平洋の海洋科学に関する機関(PICES)
	アジア大洋州局	地域政策課	・国境を越える犯罪に関するASEAN+3協力に係る業務(海賊対策、海上テロ対策)
	経済局	経済安全保障課	・エネルギー資源その他の資源や海洋の開発及び利用に関する対外経済関係のうち、日本国の安全保障に関連するものに係る外交政策等に関する業務 等
		漁業室	・多国間での漁業資源の保存及び管理のための体制構築・維持・運用に関する業務
	国際協力局	専門機関室	・国際海事機関(IMO)に関する業務 ・国際水路機関(IHO)に関する業務
		地球環境課	・生物多様性条約(CBD)に関する業務 ・ロンドン議定書に関する業務 ・北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)に関する業務
	国際法局	海洋室	・国連海洋法条約に関する業務(含:大陸棚限界委員会、国際海底機構及び国際海洋法裁判所)
各地域局	各地域課	・海洋及び漁業に関する二国間協定又は協議の体制構築・維持及び運用に関する業務	

表2 各府省における海洋に関する業務一覧

府省	局	部・課	海洋に関する主な業務
財務省	関税局	監視課	・関税に関する法令の規定による輸出入貨物、船舶等の取締りに関する業務
文部科学省	生涯学習政策局	社会教育課	・社会教育(水族館等の博物館を含む。)における海洋に関する教育の推進に係る業務
	初等中等教育局	教育課程課	・海洋に関する教育も含む初等中等教育の教育課程に係る企画、立案等に関する業務
		児童生徒課 産業教育振興室	・高等学校の教科「水産」に関する教育の推進に係る業務
	高等教育局	専門教育課	・高等教育機関における海洋に関する人材の育成に関する業務
	研究開発局	地震・防災研究課	・地震計・津波計等の各種観測機器を備えた稠密な海底ネットワークシステムの技術開発に関する業務 ・地震調査研究推進本部等の方針に基づく、東南海・南海地震等の海溝型地震に関する調査観測研究や沿岸海域活断層等の調査研究に関する業務 等
		海洋地球課	・海洋科学技術の研究開発に関する基本的な政策の企画・立案・推進業務 ・独立行政法人海洋研究開発機構の事業管理などに関する業務 ・海洋鉱物資源探査技術高度化、海洋生物資源確保技術高度化、及び東北マリンサイエンス拠点形成事業等、海洋に関する研究開発事業の実施に関する業務 ・統合国際深海掘削計画(IODP)の推進、及び政府間海洋学委員会(IOC)への参画など、海洋に関する国際協力業務 等
		環境エネルギー課	・GEOSS(全球地球観測システム)10年実施計画に基く、地球観測・予測研究の実施に関する業務 ・気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第5次評価報告書策定に資するための、地球シミュレータを活用した気候変動予測等の科学的基礎提供に関する業務 ・全地球に関する多様な観測データを体系的に収集蓄積し、処理、解析、提供に関する業務
	独立行政法人 海洋研究開発機構		・海洋科学技術に関する研究の推進(地球環境変動研究、地球内部ダイナミクス研究、海洋・極限環境生物圏研究、海洋資源の探査・活用技術の研究開発、基盤技術開発)、共同研究及び研究協力の推進、統合国際深海掘削計画の推進、独創的・萌芽的な研究の推進 ・海洋に関する研究開発成果の普及、情報発信、普及広報活動、研究開発成果の権利化及び適切な管理 ・海洋に関する研究開発等を行う者への研究船(地球深部探査船など)の供用、試験研究施設(地球シミュレータなど)の供用 ・海洋にかかわる研究者及び技術者の養成と資質の向上 等
	スポーツ・青少年局	青少年課	・海洋等における青少年の自然体験活動の促進業務
	文化庁	文化財部(伝統文化課、記念物課、参事官付(建造物担当))	・文化財(海洋に関連のある文化財を含む)に関する業務

表2 各府省における海洋に関する業務一覧

府省	局	部・課	海洋に関する主な業務
農林水産省	林野庁	国有林野部 (経営企画課、業務課)、森林整備部(治山課、研究・保全課)	<ul style="list-style-type: none"> ・保安林制度による海岸林等の適正な管理に関する業務 ・治山事業等による海岸林等の整備・保全に関する業務 ・津波などにより被災した海岸林等及びこれに係る施設を復旧するための災害復旧等事業に関する業務
	水産庁	漁政部 (漁政課、企画課、水産経営課、加工流通課、漁業保険管理官)	<ul style="list-style-type: none"> ・水産庁の所掌事務に関する総合調整業務 ・水産に関する総合的な政策の企画及び立案に関する業務 ・漁業経営対策に関する業務、水産業協同組合への指導監督業務、水産金融制度に係る業務 ・水産物の加工業・流通業に関する業務 ・漁船保険・漁業共済制度に関する業務
		資源管理部 (管理課、沿岸沖合課、遠洋課、国際課)	<ul style="list-style-type: none"> ・海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に基づくTAC及びTAEの設定等に関する業務、資源回復計画に関する業務、漁業取締り業務 ・漁業法に基づく沿岸・沖合漁業の指導監督業務、遊漁船業に関する業務 ・漁業法に基づく遠洋漁業の指導監督業務 ・漁業に関する国際協定等の業務、海外漁業協力業務
		増殖推進部 (研究指導課、漁場資源課、栽培養殖課)	<ul style="list-style-type: none"> ・水産に関する試験研究業務 ・漁場の保全及び水産資源に関する試験及び研究に関する業務 ・沿岸漁業に係る漁場の保全に関する業務 ・海洋水産資源の開発の促進に関する業務 ・栽培漁業、養殖業等に関する業務
		漁港漁場整備部 (計画課、整備課、防災漁村課)	<ul style="list-style-type: none"> ・漁港漁場整備法に基づく漁場整備・漁港整備等に関する業務 ・漁村・漁港海岸事業に関する業務、水産関連施設の災害復旧に関する業務
経済産業省	産業技術環境局	知的基盤課	<ul style="list-style-type: none"> ・産業技術総合研究所の海洋を含む地質調査に関する業務
	資源エネルギー庁	省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー対策課	<ul style="list-style-type: none"> ・新エネルギーに関する政策に関する業務(洋上風力発電等の海洋エネルギー利用を含む。)
		資源・燃料部 政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・石油、可燃性天然ガス、石炭、亜炭その他の鉱物等の安定的かつ効率的な供給の確保に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する業務 ・鉱業法の施行のうち、海洋にある鉱山に関する業務 ・深海底鉱業暫定措置法の施行に関する業務
		資源・燃料部 石油・天然ガス課	<ul style="list-style-type: none"> ・海底下の石油、可燃性天然ガス等の鉱物資源の開発及び利用の推進に関する業務 ・日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法の施行に関する業務 ・石油及び可燃性天然ガス資源開発法の施行に関する業務
		資源・燃料部 鉱物資源課	<ul style="list-style-type: none"> ・海底鉱物資源の開発及び利用の推進に関する業務
原子力安全・保安院	鉱山保安課	<ul style="list-style-type: none"> ・鉱山保安法の施行のうち、海洋にある鉱山の保安に関する業務 ・深海底鉱業暫定措置法の施行のうち、深海底鉱業を行うことに伴う保安に関する業務等 	

表2 各府省における海洋に関する業務一覧

府省	局	部・課	海洋に関する主な業務
国土交通省	総合政策局	海洋政策課	・海洋基本計画の下での国土交通省として推進すべき海洋施策の企画・立案及び関係各局との総合調整に関する業務 ・海洋汚染防止法に基づく、船舶起因の海洋汚染及び大気汚染並びに海上災害を防止するための規制に関する業務 ・申請に基づく海洋構築物等に係る安全水域の設定等に関する業務 等
	国土計画局	総合計画課	・国土形成計画のうち海域の利用及び保全に関する事項の企画及び立案並びに推進に関する業務
		離島振興課	・離島における社会資本の整備・地域間交流の促進等の施策に関する業務
		特別地域振興官	・奄美群島、小笠原諸島における振興開発に関する業務
	都市局	公園緑地・景観課	・海浜部における都市公園整備等に関する業務
	水管理・国土保全局	水政課	・海岸(港湾に係る海岸を除く。)の行政監督に関する業務 ・公有水面(港湾内の公有水面を除く。)の埋立てに係る認可等に関する業務 等
		河川環境課	・海洋環境の保全等に資する河川環境の保全に関する政策の企画及び立案に関する業務
		砂防部保全課	・総合的な土砂管理の取組に関する業務
		防災課	・高潮等により被災した施設の災害復旧関係事業に関する業務 ・海岸域における水防活動に関する業務
		砂防部保全課海岸室	・海岸保全基本方針などの立案、防護・環境・利用の調和のとれた総合的な海岸の保全に必要な措置に関する業務 ・低潮線保全区域における低潮線の保全に関する業務
		下水道部	・東京湾、大阪湾、伊勢湾、広島湾における「海の再生」プロジェクトに関する業務 ・水質環境基準達成を目的とした下水道の基本計画である流域別下水道整備総合計画に関する業務 ・下水道の整備促進や高度処理導入の推進に関する業務
		海事局	総務課
	安全・環境政策課		・船舶の航行の安全の確保に関する総合的な政策の企画及び立案並びに調整に関する業務 ・海事局の所掌事務に関する環境の保全に関する総合的な政策の企画及び立案並びに調整に関する業務 等
	海事人材政策課		・水上運送事業その他の海事局の所掌に係る事業の活動に必要な人材の確保に関する総合的な政策の企画及び立案並びに調整に関する業務 等
	外航課		・外航に係る運送及び外航に係る船舶運航事業の発達、改善及び調整に関する業務等
	内航課		・水上運送及び水上運送事業の発達、改善及び調整に関する業務 等
	運航労務課		・水上運送事業に係る輸送の安全の確保に関する業務 ・船員の労働条件、安全衛生その他の労働環境及び災害補償、船内規律並びに船員手帳に関すること 等
	船舶産業課		・造船に関する事業の発達、改善及び調整に関する業務 ・船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造、修繕、流通、及び消費の増進、改善及び調整に関する業務 等

表2 各府省における海洋に関する業務一覧

府省	局	部・課	海洋に関する主な業務	
国土交通省	海事局	安全基準課	・船舶の施設に関する船舶の安全に関する基準の設定に関する業務 等	
		検査測度課	・船舶の安全の確保並びに船舶による危険物その他の特殊貨物の運送及び貯蔵に関する業務 ・船舶のトン数の測度及び登録に関する業務 等	
		海技課	・船員の教育及び養成、海技士及び小型船舶操縦士の免許、船舶職員及び小型船舶操縦者の資格及び定員並びに水先に関する業務 等	
	独立行政法人 鉄道建設・運輸施設 整備支援機構	共有建造支援部 共有船舶管理部	・各種の支援業務(海上運送事業者と費用を分担して船舶を建造し、当該船舶を当該海上運送事業者の使用させ、及び当該船舶を当該海上運送事業者に譲渡すること、民間において行われる高度船舶技術に関する試験研究に必要な資金又は高度船舶技術を用いた船舶等の製造、保守若しくは修理に必要な資金に充てるための助成金を交付すること 等) ・高度船舶技術に関する調査、情報収集・提供 等	
		企画調査部	・船舶、港湾分野の基礎的研究の実施・成果の普及	
	独立行政法人 航海訓練所		・商船に関する学部を置く国立大学、商船に関する学部を置く国立高等専門学校及び独立行政法人海技教育機構の学生及び生徒等に対する航海訓練の実施	
	独立行政法人 海技教育機構		・船員に対する船舶の運航に関する学術及び技能の教授	
	独立行政法人 海上技術安全研究所		・船舶に係る技術並びに当該技術を活用した海洋の利用及び海洋汚染の防止に係る技術に関する調査、研究及び開発等	
	港湾局	総務課		・開発保全航路に関する業務 ・港湾施設の整備に際する公有水面の埋立てに関する業務 ・港湾、海域の保安に係る情報収集・分析・提供 等
			港湾経済課 港湾情報化推進室	・港湾運営会社の指定、港湾手続の統一化・簡素化等に関する業務
		計画課		・自然環境の保全等に配慮した港湾整備事業の実施等に関する業務 ・効率的かつ安定的な海上輸送を確保するための係留施設・航路等の整備等に関する業務 ・我が国の海上物流ネットワークの分析・港湾整備の方策等の検討に関する業務 等
			産業港湾課	・海域・陸域一体となった施策等の総合的実施に係る調整等に関する業務 ・港湾に関する国際協力に係る業務
		技術企画課		・国際海上コンテナターミナル等の国際海上輸送網の拠点となる港湾の整備に関する業務 ・離島の海上交通の安全性の確保等のための港湾及び開発保全航路の整備に関する業務
技術企画課 技術監理室			・水域施設や係留施設等の港湾の施設に対する性能規定に関する業務 ・全国の波浪観測を始めとした各種海象観測に関する業務 ・港湾及び沿岸域の開発、利用、保全に係る先端的な研究・技術開発に関する業務 ・東京湾、伊勢湾、瀬戸内海、有明・八代海等の閉鎖性海域におけるゴミや油等を回収する海洋環境整備船の建造・配備に関する業務 ・大型浚渫兼油回収船の配備等に関する業務 等	

表2 各府省における海洋に関する業務一覧

府省	局	部・課	海洋に関する主な業務	
国土交通省	港湾局	海洋・環境課	<ul style="list-style-type: none"> ・海洋の利用開発に係る施策の企画、立案等の業務 ・特定離島港湾施設の存する港湾の整備、利用、保全及び管理に関する業務 ・港湾内の低潮線保全区域における低潮線の保全に関する業務 ・東京湾、大阪湾、伊勢湾、広島湾における「海の再生」プロジェクトに関する業務 ・港湾整備等により発生した浚渫土砂を有効工活用した覆砂、干潟等の造成、深掘跡の埋戻し等に関する業務 ・海洋環境整備船による水質調査や海洋短波レーダーによる流況観測、海域におけるゴミや油の回収に関する業務 ・プレジャーボートの適正な管理に関する業務 ・港湾活動に伴う温室効果ガス排出量の削減を図る「ゼロエミッションポート」施策に関する業務 ・総合静脈物流拠点港(リサイクルポート)に関する業務 ・自然環境学習に関する業務 	
		海岸・防災課	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸保全基本方針などの立案、防護・環境・利用の調和のとれた総合的な海岸の保全に関する業務 ・大規模災害発生時等において海上輸送を確保するための耐震強化岸壁や基幹的広域防災拠点の整備等に関する業務 ・津波・高潮等の大規模自然災害によって被災した施設の被害拡大防止及び復旧に関する業務 等 	
	独立行政法人 港湾空港技術研究所		<ul style="list-style-type: none"> ・大規模地震防災、津波防災、高潮・高波防災、海上流出油対策等沿岸域の人為的災害対応、閉鎖性海域の水質・底質の改善、沿岸生態系の保全・回復、広域的・長期的な海浜変形、港湾・空港施設の高度化、ライフサイクルマネジメント、水中工事等の無人化、海洋空間高度利用技術・環境対応型技術等に関する調査・研究・技術の開発・成果の普及等 	
	航空局	航空ネットワーク部環境・地域振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・離島航空路線の維持を図るための補助、離島における就航率の向上等を図るための衛星航行補強システム(MSAS)受信機購入費の補助に関する業務 	
	北海道局	参事官	<ul style="list-style-type: none"> ・北方領土隣接地域の市町等が単独事業として実施する水産資源増大対策事業などの地域の産業振興を図る施策の推進に要する経費補助に関する業務 	
	国土地理院	測地部		<ul style="list-style-type: none"> ・排他的経済水域(EEZ)の範囲を決定する基線を構成する離島等における三角点の新設や既設三角点の改測等の位置情報整備に関する業務
		基本図情報部		<ul style="list-style-type: none"> ・離島の周期的な空中写真撮影に関する業務
		測地観測センター		<ul style="list-style-type: none"> ・標高の基準となる平均海面の高さの決定等のための全国25験潮場における潮位観測に関する業務 ・電子基準点を設置している沖ノ鳥島等における位置決定のための連続観測に関する業務
		地理地殻活動研究センター		<ul style="list-style-type: none"> ・海岸昇降検知センターにおける各省庁及び公共機関等の登録潮位観測施設(145施設)の潮位観測データの一元的提供に関する業務
	気象庁			<ul style="list-style-type: none"> ・海洋を含む気象業務に関する基本的な計画の作成及び推進に係る業務 ・以下についての総合調整及び実施に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> -海上の気象等の観測及びその成果の発表 -海上の気象等の予報、注意報、警報等の発表 -地震・津波・火山噴火に関する観測とその成果の収集及び警報等の発表 -高潮・波浪等に関する観測と成果の収集、注意報・警報等の発表 -海流、海水温、海水等の海水象に関する観測と成果の収集、予報等の発表 -気候に関する情報の収集及び発表
気象研究所			<ul style="list-style-type: none"> ・地震発生の予知研究等に関する業務 ・津波予測研究に関する業務 ・水象に係る物理的及び地球化学的研究に関する業務 ・水象に係る予報の研究に関する業務 等 	

表2 各府省における海洋に関する業務一覧

府省	局	部・課	海洋に関する主な業務
国土交通省	海上保安庁	総務部	・政策の企画・立案、海上保安庁内の総合調整等に係る業務
		装備技術部	・船舶、航空機の建造・維持、各種装備に関する技術的事項の企画・立案等及び国有財産、物品等の管理に係る業務
		警備救難部	・海難救助、マリンレジャーの安全推進、国内及び外国船による密漁対策、密輸・密航対策、テロ対策、不審船・工作船対策、海洋環境の保全、海洋環境保全対策、海上環境事犯の摘発、事故災害対策、自然災害対策、海賊対策に係る業務
		海洋情報部	・海底地形の調査や航海に必要な情報の収集、海図や航行警報による情報提供等に係る業務
		交通部	・海難の調査やその分析結果に基づく海難防止対策の立案、航路標識の整備計画の策定等、海上交通業務に関する企画・立案・調整に係る業務
	独立行政法人 海上災害防止センター		・海上防災措置の実施、排出油等防除資機材の保有、海上防災訓練に関する業務、海上防災に関する調査研究、海上防災に関する情報の収集・整理・提供、国際協力の推進 等
	運輸安全委員会		・船舶事故の再発防止、被害の軽減を目的とした調査に関する業務 ・関係する行政機関や事故を起こした関係者等への勧告等に関する業務
	海難審判所		・海難を発生させた海技士若しくは小型船舶操縦士又は水先人に対する懲戒を行うための海難の調査及び審判に関する業務
	国土技術政策総合研究所	沿岸海洋・防災研究部	・沿岸海洋における環境・防災に関する調査・研究及び開発業務 ・沿岸域における総合的な計画に関する調査・研究及び開発業務
		港湾研究部	・港湾及び航路の整備・利用計画に関する調査・研究及び開発業務 ・港湾の配置・機能・能力に関する調査・研究及び開発業務 ・港湾施設の設計及び技術上の基準に関する調査・研究及び開発業務
		河川研究部	・海岸及び海岸構造物に関する調査、試験、研究及び開発及び技術の指導 ・海岸及び海岸構造物に関する技術上の基準に関する調査研究
	地方整備局	河川部	・海岸保全施設整備事業等の実施に関する業務 ・直轄工事を施行する海岸の利用、保全に係る許認可等に関する業務
	北海道開発局	建設部	・北海道での海岸保全施設整備事業等の実施に関する業務 ・北海道での直轄工事を施行する海岸の利用、保全に係る許認可等に関する業務
環境省	水・大気環境局	水環境課	・公共用水域(海域を含む)についての水質環境基準の設定、排水規制に関する業務 ・都道府県が実施する公共用水域(海域を含む)の水質常時監視結果の集計に関する業務
		水環境課 海洋環境室	・海洋汚染防止法の下での海洋投入処分の許可審査に関する業務 ・国家的な緊急時計画に基づく油及び有害液体物質事故に準備・対応するための脆弱沿岸マップの作成及び更新業務 ・事業者からIMOに提出するバラスト水管理システム装置申請書の国内事前審査業務 ・漂流・漂着ごみの削減に向けた取組の推進に関する業務 等
	自然環境局	総務課 自然ふれあい推進室	・海洋域を含むエコツーリズムの推進等に関する業務
		総務課 生物多様性センター	・自然環境保全基礎調査、重要生態系監視地域モニタリング推進事業(モニタリングサイト1000)に関する業務
		自然環境計画課	・自然環境保全地域(海域を含む)の指定に関する業務 ・自然環境保全地域の海域特別地区での許可業務 ・東アジアを中心としたサンゴ礁保護区ネットワーク戦略、国内のサンゴ礁生態系保全行動計画の実施に関する業務 ・海洋生物多様性の情報整備、海洋生物多様性保全戦略の実施に関する業務 等

表2 各府省における海洋に関する業務一覧

府省	局	部・課	海洋に関する主な業務
環境省	自然環境局	国立公園課	・国立公園の海域公園地区及び普通地域(海域)での許認可業務 ・国立・国定公園における海域公園地区の指定に関する業務 ・オニヒトデ駆除、海岸清掃等の海域の適正管理に関する業務
		野生生物課	・海鳥類など海洋に生息する野生生物の種の保存や保護管理に関する業務 ・国指定鳥獣保護区の指定や管理等に関する業務 等
	地球環境局	地球温暖化対策課	・浮体式洋上風力発電実証事業をはじめとする再生可能エネルギーの技術開発・実証・普及に関する業務
	廃棄物・リサイクル対策部	廃棄物対策課	・海岸(海岸保全区域外)に大量に漂着した廃棄物を市町村が処理した場合の支援に関する業務 ・海岸漂着物を含めた廃棄物の処理に必要な廃棄物処理施設の整備に対する市町村への支援に関する業務 等
		浄化槽推進室	・浄化槽の整備に関する業務
防衛省	防衛政策局	防衛政策課	・海洋政策に関する業務
		国際政策課	・海上安全保障分野での各国との防衛交流等に関する業務
		防衛計画課	・海上自衛隊の組織、編成、装備、配置等に関する業務
		調査課	・海洋情報に関する業務
	運用企画局	事態対処課	・海上警備行動、海賊対処行動、警戒監視等自衛隊の行動に関する業務
		運用支援課	・海上自衛隊の部隊訓練等に関する業務
	海上幕僚監部		・海上における人命・財産の保護、周辺海域の警戒監視を含む海上自衛隊の隊務の計画の立案に関する業務 ・海上自衛隊の隊務の計画の立案に必要な情報に関する計画の立案に関する業務 ・海上自衛隊の隊務の能率的運営の調査及び研究に関する業務 ・海上自衛隊の部隊等の管理及び運営の調整に関する業務 ・海上自衛隊について防衛大臣の定めた方針又は計画の執行に関する業務

用語集

本用語集は、海洋基本計画用語集 (<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/kihonkeikaku/080318yougo.pdf>) に「平成24年版 海洋の状況及び海洋に関して講じた施策（海洋の年次報告）」で使われた用語を追加した資料です。

説明は海洋基本計画及び海洋の年次報告に則して説明したものであり、必ずしも一般的な定義のみを示したものではありません。

用語	説明
あ行	
アウトリーチ活動	専門家や関係機関が一般社会に向けて、分かりやすく親しみやすい形で教育普及・啓発活動等の働きかけを行う活動。国民との双方向的な対話を通じて、国民が海洋に関する夢、感動、海洋の魅力を体感することにより、海洋に関する理解の増進に資する効果を有する。
アジア海賊対策地域協力協定（ReCAAP）	東南アジアにおいて急増する海賊に対処するため、海賊に関する情報共有と各国の協力体制の構築を通じて海上保安機関間の協力強化を図ることを目的として、アジア地域諸国間で結ばれた協定。平成24年6月現在の締約国は18カ国。同協定に基づき、情報共有センターはシンガポールに設置され、締約国間の海賊行為等の情報共有や容疑船舶の拿捕等の協力体制の構築等を行っている。
アジア人船員国際共同養成プログラム	船舶の安全運航のためには船員の質の向上を図ることが重要であること、今後世界規模での船員逼迫が予想されること、資質の高いアジア人船員の確保が我が国の海上輸送の確保上依然として重要であることから、優秀なアジア人船員を育成・確保するため、我が国主導で策定するプログラムであり、アジア各国における船員教育システム全体の改革を我が国が支援する等の取組を内容とする。
アジェンダ21	1992年の国連環境開発会議で採択された行動計画。大気保全、森林、砂漠化、生物多様性、海洋保護、廃棄物対策などの具体的問題についてのプログラムを示すとともに、その実施のための資金、技術移転、国際機構、国際法の在り方等についても規定している。
アルゴ計画	世界気象機関及び政府間海洋学委員会などの協力のもと、国際的な枠組みにより、世界の海洋を常時観測するシステムとして中層フロート（海面から深さ2,000メートルまでの間を自動的に浮き沈みしながら水温・塩分を観測し、そのデータを人工衛星経由にて通報する観測機器）を全世界に約3,000台投入して、海洋の状況をリアルタイムに把握する計画。平成19年11月に3,000台投入という目標を達成し、現在はこの台数の維持に努めている。
磯焼け	浅海の岩礁・転石域において、海藻の群落（藻場）が季節的消長や多少の経年変化の範囲を越えて著しく衰退または消失して貧植生状態となる現象。
イノベーション・システム	技術の革新にとどまらず、これまでとは全く違った新たな考え方、仕組みを取り入れて、新たな価値を生み出し、社会的に大きな変化を起こすこと（イノベーション）を目的とし、その過程に関係する機関（主役となる企業、知識を提供する公的研究機関、大学等）の活動、これらの機関の相互間での資源（知識、人材等）の流れ及びそれぞれの活動に影響を与える外的要因（例：政府による規制・奨励策、金融政策、雇用政策、教育・人材育成政策等）の総体を指す。
インターンシップ	学生が企業等において実習・研修的な就業体験をする制度。学生の主体的な職業選択や高い職業意識の育成、就職後の職場への適応力や定着率向上、自主性・独創性のある人材の育成等の意義がある。
海の月間	広く国民の「海」に対する理解と認識を深めるため、政府、地方公共団体、海にかかわりのある様々な団体等が協力して、より活発な広報活動等に取り組む期間として設けられているもの。国民の祝日「海の日」を含む7月1日から31日までの期間。

表3 用語集

用語	説明
海の日	海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願うことを目的に、国民の祝日に関する法律に定められた国民の祝日。7月の第3月曜日。明治9年に、明治天皇のご巡幸の際、灯台巡回船「明治丸」で函館から横浜にご到着された日を記念した「海の記念日（7月20日）」を、平成8年から国民の祝日としたもの。
運航トン数	運航する船舶の純トン数。純トン数は、船舶の大きさを表す一つの指標で、重量を表す単位とは異なり、それぞれの船舶の旅客や貨物の運送に使用する場所の大きさ（容積）で表される。その船舶の利益を上げるための場所の大きさとみなして、種々の税金や手数料を定める根拠として用いられている。
運輸安全マネジメント制度	運輸事業者が、経営トップから現場まで一丸となって安全管理体制を構築し、国が、事業者が構築した安全管理体制の実施状況等を評価するもの。各事業者は、輸送の安全を確保するための事業運営方針、事業の実施及び管理に関する体制や方法について定めた規程（安全管理規程）の作成・届出、経営中枢で安全管理体制を統括管理する立場の者（安全統括管理者）の選任等を行わなければならない。国は、各事業者に立入り、安全管理体制の運用状況の確認、安全管理体制の更なる改善に向けた助言等を行う。
エコツーリズム	自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のあり方。一般には1982年にIUCN（国際自然保護連合）が「第3回世界国立公園会議」で議題として取り上げたのが始まりとされている。
沿岸域	海岸線を挟む陸域から海域に及ぶ区域。沿岸域は、様々な自然環境や多様な機能を有し、陸域の影響を顕著に受け、様々な利用が輻輳していることから、自然的社会的条件からみて一体的に施策が講ぜられることが相当と認められる範囲については、海域及び陸域における諸活動に対する規制その他の措置が総合的に講ぜられることにより適切に管理されるよう必要な措置を講ずべき区域でもある。
沿岸漂砂 （えんがんひょうさ）	沿岸流によって海岸線と平行方向に移動する土砂、またはその現象。長期的に海岸侵食や港湾の埋没を引き起こす原因となる。
オゾン層	地上から約10～50km上空の成層圏に存在するオゾンにより形成される、地球を取り巻く層。太陽光に含まれる有害紫外線の大部分を吸収し、地球上の生物を保護する役割を果たす。
か行	
海岸保全施設	海岸保全区域（津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護し、国土の保全に資する必要があると認められる海岸の一定区域）内にある、海水の侵入又は海水による侵食を防止するための施設。堤防、突堤、護岸、胸壁、離岸堤、砂浜など。
外航	本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間の航海。
海溝型地震	海溝付近のプレート境界やプレート内部で発生する地震を総称して海溝型地震と呼ぶ。ある程度の間隔を周期として定期的に発生すること、規模がマグニチュード8以上と非常に大きくなる場合があること、津波を伴う場合があることが特徴。我が国周辺では、平成23年3月11日に発生した平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震（マグニチュード9.0）や、近い将来の発生が指摘されている東海地震等が例として挙げられる。
海山	円形または楕円形の底面をもち、周囲の海底から1,000m以上そびえ立つ独立した海面下の隆起部。比較的急な斜面を有し、かつ小さな頂部を有して、浸食されていない陸上火山の地形に類似する。平たい山頂部や斜面部にはコバルトリッチクラストが広く分布するものがある。周辺の海底面からの比高が1,000m未満のものは海丘という。

表3 用語集

用語	説明
海象 (かいしょう)	波浪や潮流などの、海洋における自然現象。海象観測により得られたデータは、地球環境変動予測や海洋上での安全な活動、海岸保全対策の実施等の資料として利用される。
海上人命安全条約 (SOLAS条約)	タイタニック号の遭難事故を契機に、それまで各国に任されていた船舶の安全性確保について国際的に取り決めた1914年の条約が最初のもので、現在は1974年に採択された本条約が効力を有している。船舶の構造、設備、船上で行われるべき措置、安全運航の管理に係る技術要件について規定されている。正式名称は「1974年の海上における人命の安全のための国際条約」。日本は1980年に締結、同年発効。
海底熱水鉱床 (かいていねつすいこうしょう)	海底から噴出する熱水が低温の海水と接触することにより、銅、鉛、亜鉛、金、銀、レアメタル等の金属成分が析出・沈殿してできた多金属鉱床。水深500～3,000mの海底に分布している。我が国では昭和60年度から調査を開始し、沖縄近海、伊豆・小笠原海域などで鉱床が発見されている。
開発保全航路	重要な航路であるため、国が開発及び保全する必要がある航路。航路の機能を確保するため、維持浚渫、障害物の除去、パトロール等の維持管理を行っている。
海洋汚染防止条約 (MARPOL条約)	船舶の航行に起因する環境汚染（油、有害液体物質、危険物、汚水及び廃棄物による汚染等）を防止するため、船舶の構造設備等に関する基準を定めた国際条約。日本は、1983年に「1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書」を締結。同年、同議定書とともに本条約は効力を生じた。1997年の改正議定書により、オゾン破壊物質や窒素酸化物などの排ガスを規制する附属書VIが追加された（同改正議定書については、日本は2005年に締結、同年発効）。
海洋開発分科会	海洋の開発に関する総合的かつ基本的な事項を審議することを目的として、科学技術・学術審議会に設置されている分科会。
海洋航行不法行為防止条約2005年議定書（仮称）	海洋航行不法行為防止条約（SUA条約）を改正するための議定書。新たに船舶を使用した一定の不法行為並びに大量破壊兵器及びその関連物質等の船舶による輸送行為等を条約上の犯罪とし、それらの行為を防止・抑止するための乗船等について規定するもの。2005年10月に採択された。12か国が締結した日の後90日の日に効力を生じる。2010年4月時点で12か国・地域が締結。2010年7月に発効。 なお、SUA条約とは、暴力等を用いた船舶の奪取及び管理並びに船舶の破壊等行為の犯人又は容疑者が刑事手続きを免れることがないよう、締約国に対し、一定の場合には裁判権を設定すること及びこのような行為を引渡犯罪とすることを義務付けた上で、犯人又は容疑者を関係国に引き渡すか、訴追のため事件を自国の当局に付託するかいずれかを行うことを定めたもの。1988年に採択され1992年に発効した（日本は1998年に締結。）。2011年3月末時点で157か国・地域が締結。
外洋上プラットフォーム	海洋空間利用の基盤となる施設で、深い海域にも対応できる浮体構造式構造物。洋上での発電用風車の稼働等を可能とするため、構造の強度や信頼性の向上のための技術、係留技術等の要素技術を確立した。
海洋水産資源の開発及び利用の合理化を図るための基本方針	海洋水産資源開発促進法の規定に基づき、沿岸海域における水産動植物の増殖又は養殖の推進、海洋の新漁場における漁業生産の企業化の促進、海洋水産資源の自主的な管理の促進及び海洋の漁場における新漁業生産方式の企業化の促進等を図るに当たって基本的な事項を定めた指針。概ね5年ごとに定めている。
海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画	海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の規定に基づき、農林水産大臣が定める計画であり、資源の動向を基礎として漁業の経営状況等を勘案し、第1種特定海洋生物資源（さんま、すけとうだら、まあじ、まいわし、まさば・ごまさば、するめいか、ずわいがにの7魚種）について漁獲可能性を、第2種特定海洋生物資源（あかがれい、いかなご、さめがれい、さわら、とらふぐ、まがれい、まこがれい、やなぎむしがれい、やりいかの9魚種）について漁獲努力可能性を定めるもの。毎年少なくとも1回検討を加え、必要があると認めるときには変更される。

表3 用語集

用語	説明
海洋生物多様性保全戦略	海洋の生物多様性の保全及び持続可能な利用を目的とし、基本的な考え方と施策の方向性を示すため、環境省が関係省庁の協力を得て平成23年3月に策定したものの。この中に我が国の海洋保護区の定義が定められている。
海洋大循環	海水の温度及び塩分濃度による密度の差と、海上を吹く風の力により発生し、地球規模で海洋の表層と深層を長期間かけて循環する海水の流れ。極寒のグリーンランド沖や南極周辺海域にて毎秒約1,500～3,000万トンの海水が沈降し、深層海流となってインド洋、太平洋へ移動、一部はインド洋で湧き上がりつつ、北太平洋に向けて北上しながら海面まで湧昇する。その後、暖かい表層流となって太平洋、インド洋、大西洋をめぐり、再び北大西洋で深海へ沈んでいく。深層海流のスピードは毎秒数mmから数cm程度で、約2,000年かけて循環している。「海洋コンベアベルト」「深層大海流」とも呼ばれる。
海洋地球観測探査システム	第3期科学技術基本計画にて選定された国家基幹技術の一つであり、衛星による全球的な観測・監視技術と深海底下までをカバーする海洋探査技術により得られる各種データを有機的に統合し、社会的・科学的に有用な情報に変換して提供するシステム。我が国の地球環境観測、災害監視、資源探査などに貢献することが期待される。
海洋バイオマス	バイオマスとは、生物（bio）の量（mass）に由来し、「バイオマス・ニッポン総合戦略」では、「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」とされている。バイオマス・ニッポン総合戦略は、平成14年12月に地球温暖化防止等を目的として国が定めたもの。平成18年3月に見直しを行い、輸送用燃料などへのバイオマスエネルギーの導入促進を強化した。 例えば海洋中に存在する微細菌類や海藻等に由来するバイオマスは、種類が多様で地域特性に差がある、季節変動が大きい、塩分・水分を多く含んでいる等の特徴を有している。未利用の部分が多いことから、それらからの有用成分の抽出やエネルギー変換による利用が期待されている。
海里 (かいり)	長さの単位。1海里は1,852m。また、船の速さは通常1ノット（1時間で1海里進む速さ）を単位として表す。
科学技術・学術審議会	文部科学大臣の諮問に応じて科学技術の総合的な振興や学術の振興に関する重要事項についての調査審議等を行う文部科学省に置かれている審議会。海洋の開発に関しては、文部科学大臣または関係各大臣の諮問に応じて調査審議等を行う。
科学技術基本計画	平成7年に制定された科学技術基本法に基づき、科学技術の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定される科学技術の振興に関する基本的な計画。平成18年度から平成22年度までを期間として平成18年3月に閣議決定された第3期科学技術基本計画では、「社会・国民に支持され、成果を還元する科学技術」、「人材育成と競争的環境の重視」の2点を基本姿勢とし、「フロンティア分野」等について分野別推進戦略を定めて、計画期間中に集中投資を必要とする「戦略重点科学技術」の選定を行うなど、各分野内の重点化を図ることとしている。
拡散に対する安全保障構想（PSI）	大量破壊兵器等の拡散防止のため、各国が、国際法・各国国内法の範囲内でとりうる措置を実施・検討するための取組。（PSI：Proliferation Security Initiative）。
管轄権 (かんかつけん)	国家がその国内法を一定の範囲内にある人、物などに対して具体的に適用し行使する権利。

表3 用語集

用語	説明
環境と開発に関するリオ宣言	1992年の国連環境開発会議で採択された行動原則。1972年（昭和47年）のストックホルム会議の「人間環境宣言」に沿い、さらにこれを拡張する形で、全部で27の原則を定立したもの。人類は自然と調和しつつ健康で生産的な生活をおくる資格があること、各国は自国の資源を開発する主権的権利を有するが同時に各国の活動が他国の環境に損害を与えないようにする責任があること、開発の権利の行使は現在及び将来の世代の開発及び環境上の必要性を公平に充たす必要があること、環境保護と開発の一体性、持続可能な開発のために貧困の撲滅に協力して取り組む必要があることなどを示している。
気候変動に関する政府間パネル（IPCC）	1988年に、国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）により設立。地球温暖化に関する科学的・技術的・社会経済的な評価を行い、得られた知見を政策決定者を始め広く一般に利用してもらうことを任務とする。5～6年ごとに地球温暖化について網羅的に評価した評価報告書を発表するとともに、適宜、特別報告書や技術報告書、方法論報告書を発表している。（IPCC：Intergovernmental Panel on Climate Change）
旗国 （きこく）	船舶の登録国。
技術経営	研究開発の成果等高度な「技術」に、市場を知り戦略を立て経済的価値に結び付ける「経営」を融合させ、売れる商品やサービスを創出すること。MOT（マネジメント・オブ・テクノロジー）とも呼ばれる。
基礎物理探査	物理探査とは、地下の岩石や鉱物の物理的性質を利用して、地下構造や有用鉱物等の所在を解明するもので、地震探査、重力探査、磁気探査がある。海洋においては、調査船から海中に弾性波を発射し、海底及び海底下の構造によって返ってきた反射波を解析する地震探査法が主に用いられる。基礎物理探査とは、特に国が石油天然ガスの基礎的データ取得を目的とした調査（基礎調査）の中で行う物理探査のことを指す。
機能性食品	栄養以外の何らかの生理作用を持つ成分を活かした加工食品。魚介類には、ペプチド、鉄分、DHA等の健康機能性成分が豊富に含まれており、水産物の健康機能が世界的に注目されている。
競争的資金	広く研究開発課題等を募り、提案された課題の中から、複数の専門家等による科学的・技術的な観点を中心とした評価に基づいて、実施すべき課題を採択し、研究者等に配分される研究費。
協カメカニズム（マラッカ・シンガポール海峡の）	マラッカ・シンガポール海峡における安全のための沿岸国・利用国・利用者による国際協力の枠組み。平成19年9月にマラッカ・シンガポール海峡に関するシンガポール会議において発足。沿岸国と利用国等の協力促進のための一般的協議の場としての「フォーラム」、沿岸国提案のプロジェクトを支援する利用国等と沿岸国との調整の場としての「プロジェクト調整委員会」、航行援助施設の整備・維持管理に関する「航行援助施設基金」の3つの内容からなる。
漁獲可能量（TAC）制度	資源状況等の科学的データを基礎に、漁業経営等の社会的事情を勘案して、魚種別に年間の漁獲量の上限（TAC）を設定する制度。（TAC：Total Allowable Catch）
漁獲努力可能量（TAE）制度	資源状況等の科学的データを基礎に、漁業経営等の社会的事情を勘案して、魚種別に一定期間・一定区域内における年間の漁獲努力量（隻・日数）の上限（TAE）を設定する制度。（TAE：Total Allowable Effort）

表3 用語集

用語	説明
漁業調整委員会	漁業法に基づき、水面の総合的な利用、漁業生産力の発展、漁業の民主化を図るため、漁業者及び漁業従事者を主体として設立される漁業調整機構。海区漁業調整委員会、連合海区漁業調整委員会、広域漁業調整委員会の3種類があり、紛争の調整及びその未然防止を図るための指示をすることができる。
漁業調整規則	漁業法及び水産資源保護法に基づいて、水産資源の保護培養、漁業取締その他漁業調整のため、水産動植物の採捕又は処理に関する制限又は禁止等について、都道府県知事が定める規則。
漁場保全の森づくり	漁場環境が悪化している閉鎖的な湾、入江等の背後地の森林・河川流域・海岸等において、栄養塩類の供給、濁水の緩和等に効果的な森づくりを実施する取組。
金属回収技術	鉱床から採掘された鉱石から、有用金属を選択的に取り出す技術。選鉱と製錬の2つの工程がある。選鉱は、鉱石の中から有用鉱物のみを分離回収する工程。製錬は、選鉱された有用鉱物から不純物を取り除いて有用金属を取り出す工程。
クリアリングハウス	どの機関が、どのような海洋情報を保有し、どのような手段で提供しているかを検索することができるオンライン情報検索サービスのこと。
グリーンニューディール	自然エネルギーや環境分野への大型投資を通じた景気浮揚策のこと。
経済協力開発機構 (OECD)	経済成長、開発途上国援助、自由かつ多角的な貿易の拡大を目的とした、市場主義を原則とする先進諸国の集まり。全世界的な広がりを持つ国際機関において、先進諸国が足並みを揃える必要がある場合の調整の場となることもある。OECDには世界の造船業に関する唯一の多国間政策協議の場として「造船部会」が置かれ、日本、欧州各国、韓国等の主要造船国が加盟し、公正な競争条件の確保に関する問題等についての協議を行っている。(OECD: Organisation for Economic Co-operation and Development)
経済連携協定 (EPA)	物品の関税やサービス貿易に関わる障壁の撤廃、市場制度や経済活動の一体化等により経済関係の強化を目指し、ある国や地域が海外の国や地域と結ぶ対象分野の広い国際約束。(EPA: Economic Partnership Agreement)
減圧法	メタンハイドレートの生産手法の一つ。地下の低温・高圧下で安定状態にあるメタンハイドレート層の圧力条件を下げることにより、メタンハイドレートを分解させメタンガスの生産を促す手法であり、我が国が開発に取り組んでいるもの。
公海	いずれの国の排他的経済水域、領海若しくは内水又はいずれの群島国家の群島水域にも含まれない海のすべての部分(国連海洋法条約第86条)。公海では、航行の自由、漁獲を行う自由、人工島その他の設備を建設する自由、科学調査の自由等が認められている(公海自由の原則)。
鉱区開放	ある国が自国の領域内の鉱区を国際入札等に付することにより、外資を導入すること。
航行援助施設	灯台、浮標(ブイ)などの船舶の安全な航行を支援する施設。

表3 用語集

用語	説明
航路標識	灯光、形象、彩色、音響、電波等の手段により港、海峡その他の日本国の沿岸水域を航行する船舶の指標とするための灯台、灯標、立標、浮標、霧信号所、無線方位信号所その他の施設。(航路標識法第1条)
国際海事機関 (IMO)	船舶の安全及び船舶からの海洋汚染の防止等、海事問題に関する国際協力を促進するための国連の専門機関として、1958年に設立(設立当時は「政府間海事協議機関」。1982年に国際海事機関に改称。)。日本は設立当初に加盟国となり、理事国の地位を保持している。2011年3月末現在、169の国・地域が正式に加盟し、3地域が準加盟国となっている。
国際海洋データ・情報交換システム (IODE)	政府間海洋学委員会の下で、国際間の海洋データ・情報の交換を促進することを目的として設置された国際的な枠組み。(IODE: International Oceanographic Data and Information Exchange)
国際海洋法裁判所	国連海洋法条約に基づき、同条約の解釈・適用に関する紛争の司法的解決を任務として、1996年に設立された機関。
国際コンテナ戦略港湾	高規格コンテナターミナルの整備とともに、荷役機械等の整備やフィーダー輸送機能の強化のための取り組みを一体的に集中して実施することで、我が国発着貨物のアジア主要港での中継を内航フィーダー輸送により国内に集約する物流構造に転換させ、国際基幹航路の維持・拡大を図るために選定された港湾。2010年8月、国際コンテナ戦略港湾の選定を行った。
国際サンゴ礁イニシアティブ (ICRI)	日米が中心となり、1995年(平成7年)に開始されたサンゴ礁保全と持続可能な利用に関する包括的な国際的な枠組み。地球規模でのサンゴ礁モニタリングの推進等を実施する。我が国は、地域会合等を開催することにより、その活動を推進している。(ICRI: International Coral Reef Initiative)
国際バルク戦略港湾	我が国の産業の国際競争力や国民生活を根底から支える国際バルク貨物(穀物、鉄鉱石、石炭)について、その安定的かつ安価な供給を支えるべく、政策手段と投資を集中する港湾。2011年5月、国際バルク戦略港湾の選定を行った。
国連海洋法条約	正式名称は「海洋法に関する国際連合条約」。英語名は"United Nations Convention on the Law of the Sea (UNCLOS、読み方はアंकロス)"。1982年に第三次国連海洋法会議において採択され、1994年11月に発効した。全17部320条の本文及び9の附属書並びに実施協定からなり、その内容は、領海、公海、排他的経済水域、大陸棚、深海底等多岐にわたる。
国連環境開発会議	ブラジルのリオ・デ・ジャネイロで1992年6月に開催された、環境と開発を包括的に扱った初めてのサミット。21世紀に向けての行動計画「アジェンダ21」等を採択。通称:地球サミット。
国家基幹技術	国家的な大規模プロジェクトとして第3期科学技術基本計画期間中に集中的に投資すべき基幹技術。国家的な目標と長期戦略を明確にして取り組む技術として、総合科学技術会議により「宇宙輸送システム」、「海洋地球観測探査システム」、「高速増殖炉サイクル技術」、「次世代スーパーコンピュータ」、「X線自由電子レーザー」の5つが選定されている。
コバルトリッチクラスト	海山の斜面や頂部に海水中の金属成分が付着してできたコバルト含有率の高い鉱床。水深1,200~5,500mの海山に分布している。コバルト以外にもマンガン、銅、ニッケル、白金等を含む。我が国では昭和62年度から調査を開始し、周辺海域の海山において鉱床が発見されている。

表3 用語集

用語	説明
さ行	
栽培漁業	魚介類は、自然界ではふ化直後の稚仔の減耗率が極めて高いため、人間の管理下で一定の大きさまで育成させた種苗を天然水域に放流し、適切な管理を行い、水産資源の持続的な利用を図ろうとするものである。
採鉱技術 (さいこうぎじゅつ)	地中（海底）から鉱物を含んだ岩石等を採取して地上（海上）に搬出するまでの作業に係る技術。
里海	人手が適切に加わることにより生物生産性と生物多様性が高くなった沿岸海域を指す概念。里海づくりでは、生態系・物質循環の健全化とふれあいの視点からの取組が、地域住民、漁業者、NPO、行政等の多様な主体の協働により、持続的に行われることが重要とされる。
三次元物理探査	二次元物理探査と同じ原理で、反射波を捉える受信器を付けたケーブルの数を増やすことにより、地下構造を三次元的に把握する探査手法。
暫定水域等 (ざんていすいいきとう)	日韓、日中間で漁業に関する水域の境界の画定について合意が得られていない水域で自国の漁船に対して取締りと管理を行うこととされている水域。日韓間では「暫定水域」、日中間では「暫定措置水域」「以南水域」「中間水域」が設定されている。これらの水域では、協定に基づき設置された共同委員会等を通じて適切な資源管理措置を実施することとされている。
サンドバイパス	海岸の構造物によって砂の移動が断たれた場合に、上手側に堆積した土砂を、下手側海岸に輸送・供給し、砂浜を復元する工法。これとは逆に、流れの下手側の海岸に堆積した土砂を、侵食を受けている上手側の海岸に戻し、砂浜を復元する工法をサンドリサイクル工法という。
参与会議	総合海洋政策本部に置かれ、海洋に関する施策に係る重要事項について審議し、総合海洋政策本部長に意見を述べる役割を担う海洋に関する幅広い分野の専門家から構成される有識者会議。
資源外交	エネルギー・鉱物資源の安定供給確保を目的として、政府が資源産出国の政府や国営企業との良好な関係を構築しその関係を強化するとともに、必要に応じ両国の首脳・閣僚間において対話を積極的に行うこと。
資源回復計画	緊急に資源の回復が必要な魚種や特定の漁業種類を対象として、計画期間内の具体的な資源回復の目標値を設定し、この目標を達成するための①減船、休漁等の漁獲努力量の削減、②種苗放流等による資源の積極的培養、③漁場環境の保全等の取組を総合的に推進するもの。国又は都道府県が、広域漁業調整委員会等で関係漁業者の意見を踏まえ合意形成を図りつつ作成する。計画の実施と併せて、漁獲努力量削減に伴う漁業経営への影響を緩和する措置を実施する。
資源ナショナリズム	自国に存在する資源を自国で管理・開発しようという動き。資源の所有権を強く意識する考えが、民族・国土を重視するナショナリズムに例えられている。
試錐 (しすい)	基礎物理探査の結果等を踏まえ、原油やガスを最も採取しやすいと思われる地域を選定し、大型の掘削装置を用いて試掘を行い、地下の地質構造を直接的に把握する調査。
自然公園	国立公園、国定公園、都道府県立自然公園の総称。すぐれた自然風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、国民の保健、休養、教化に資するとともに、生物多様性の確保に寄与することを目的に、自然公園法及び都道府県条例に基づき指定される。国立・国定公園では、公園ごとに保護と利用のための公園計画が定められ、そのための施設整備や地種区分に応じた行為の規制が行われる。

表3 用語集

用語	説明
持続可能な開発	「環境と開発に関する世界委員会」（委員長：ブルントラント・ノルウェー首相（当時））が1987年に公表した報告書「Our Common Future」の中心的な考え方として取り上げた概念で、将来の世代の欲求を満たしつつ、現在の世代の欲求も満足させるような開発とされている。環境と開発を互いに反するものではなく共存し得るものとしてとらえ、環境保全を考慮した節度ある開発が重要であるという考えに立つものである。
循環型社会	大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会形成推進基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。
巡視艇の複数クルー制	年間を通してより迅速な緊急出動態勢を確保することを目的として、巡視艇に乗組員のチームを複数配置し、交代で乗船する制度のこと。
商業化	採取技術の開発、資源量の把握により経済的な生産が可能となること。
深海底	深海の海底とその地下。国連海洋法条約上は、国の管轄権の及ぶ区域の境界の外の海底及びその下（同条約第1条）をいい、深海底及びその資源は「人類の共有の財産」とされ、いずれの国もこれらについて主権の主張、専有等を行ってはならないとされている（同条約第136,137条）。なお、深海底における「資源」とは、自然の状態で深海底又はその下にあるすべての固体状、液体状又は気体状の鉱物資源（多金属性の団塊を含む。）をいう（同条約第133条）。
政策資源	政府や独立行政法人等政府機関が有する予算・人員・設備等。それが有限であることに着目して用いられる。
生態系	地球上の生物と大気、水、土壌などの要素が網の目のように相互に関係して作り出される物質循環やエネルギーの流れに支えられる「システム」。
政府間海洋学委員会 (IOC)	加盟国の共同活動を通じて、海洋の自然現象及び資源に関する知識を増進させるために科学的調査を促進することを目的として発足した委員会。（IOC：Intergovernmental Oceanographic Commission）
生物多様性	地球上のすべての生物に違いがあることをいうもの。森林や川、サンゴ礁など様々なタイプの自然があること（生態系の多様性）、いろいろな種類の生物がいること（種間の多様性）、同じ種でも異なった遺伝子を持つこと（種内の多様性）の3つのレベルでの多様性がある。生物多様性は生命が地球に誕生してからの約40億年に及ぶ進化の結果創り上げられたもので、地球上の全ての生命の存続を支えている。生物多様性を包括的に保全し、生物資源の持続可能な利用を目的とした国際的枠組みとして「生物の多様性に関する条約（生物多様性条約）」がある（1993年発効、日本同年締結）。
生物多様性国家戦略	生物多様性条約及び生物多様性基本法に基づき、政府が定める生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的な計画。わが国では平成7年に最初の生物多様性国家戦略を策定し、平成14年、19年の2度にわたり改定が行われた。その後、平成20年に制定された生物多様性基本法においても生物多様性国家戦略の策定が義務づけられたことから、同法に基づく初めての生物多様性国家戦略となる「生物多様性国家戦略2010」が平成22年3月に閣議決定された。
世界気候研究計画 (WCRP)	世界気象機関（WMO）、国際科学会議（ICSU）及び政府間海洋学委員会（IOC）のもとで行われている、気候変動予測及び人間活動が気候に及ぼす影響の研究。（WCRP：World Climate Research Program）

表3 用語集

用語	説明
世界貿易機関（WTO）	品物やサービスなどの貿易がルールに基づいて円滑に行われることを助け、加盟国間の紛争を解決し、更に自由で公正な貿易を進めるための多国間貿易交渉（ラウンド）を開催することを目的とする国際貿易に関するルールを取扱う唯一の国際機関。1995年設立。（WTO：World Trade Organization）
全球地球観測システム（GEOSS）10年実施計画	既存及び将来の人工衛星や地上観測などの多様な観測システムを連携し、世界全域を対象とした包括的な地球観測システムを10年間で構築する計画。（GEOSS：Global Earth Observation System of Systems）
船舶が満たすべき安全基準	海上人命安全条約（SOLAS条約）等に基づく、船舶の安全に関する基準。各国政府において、船舶が満たすべき基準として整備される。その基準が遵守されているか確認する検査（船舶検査）を各国が実施すること等により、船舶の安全性が担保される。
船舶自動識別装置	船舶の位置、速力、針路等の情報や、海難事故等の航行安全に関する情報を、電波で送受信する装置。船位通報の自動化、運航者の労力軽減、通信の輻輳化の防止、船舶相互の衝突防止等が期待される。略称はAIS（Automatic Identification System）。
船舶の設計、建造、運航、解体に関わる各種の基準	船舶には、設計、建造、運航の各段階ごとに、船舶そのものの安全、運航の安全、環境の保護、保安確保等に関する様々な基準が適用される。また近年では、船舶が解体されリサイクルされる段階での環境問題等が深刻化していることを受け、船舶やその解体施設等に対して船舶のリサイクルにおける環境汚染問題や労働災害を最小限にするための要件を定めた「2009年の船舶の安全かつ環境上適正な再生利用のための香港国際条約（仮称）」が2009年5月に採択された。
総合海洋政策本部	海洋基本法に基づき、海洋に関する施策を集中的かつ総合的に推進するため、内閣に置かれている組織。すべての国務大臣で構成され、本部長は内閣総理大臣、副本部長は内閣官房長官及び海洋政策担当大臣。①海洋基本計画の案の作成及び実施の推進に関する事務、②関係行政機関が海洋基本計画に基づいて実施する施策の総合調整に関する事務、③その他、海洋に関する重要施策の企画、立案、総合調整に関する事務をつかさどる。
総合科学技術会議	総合的・基本的な科学技術政策の企画立案及び総合調整を行うことを目的として、内閣府に設置されている、内閣総理大臣を議長とする会議。政府全体の科学技術に関する総合戦略・資源配分方針等の作成や国家的に重要な研究開発等の評価を行っている。
た行	
大水深域	水深1,000～3,000m級の海域。海外の石油開発では、近年、技術の進展によりメキシコ湾、ブラジル沖等の水深1,000m～3,000m級の海域において、石油坑井の掘削や石油の開発生産が行われている。我が国では、これまでこのような水深の海域での開発は皆無に近く、このような水深の海域を一般的に大水深域と呼んでいる。
大陸棚	沿岸国の大陸棚とは、当該沿岸国の領海を越える海面下の区域の海底及びその下であってその領土の自然の延長をたどって大陸縁辺部の外縁に至るまでのもの又は、大陸縁辺部の外縁が領海の幅を測定するための基線から200海里の距離まで延びていない場合には、当該沿岸国の領海を越える海面下の区域の海底及びその下であって当該基線から200海里の距離までのものをいう（同条約第76条1）。沿岸国は、領海の幅を測定するための基線から200海里を超える大陸棚の限界に関する情報を、衡平な地理的代表的原則に基づき国連海洋法条約附属書Ⅱに定めるところにより設置される大陸棚の限界に関する委員会に提出する。この委員会は、当該大陸棚の外側の限界の設定に関する事項について当該沿岸国に対し勧告を行う。沿岸国がその勧告に基づいて設定した大陸棚の限界は、最終的なものとし、かつ、拘束力を有する（国連海洋法条約第76条8）。沿岸国は、大陸棚を探索し及びその天然資源を開発するため、大陸棚に対して主権的権利を行使する（同条約第77条1）。

表3 用語集

用語	説明
大陸棚の限界に関する委員会	国連海洋法条約附属書Ⅱに定めるところにより設置される委員会。同条約の締約国の国民の中から選出する地質学、地球物理学又は水路学の専門家21名で構成され、個人の資格で職務を遂行する。沿岸国は、領海の幅を測定するための基線から200海里を超える大陸棚の限界に関する情報を、大陸棚の限界に関する委員会に提出する。この委員会は、当該大陸棚の外側の限界の設定に関する事項について当該沿岸国に対し勧告を行う。沿岸国がその勧告に基づいて設定した大陸棚の限界は、最終的なものとし、かつ、拘束力を有する。（同条約第76条8、同条約附属書Ⅱ第1条及び第2条）
大陸棚プラットフォーム不法行為防止議定書2005年議定書（仮称）	固定プラットフォームを起点とした一定の不法行為等を犯罪とするもの。2005年10月に改正が採択された。改正議定書は、海洋航行不法行為防止条約2005年議定書（仮称）の発効を条件として、3か国が締結した日の後90日目の日に効力を生じる。2011年3月現在で16か国が締結。2010年7月に発効。
地域漁業管理機関	ある一定の広がりをもつ水域（例：インド洋）の中で、漁業管理をするための条約に基づいて設置される国際機関。地域漁業管理機関は関係国の参加により、対象水域における対象資源の保存・管理のための措置を決定する。カツオ・マグロ類の地域漁業管理機関としては大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）、インド洋まぐろ類委員会（IOTC）のほか、中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）、全米熱帯まぐろ類委員会（IATTC）等がある。
地球深部探査船「ちきゅう」	地球内部の調査を行うために我が国が建造。2005年7月に完成し、海洋研究開発機構（JAMSTEC）が運用している科学掘削船。水深2,500m（将来的には4,000mを目指している）の海底から約7,000mまで掘削できる性能を有している。2007年9月からは、統合国際深海掘削計画（IODP）による最初の研究航海として「南海トラフ地震発生帯掘削計画」（南海掘削）を紀伊半島沖熊野灘において開始した。
低潮線（ていちょうせん）	干満により海面が最も低くなったときの陸地と水面との境界。干出線（かんしゅつせん）ともいう。
点源負荷対策（てんげんふかたいさく）	家庭、工場などの特定可能な排出源からの汚濁負荷を低減させるための対策。污水处理施設の整備、浄化槽の整備や下水道への接続率の向上などがある。
天然ガスハイドレート	天然ガスが水分子に取り込まれ氷状の固体（ハイドレート状態）になっているもので、 -20°C でその状態を維持できる。気体状の天然ガスよりも安全性が高い等のメリットがあり、採取された天然ガスを人工的にハイドレート状態にしたものが、新たな天然ガスの輸送・貯蔵媒体として期待されている。
統合国際深海掘削計画（IODP）	海洋科学掘削船を用いて深海底を掘削することにより、地球環境変動、地球内部構造、地殻内生命圏等の解明を目的とした研究を行う国際プロジェクト。我が国が提供する地球深部探査船「ちきゅう」のほか、米国が提供するジョイス・レゾリューション号、欧州が提供する特定任務掘削船（MSP）の複数の科学掘削船を用い、科学目標を達成するための研究を行っている。（IODP：Integrated Ocean Drilling Program）
な行	
内航	本邦の各港間の航海。
南海トラフ	東海沖～熊野灘～四国沖のエリア。メタンハイドレートは、地震探査記録において特有の強反射面（BSR）を示すエリアに多く賦存することが知られているが、我が国周辺海域の中でも南海トラフはBSRを示すエリアが広い。

表3 用語集

用語	説明
二次元物理探査	海底の資源調査において、探査船に搭載されたエアガンと呼ばれる音源から音波を発し、それが海底面や地層の境界に当たってかえってきた反射波を捉え解析することで地下構造を把握する探査手法。
日本海洋データセンター (JODC)	国内の海洋調査機関によって得られた一定の海洋データを収集・管理し、国内外へ提供する機関。海上保安庁が運営している。(JODC: Japan Oceanographic Data Center)
日本型食生活	昭和50年代に実現していた食生活で、日本の気候風土に適した米を中心に農産物、畜産物、水産物等多様な副食から構成され、栄養バランスが優れているだけでなく、日本各地で生産されている農林水産物を多彩に盛り込んでいるもの。
は行	
排他的経済水域	領海に接続する水域(国連海洋法条約第55条)。領海の幅を測定するための基線から200海里を超えて拡張してはならない(同条約第57条)と規定されている。排他的経済水域における沿岸国の権利として、天然資源(生物・非生物資源)の探査、開発等の主権的権利、構築物等の設置・利用、海洋の科学的調査、海洋環境の保護及び保全に関する管轄権等が規定されている(同条約第56条)。海岸が向かい合う国との距離が400海里未満の場合の境界画定は、衡平な解決を達成するために相手国との合意により行くと規定されている。(同条約74条)
船用工業製品	エンジン、プロペラ(スクリュー)などの推進用機器、クレーンなどの荷役機械、レーダーなどの航海用機器、救命ボートなどの救命機器など、船舶を構成する機器類の総称。
発光ダイオード集魚灯	小電力で長寿命というメリットを持つ発光ダイオードを使用した、いか釣り漁船の集魚灯。燃費の大幅な節約による経営改善のほか、紫外線や騒音の解消による労働環境の改善、二酸化炭素等の排出抑制等の効果が見込まれる。
バラスト水	船舶を空荷で運航する場合等に、船体が不安定になるのを抑える等安全を確保するために、「おもし」として積載する海水。目的地に到着後、貨物等を積込む時に排出されるため、バラスト水に混入した生物が世界中に拡散し、本来の生息地ではない場所で大繁殖することにより生態系の破壊、経済活動への被害、人の健康被害等が発生させることがある。そのため、国際海事機関(IMO)では、船舶がバラスト水を排出する前に浄化処理することを求める「船舶のバラスト水及び沈殿物の制御及び管理のための国際条約(仮称)」を2004年2月に採択したが、世界的に見ても処理装置の開発が進んでおらず、条約発効の障害となっている(日本は未締結)。条約を早期に発効させるために、バラスト水処理装置の開発が喫緊の課題となっている。
非在来型の天然ガス資源	商業的に採取が可能な天然ガスに対して、効率的・採算的な採取が困難なことから、これまで商業的採取がされていない天然ガス資源をいう。メタンハイドレート他に、頁岩に貯留されるシェールガス、石炭に吸着されるコールベッドメタンなどがある。
非特定汚染源	工場・事業場や家庭からの排水などと異なり、汚濁物質の排出ポイントが特定しにくい市街地、農地、山林等の負荷の発生源。
貧酸素水塊 (ひんさんすすいかい)	溶存酸素濃度が極度に低下した水塊。海域の底層において、富栄養化により増殖したプランクトンの死骸や海域に流入する有機物を分解する際に微生物が酸素を大量に消費することで、溶存酸素濃度が極端に低下する。水生生物が長時間接することで死滅する等の被害が出ることがある。
不審船に係る共同対処マニュアル	防衛庁(当時)と海上保安庁とが、平成11年12月に、不審船に係る具体的な連携について策定したマニュアル。平成11年3月23日に発生した能登半島沖不審船事案を受けて、不審船が発見された場合の情報連絡体制や初動対処要領、自衛隊への海上警備行動の発令前後における役割分担(共同対処要領)などを規定。

表3 用語集

用語	説明
フロンティア分野 便宜置籍船 (べんぎちせきせん) 北西太平洋地域海行動計画 (NOWPAP) ポート・ステート・コントロール (PSC)	<p>「重点推進4分野」(特に重点的に研究開発を推進すべき分野)とともに第3期科学技術基本計画に位置づけられている、「推進4分野」(国の存立にとって基盤的であり国として取り組むことが不可欠な研究開発課題を重視して研究開発を推進する分野)の一つ。</p> <p>本分野では、衛星による通信・測位、地球観測・監視等の宇宙利用、多様な資源・空間を有する海洋利用等により、国民生活の安全・安心と質の向上、経済社会の発展、我が国の総合的な安全保障や地球・人類の持続的発展などへの貢献を目指す。</p> <p>船主が船籍を便宜的に外国に登録した船舶。税負担が少なく、船員関係の運航上の規制が緩やかで、賃金の安い外国人船員を雇用することができるパナマやリベリアなどの国に置籍される例が多い。</p> <p>海洋環境の保全のため国連環境計画 (UNEP) が進めている地域海計画の一つ。日本海及び黄海を対象とし、1994年(平成6年)に日本、中国、韓国及びロシアの4カ国により採択された。その事務局機能を果たすRCU(地域調整ユニット)が、日本(富山)及び韓国(釜山)に2004年(平成16年)に設置された。(NOWPAP: NOrthWest Pacific Action Plan)</p> <p>外国籍の船舶が入港した際、寄港国の機関がその船舶に立ち入り、船舶の構造・設備及び海洋汚染防止機器並びに船員の資格要件等が国際条約に適合しているかどうか検査する制度。</p>
ま行	
みなとオアシス メタンハイドレート 面源負荷対策 (めんげんふかたいさく)	<p>みなとを核とした地域住民の交流促進や観光の振興を通じた地域の活性化を図るため、地方整備局長等が登録した施設。</p> <p>低温高圧の条件下で、水分子にメタン分子(天然ガス)が取り込まれ、氷状になっているもの。非在来型の化石燃料として将来の実用化が期待されている。また、我が国周辺の南海トラフ等にも、相当量の賦存が見込まれており、新たな国産エネルギー資源になりうるとして期待されている。</p> <p>市街地、農地など面的な広がりをもつ排出源からの汚濁負荷を低減させるための対策。路面の清掃や雨水の地下浸透促進、施肥量の適正化、農業用ため池の活用などがある。</p>
や行	
予防的な対策	<p>地球サミットにおいて採択されたりオ宣言の中で述べられた「予防的な取組方法 (Precautionary approach)」では、「環境を保護するため、予防的方策は、各国により、その能力に応じて広く適用されなければならない。深刻な、あるいは不可避免的な被害のおそれがある場合には、完全な科学的確実性の欠如が、環境悪化を防止するための費用対効果の大きな対策を延期する理由として使われてはならない。」とされている。同サミット後、世界各国が様々な施策を実施する際には、この原則に基づいた予防的な取組方法が基本的な考え方となっている。</p>
ら行	
ライザー掘削 離岸堤 (りがんてい)	<p>海底の掘削孔から海面上の設備までを連結したパイプ(ライザーパイプ)の中をドリルパイプが通る二重管構造での掘削方法。ライザーパイプと噴出防止装置を用いて、泥水循環掘削(泥水で孔壁を保護し、地層圧力とバランスを取りながら行う掘削)を行うことで、掘削孔の崩れを防ぎ、より深くまで安定して掘削することを可能とする。</p> <p>波の勢いを弱めるため、あるいは海岸に砂を蓄えることを目的として、海岸から離れた沖合いに海岸線と平行に設置される構造物。</p>

表3 用語集

用語	説明
領海 ロンドン議定書	領土に接続する水域。沿岸国の主権が及ぶ。国連海洋法条約第3条では、「基線から測定して12海里を超えない範囲」でその幅を定める権利が認められている。我が国は、原則、基線からその外側12海里の線までを領海の範囲としている（領海及び接続水域に関する法律）。 陸上において発生した廃棄物等の海洋投棄による海洋汚染の防止を目的としたロンドン条約の内容を改正・強化した議定書。廃棄物の海洋投棄を原則禁止とするとともに、投棄可能な廃棄物についてもその環境影響についての事前の検討等を求めている。正式名称は「1972年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の1996年の議定書」。1996年（平成8年）に採択、2006年（平成18年）に発効。
アルファベット	
AIS	「船舶自動識別装置」を参照。
ASEAN地域フォーラム	1994年から開始されたアジア太平洋地域における政治・安全保障分野を対象とする全域的な対話のフォーラム。ASEANを中核としている。政治・安全保障問題に関する対話と協力を通じ、地域の安全保障環境を向上させることを目的とする。外交当局と国防・軍事当局の双方の代表が出席。毎年夏に開催される閣僚会合（外相会合）を中心とする一連の会議の連続体。①信頼醸成の促進、②予防外交の進展、③紛争へのアプローチの充実という3段階のアプローチを設定して漸進的な進展を目指している。徐々にその参加国を拡大しつつ、平成22年4月現在では26カ国及びEUが参加している。
EPA	「経済連携協定（EPA）」を参照。
GEOSS	「全球地球観測システム（GEOSS）10年実施計画」を参照。
ICRI	「国際サンゴ礁イニシアティブ（ICRI）」を参照。
ILO海上労働条約	船員の雇用条件、居住設備、医療・福祉、社会保障等に係る国際的な基準を確立することにより、船員の労働環境の向上及び海運における公平な競争条件の確保を図ることを目的とする、既存の60を超える条約等を統合した国際条約。対象範囲が広く、例えば、時間外労働を含めて1日14時間まで、7日間72時間までといった労働時間の限度等の具体的な基準や、寄港国が外国船舶に立ち入って条約の遵守について監督することを認めるといった執行面の規定が含まれる。2006年2月に採択された。
IOC	「政府間海洋学委員会（IOC）」を参照。
IODE	「国際海洋データ・情報交換システム（IODE）」を参照。
IODP	「統合国際深海掘削計画」を参照。
IPCC	「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」を参照。
IMO	「国際海事機関（IMO）」を参照。
JODC	「日本海洋データセンター（JODC）」を参照。
MARPOL条約	「海洋汚染防止条約（MARPOL条約）」を参照。

表3 用語集

用語	説明
NOWPAP	「北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）」を参照。
OECD	「経済協力開発機構（OECD）」を参照。
PSC	「ポート・ステート・コントロール(PSC)」を参照。
PSI	「拡散に対する安全保障構想（PSI）」を参照。
ReCAAP	「アジア海賊対策地域協力協定（ReCAAP）」を参照。
SOLAS条約	「海上人命安全条約(SOLAS条約)」を参照。
TAC	「漁獲可能量（TAC）制度」を参照。
TAE	「漁獲努力可能量（TAE）制度」を参照。
WCRP	「世界気候研究計画（WCRP）」を参照。
WTO	「世界貿易機関（WTO）」を参照。

平成24年版 海洋の状況及び海洋に関して講じた施策

平成24年8月発行

発行：内閣官房 総合海洋政策本部事務局

表表紙：平成24年6月に長崎県五島市杵島沖に設置された100kWの浮体式洋上風力発電の試験機（環境省提供）

裏表紙上段：平成24年2月に就航した新海洋資源調査船「白嶺」（資源エネルギー庁提供）

裏表紙下段左上：海底熱水鉱床のチムニー（資源エネルギー庁提供）

裏表紙下段右上：コバルトリッチクラスト（資源エネルギー庁提供）

裏表紙下段左下：チムニーの断面（資源エネルギー庁提供）

裏表紙下段右下：海底のボーリング調査結果（資源エネルギー庁提供）

総合海洋政策本部ホームページ：

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/index.html>

